



埼玉県報

第 2887 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 31 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし（社会福祉課）

条例

- 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則（高校教育指導課）

- 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則(小中学校人事課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(任用審査課)

訓令

- 副知事の担当事務に関する訓令(改革推進課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(出納総務課)
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(総務給与課)

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局事業財務規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 平成 20 年埼玉県告示第 491 号の一部を改正する告示（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 清算法人指扇北土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 清算法人指扇北土地改良区の清算人退任届（さいたま農林振興センター）
- 北武蔵用水土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)
- 所沢都市計画区域区分の変更 (都市計画課)
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)
- 草加都市計画区域区分の変更 (都市計画課)
- 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)
- 深谷都市計画区域区分の変更 (都市計画課)
- 寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)
- 西吉見南部土地区画整理組合の解散の認可 (市街地整備課)
- 和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業の事業計画の変更(第 4 回)(市街地整備課)
- 宮代町道仏土地区画整理組合の定款の変更 (第 3 回) (市街地整備課)
- 宮代町道仏土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更 (市街地整備課)
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の事業計画の変更 (第 2 回) (市街地整備課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示 (八潮新都市建設事務所)
- 県道練馬川口線の区域の変更 (さいたま県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の区域の変更 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 県道皆野荒川線の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 県道本庄寄居線の区域の変更 (本庄県土整備事務所)
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定 (本庄県土整備事務所)
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更 (行田県土整備事務所)

- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示（政策調査課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額の改定（経営管理課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更（選挙管理委員会）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（社会福祉課）

一 趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、条ずれの整理を行う。

三 施行期日

平成二十九年四月一日

条 例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二千十九大会課」に改め、同表保健医療部の項中

整備課	を	医療整備課	に改める。
		医療人材課	

第六条の二市町村課の項第二号中「地方自治法」を「法」に改める。

第七条職員健康支援課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の年金（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二国際課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条ラグビーワールドカップ大会課の項中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二千十九大会課」に改める。

第七条の四環境政策課の項中第十六号を第二十一号とし、第十五号の次に次の五号を加える。

十六 砂利採取法の施行に関すること。

十七 採石法の施行に関すること。

十八 埼玉県土採取条例の施行に関すること。

十九 農地法に基づく農地の転用（砂利採取に係るものに限る。）に関すること。

二十 埼玉県山西省友好記念館の管理に関すること。

第七条の四大気環境課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。

第七条の四みどり自然課の項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号から第

二十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第八条社会福祉課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条保健医療政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第五号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五 健康危機管理に関すること。

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。

七 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

八 予防接種法の施行に関すること。

第九条医療整備課の項第三号中「（准看護師にあつては、試験及び免許に関することを除く。）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行」を「の施行（看護師等の処分に関するに限る。）」に改め、同項第四号中「、歯科衛生士法、診療放射線技師法（診療エックス線技師にあつては、免許に関するものを除く。）」を削り、「、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法及び言語聴覚士法の施行」を「及び視能訓練士法の施行（医療人材課において所掌するものを除く。）」に改め、同項中第九号から第十一号までを削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 診療放射線技師法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条医療整備課の項の次に次の一項を加える。

医療人材課

一 医療従事者の確保に関すること。

二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。

三 保健師助産師看護師法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法及び視能訓練士法の施行（学校、養成所又は養成施設に関することに限る。）に関すること。

五 歯科技工士法の施行（学校又は養成所に関すること及び業務従事届に関することに限る。）に関すること。

六 歯科衛生士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法及び言語聴覚士法の施行に関すること。

七 高等看護学院との連絡調整に関すること。

第九条健康長寿課の項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 糖尿病重症化予防対策に関すること。

第九条疾病対策課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とする。

第十条産業支援課の項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関すること。

第十条就業支援課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職業安定法の施行に関すること。

第十条シニア活躍推進課の項第一号中「及び活動支援（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）」を削り、同項第三号中「及び活動支援」を削り、同項第四号中「活躍推進」の下に「（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）」を加える。

第十一条農業政策課の項第七号中「及び農地等の買収売渡に伴う特別会計の経理」を削る。

第十三条都市整備政策課の項第五号中「（保健医療政策課において所掌するものを除く。）」を削り、同条建築安全課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の二第一項第二十四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条第二項第二号中「公告」の下に「公表」を加える。

第三百三十一条の十五中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定、報告の受理、措置命令等」を「事務」に改め、同号を同条第十二号とする。

第八十八条第一項の表部の項中「参事」の下に「又は参与」を加え、同表危機管理課の項中「危機管理課」の下に「及び消防防災課」を、「指揮監督する」の下に「とともに」、当該事務について、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事

務を整理する」を加え、同条第三項の表本庁及び部の項を次のように改める。

本庁及び部	参事	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
参与	上司の命を受け、特に指定された重要事項（専門的な知識、経験等を必要とするものに限る。）を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	
副参事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理防災部	消防防災政策幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、事務を整理する。
---------	---------	--

第百八十八条第三項の表計画調整課及び保健医療政策課の項を削り、同表職員健康支援課及び医療整備課の項中「医療整備課」を「医療人材課」に改め、同表広聴広報課の項の次に次のように加える。

保健医療政策課	感染症対策幹	上司の命を受け、感染症対策に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
---------	--------	---

第百八十八条第三項の表健康長寿課及び疾病対策課の項中「健康長寿課」を「医療人材課、健康長寿課」に改める。

第百九十二条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を次のように改める。

埼玉県産業技術総合センター	技術・事業化支援室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、北部研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------------	------------	--

第百九十二条第三項の表総合技術センターの項を次のように改める。

総合技術センター	技術指導幹	上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	総合技術幹	上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	企画技術幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、事務を整理する。
	主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
	副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	主任工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、県民生活部ラグビーワールドカップ大会課に勤務してい

る者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、県民生活部ラグビーワールドカップ二千十九大会課に勤務を命ぜられたものとする。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の参事」の下に「、参与」を加える。

第八条中「及び行政監察幹」を「、行政監察幹及び消防防災政策幹」に改める。

第九条第一項中「、政策幹」を削り、「危機対策幹」の下に「、感染症対策幹」を加える。

別表第二第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中10を13とし、9の次に次のように加える。

10 法第七十七条の三の規定に基づき、出資に関する業務を行おうとすることの認可をすること。

11 法第七十九条の三第一項及び第二項の規定に基づき、認可をすること。

12 法第七十九条の四の規定に基づき、償還計画の認可をすること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄5中「副課長」を「課所長」に改め、「（給料表の適用が医療職給料表（一）の職員及び医療職給料表（三）の職員のうち知事の指定する職員については、課所長以上の者。10において同じ。）」を削り、同欄10中「副課長」を「課所長」に、「主幹」を「副課長」に改め、同号部長専決事項の欄8中「主幹」を「副課長、主幹」に改め、同欄12を次のように改める。

12 副課長、主幹、主査及び一般職員の採用、転任、派遣、辞職等並びに主幹、主査及び一般職員の昇任及び昇格を決定すること。

別表第四県民生活部の表共助社会づくり課の項部長専決事項の欄5中「仮認定」を「特例認定」に改め、同表男女共同参画課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

- 5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉人の吸収合併の認可を決定すること。
- 6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。
- 7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（従業員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。
- 8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄15を削り、同欄16中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同欄16を同欄15とし、同表消費生活課の項第十号部長専決事項の欄8中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

別表第四環境部の表環境政策課の項に次の三号を加える。

<p>十一 砂利採取法 （昭和四十三年 法律第七十四 号。以下この項 において「法」 という。）の施 行に関する事務</p>	
<p>十二 採石法（昭 和二十五年法律</p>	
<p>1 法第十二条第一項の規定に基づき、砂利採取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>2 法第二十六条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた砂利採取業者に対し、その認可を取り消し、又は砂利の採取の停止を命ずること。</p>	<p>1 法第三十二条の十の規定に基づき、採石業者の登録を取り消</p>

<p>第二百九十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>2 法第三十三条の十二の規定に基づき、採取計画の認可を受けた採石業者に対し、その認可を取り消し、又は岩石の採取の停止を命ずること。</p>
<p>十三 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）の施行に関する事務</p>		<p>埼玉県土採取条例第十三条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた土採取業者に対し、その認可を取り消し、又は土の採取の停止を命ずること。</p>

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号知事決裁事項の欄中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第八項」に改め、同欄3中「第二十条の三第十項」を「第二十一条第十項」に改め、同欄4中「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄5中「第二十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄6中「第二十四条第四項」を「第三十八条第四項」に改め、同欄7中「第二十四条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同表みどり自然課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第五十六条第八項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄5を同欄3とし、同欄6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員）の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄16中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同表高齢者福祉課の項第三号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、その次に次のように加える。

2 法第四十五条の三十六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄中3を削り、4を3とし、5を削り、同欄6中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄6を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄7及び8を次のように改める。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員）の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄9中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄14中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄中13を15とし、12を13とし、その次に次のように加える。

14 法第六十二条第二項の規定に基づき、社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営を許可すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄11の次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、5を削り、同欄6中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄6を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

5 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

6 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員の新職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号部長専決事項の欄7を次のように改める。

7 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第二号部長専決事項の欄8を削り、同欄9中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号知事決裁事項の欄中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、同欄4中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を削り、同欄7中「第四十七条の二第三項及び第四項」を「第四十七条の四第三項及び第四項」に改め、同欄7を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。

6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、

社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄8を次のように改める。

8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄9を削り、同欄10中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄15中「第七十二条第一項、第二項及び第三項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に改める。
別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項に次の三号を加える。

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第十条第一項の規定に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めること。 2 法第三十三条（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項の規定に基づき、交通を制限し、又は遮断すること。	1 法第十六条の二の規定に基づき、医師その他の医療関係者に対し、措置の実施に対する必要な協力を求めること。 2 法第三十八条第九項の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消すこと。
八 予防接種法		予防接種法第六条第一項の規

<p>(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関する事務</p>	<p>九 新型インフル エンザ等対策特 別措置法(以下 この項において 「法」という。) の施行に関する 事務</p>	<p>定に基づき、臨時の予防接種を行 い、又は市町村長に行うよう指示 すること。</p>
<p>九 新型インフル エンザ等対策特 別措置法(以下 この項において 「法」という。) の施行に関する 事務</p>	<p>1 法第七条第一項 の規定に基づき、 都道府県行動計画 を作成すること。 2 法第二十二條第 一項の規定に基づ き、都道府県対策 本部を設置するこ と。 3 法第二十三條第 二項第五号の規定 に基づき、都道府 県対策本部の本部 員を任命すること。 4 法第二十三條第 三項の規定に基づ き、都道府県対策 本部の副本部長を 指名すること。 5 法第二十四條第 三項の規定に基づ き、指定地方行政 機関の長等に対 し、その指名する 職員の派遣(医療 に係るものに限 る。)をすよう 求めること。</p>	<p>1 法第二条第七号の規定に基 づき、指定地方公共機関(医療、 医薬品、医療機器又は再生医療 等製品の製造又は販売等の公 益的事業を営む法人に限る。) を指定すること。 2 法第八条第五項(同条第八項 において準用する場合を含む。) の規定に基づき、市町村行動計 画について、市町村長に対し、 必要な助言又は勧告をするこ と。 3 法第四十二条第一項の規定 に基づき、指定行政機関の長等 に対し、当該機関の職員の派遣 (医療に係るものに限る。)を 要請すること。</p>
<p>6 法第二十四條第</p>	<p>6 法第二十四條第</p>	

六項の規定に基づき、総合調整の関係機関に対し、新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出（医療に係るものに限る。）を求めると。

7 法第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示すること。

8 法第三十三条第二項の規定に基づき、関係市町村長等及び指定公共機関等に対し、必要な指示（医療に係るものに限る。）をすること。

9 法第三十九条第一項の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求

めること。

10 法第四十八条第

二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。

11 法第四十九条第

二項の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用すること。

12 法第五十四条第

三項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関等に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を行うべきことを指示すること。

13 法第五十五条第

二項の規定に基づき、特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に限る。次の14において同じ。）を収用すること。

14 法第五十五条第

	<p>三項の規定に基づき、特定物資の生産等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずること。</p> <p>15 法第五十六条第三項の規定に基づき、同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。</p>	
--	---	--

別表第四保健医療部の表国保医療課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法附則第七条の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定めること。</p>	<p>1 法附則第七条の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定めるに当たり、市町村の意見を聴くこと。</p> <p>2 法附則第八条の規定に基づき、標準保険税率を算定すること。</p> <p>3 法附則第九条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金を算定すること。</p>
---	--	--

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中32を46とし、26から31までを40から45までとし、同欄25中「第五十七条第四項」を「第五十八条の二第四項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同欄25を同欄36とし、その次に次のように加える。

37 法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項の規定に基づ

き、医療法人の新設合併を認可すること。

38 法第六十条の三第四項の規定に基づき、医療法人の吸収分割を認可すること。

39 法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項の規定に基づき、医療法人の新設分割を認可すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄24を同欄35とし、同欄23を同欄34とし、同欄22中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改め、同欄22を同欄33とし、同欄21中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同欄21を同欄31とし、その次に次のように加える。

32 法第四十六条の五第六項ただし書の規定に基づき、管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中20を30とし、19を29とし、18を27とし、その次に次のように加える。

28 法第四十二条の三第一項の規定に基づき、実施計画が適当である旨の認定をすること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17を26とし、16の次に次のように加える。

17 法第三十条の十五第一項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、書面の提出を求めること。

18 法第三十条の十五第二項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めること。

19 法第三十条の十五第四項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をするよう求めること。

20 法第三十条の十五第六項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずること。

21 法第三十条の十五第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを要請すること。

22 法第三十条の十六第一項の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示すること。

23 法第三十条の十六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを要請すること。

24 法第三十条の十七の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを勧告すること。

25 法第三十条の十八の規定に基づき、命令、指示又は勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第二号事務の種類の欄中「。以下この項において「法」という。」及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「施行令」という。」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

保健師助産師看護師法第十四条第二項（同法第五十三条第二項（同法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師に対して処分をすること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第三号事務の種類の欄中「及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の三第一項の規定に基づき、期間を定めて医業類似行為を業とする者の業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第四号を削り、同項第五号事務の種類の欄中「及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）」を削り、同号部長専決事項の欄3を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号事務の種類の欄中「及び歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第五号とする。

歯科技工士法第八条第二項の規定に基づき、歯科技工士の免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることが必要であると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第七号事務の種類の欄中「及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）」を削り、同

号部長専決事項の欄4を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号事務の種類
 欄中「及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)」
 を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第七号とする。

理学療法士及び作業療法士法第七条第二項の規定に基づき、理学療法士又
 は作業療法士の免許を取り消し、又は期間を定めてその名称の使用を停止す
 る必要があると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第九号を削り、同項第十号事務の種類
 の欄中「及び視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)」を削り、
 同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第八号とする。

視能訓練士法第八条第二項の規定に基づき、視能訓練士の免許を取り消し、
 又は期間を定めてその名称の使用を停止する必要があると認めるとき、その
 旨を厚生労働大臣に具申すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第十一号から第十五号までを削り、同
 項の次に次のように加える。

課 材 人 療 医			
一 保健師助産 師看護師法及 び保健師助産 師看護師法施 行令(昭和二十 八年政令第三 百八十六号)の 施行に関する 事務			1 保健師助産師看護師法第十五 条の二第二項(同法第五十三条 第二項(同法第六十条において 準用する場合を含む。))におい て準用する場合を含む。)の規 定に基づき、准看護師再教育研 修を受けるよう命ずること。 2 保健師助産師看護師法施行令 第十六条第一項(同令第二十条 において準用する場合を含む。) の規定に基づき、指定を取り消 すこと。
	二 看護師等の 人材確保の促 進に関する法 律(平成四年法 律第八十六号。		1 法第十四条第一項の規定に基 づき、県ナースセンターを指定 すること。 2 法第十九条第一項又は第二項 の規定に基づき、県ナースセン

<p>以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の施行に関する事務</p>	<p>四 歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の施行に関する事務</p>	<p>五 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の施行に関する事務</p>	<p>六 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の施行に関する事務</p>	<p>七 臨床検査技師</p>
<p>ターの指定を取り消すこと。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第六条第一項の規定に基づき、認定養成施設の認定を取り消すこと。</p>	<p>歯科衛生士法施行令第八条第一項の規定に基づき、指定養成所を取り消すこと。</p>	<p>診療放射線技師法施行令第十二条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>歯科技工士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>臨床検査技師等に関する法律施</p>

<p>師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の施行に関する事務</p>	<p>八 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の施行に関する事務</p>	<p>九 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の施行に関する事務</p>	<p>十 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の施行に関する事務</p>	<p>十一 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）の施行に関する事務</p>	<p>十二 義肢装具</p>
<p>行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>理学療法士及び作業療法士法施行令第十四条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>	<p>柔道整復師法施行令第七条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>	<p>視能訓練士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>臨床工学技士学校養成所指定規則第七条の規定に基づき、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号までの臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。</p>	<p>義肢装具士学校養成所指定規則</p>

<p>士学校養成所 指定規則（昭和 六十三年文部 省・厚生省令第 三号）の施行に 関する事務</p>		<p>第七条の規定に基づき、義肢装具 士法（昭和六十二年法律第六十一 号）第十四条第一号から第三号ま での義肢装具士養成所の指定を取 り消すこと。</p>
<p>十三 救急救命 士学校養成所 指定規則（平成 三年文部省・厚 生省令第二号） の施行に關す る事務</p>		<p>救急救命士学校養成所指定規則 第七条の規定に基づき、救急救命 士法（平成三年法律第三十六号） 第三十四条第一号、第二号及び第 四号の救急救命士養成所の指定を 取り消すこと。</p>
<p>十四 言語聴覚 士学校養成所 指定規則（平成 十年文部省・厚 生省令第二号） の施行に關す る事務</p>		<p>言語聴覚士学校養成所指定規則 第七条の規定に基づき、言語聴覚 士法（平成九年法律第百三十二号） 第三十三条第一号から第三号まで 及び第五号の言語聴覚士養成所の 指定を取り消すこと。</p>

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

別表第四産業労働部の表商業・サービス産業支援課の項第五号部長専決事項の欄5中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同表産業支援課の項第四号事務の種類の欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号知事決裁事項の欄1中「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄2中「第二十八条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十八条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、同欄2中「第二十九条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄3中「第二十九条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同欄4中「第二十九条第四項」を「第三十八条第四項」に改め、同欄5中「第二十九条第六項」を「第三十八条第六項」に改め、同欄6中「第三十条第二項」を「第三十九条第二項」

に改め、同欄7中「第三十条第三項」を「第三十九条第三項」に改め、同表企業立地課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

<p>二 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十七条の二第三項の規定に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をすること。</p> <p>2 法第十七条の二第四項の規定に基づき、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定をすること。</p> <p>3 法第十七条の二第六項の規定に基づき、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を取り消すこと。</p>
---	---

別表第四産業労働部の表就業支援課の項第二号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第一項」を「第二十九条第二項」に、「無料職業紹介事業の届出を」を「無料の職業紹介事業を行う旨を通知」に改め、同欄2を削り、同欄3中「第十三条の四第二項において準用する法第三十二条の八第一項」を「第二十九条の二」に、「無料職業紹介事業の廃止の届出を」を「無料の職業紹介事業を廃止した旨を通知」に改め、同欄3を同欄2とし、同項に次の一号を加える。

<p>四 雇用対策法 (昭和四十一年法律第三百三十二号)の施行に関する事務</p>	<p>雇用対策法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請すること。</p>
---	--

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号事務の種類の欄中「(平成十七年法律第二十四号)」を削り、同号部長専決事項の欄中「第十七条の十五第四項」を「第十七条の二十七第四項」に改め、同表農業支援課の項第九号部長専決事項の欄中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄中11を14とし、10を13とし、9を12とし、同欄8中「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7を同欄10とし、同欄6中「若しくは林地処分事業実施

規程」を「、林地処分事業実施規程若しくは森林経営規程」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第百条の八第一項の規定に基づき、生産森林組合の株式会社への組織変更を認可すること。

7 法第百条の十六の規定に基づき、生産森林組合の合同会社への組織変更を認可すること。

8 法第百条の二十二第一項の規定に基づき、生産森林組合の認可地縁団体への組織変更を認可すること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項第四号部長専決事項の欄1中「第四条第一項又は第十一項」を「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同欄2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「立体交差化等による」を「指定踏切道の」に改め、同表道路環境課の項第五号部長専決事項の欄1中「第四条第一項又は第十一項」を「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同欄2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「立体交差化等による」を「指定踏切道の」に改める。

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第六号部長専決事項の欄17中「一部等」の下に「又は個別利用区内の宅地」を加え、同表建築安全課の項第一号事務の種類欄中「及び建築基準法施行令」を「、建築基準法施行令」に改め、「施行令」という。）の下に「及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）」を加え、同号部長専決事項の欄中88を92とし、49から87までを53から91までとし、48を50とし、その次に次のように加える。

51 法第六十条の三第一項第三号の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の特例に関する許可をすること。

52 法第六十条の三第二項ただし書の規定に基づき、特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例に関する許可をすること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中47を49とし、8から46までを10から48までとし、7の次に次のように加える。

8 法第十二条第二項ただし書の規定に基づき、特定建築物のうち点検を要しないものについて、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて指定するもの。

9 法第十二条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築設備のうち点検を要しないものについて、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて指定

すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

93 建築基準法施行規則第十条の二十二の三第一項の規定に基づき、法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消した旨を公告すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の一号を加える。

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する事務	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせること。
---	--

別表第四都市整備部の表住宅課の項第七号知事決裁事項の欄中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第四条第四項（同条第七項）」を「第四条第五項（同条第八項）」に改め、同欄2中「第四条第五項（同条第七項）」を「第四条第六項（同条第八項）」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同欄3中「第四条第六項（同条第七項）」を「第四条第七項（同条第八項）」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同欄中4を削り、5を4とし、6から10までを5から9までとする。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。

5 法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定に基づき、医療連携推進認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中46を54とし、45を53とし、44を52とし、43の次に次のように加える。

44 法第七十条第一項の規定に基づき、医療連携推進認定をすること。

45 法第七十条の二第五項前段の規定に基づき、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を定めるための協議を行うこと。

46 法第七十条の十五において準用する法第五十五条第六項の規定に基づき、

地域医療連携推進法人の解散を認可すること。

47 法第七十条の十五において準用する法第五十六条の十二第三項及び第四項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

48 法第七十条の十八第一項において準用する法第五十四条の九第三項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の定款の変更を認可すること。

49 法第七十条の十九第一項の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

50 法第七十条の二十において準用する法第六十四条第一項の規定に基づき、地域医療連携推進法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

51 法第七十条の二十において準用する法第六十四条第二項の規定に基づき、地域医療連携推進法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第二第二十二号事務の種類の欄中「及び埼玉県個人情報保護条例」を削り、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律第七十七条の規定に基づき、同法第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十九年四月二日
- 二 第三条の規定 平成二十九年五月三十日

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、産業技術情報幹」を削り、「総合技術幹」の下に「、企画技術幹」を加える。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中「公告」の下に「、公表」を加え、同表東部地域振興センター所長、中央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号事務の種類の欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号委任事務の欄中「第三十七条第一項」を「第四十六条第一項」に、「承認経営革新計画の進ちよく状況の」を「承認経営革新事業を行う中小企業者について」に改め、同号専決事項の欄1中「第九条第一項及び第十条第一項」を「第八条第一項及び第九条第一項」に改め、同欄2中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表環境管理事務所長の項第九号委任事務の欄1中「第八条」を「第八条第一項（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「事業者等に係る」を削り、同欄2中「第九条」の下に「（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「事業者等から届出のあつたポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同欄3を削り、同欄7中「第六条」を「第十一条及び第二十一条」に改め、同欄7を同欄11とし、同欄6中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項（法第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同欄6を同欄10とし、同欄5中「第十七条」を「第二十四条（法第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「、事業者等に対し」を削り、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第十四条」を「第十一条（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第十六条第二項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保管事業者の地位の承継の届出を受理すること。

8 法第十八条第二項第二号の規定に基づき、所有事業者から届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第九号委任事務の欄2の次に次のように加える。

3 法第十条第二項（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた旨の届出を受理すること。

4 法第十条第三項第二号の規定に基づき、保管事業者から届出を受理すること。

5 法第十条第四項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第九号専決事項の欄中「第十六条第一項」を「第十二条第一項（法第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「、事業者に対し」を削り、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同項第十七号専決事項の欄1中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「をする」を「の申請を受理する」に改め、同欄2を次のように改める。

2 条例第四条第一項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿に登録をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄中6を12とし、5を10とし、その次に次のように加える。

11 条例第十三条第四項の規定に基づき、処分をした旨を浄化槽保守点検業者及び営業区域又は営業区域であった区域を管轄する市町村長に通知すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄4を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 条例第八条第一項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を抹消すること。

9 条例第八条第二項の規定に基づき、登録を抹消した旨を浄化槽保守点検業者であった者の営業区域であった区域を管轄する市町村長に通知すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 条例第四条第二項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録した旨を申請者及び営業区域を管轄する市町村長に通知する

こと。

4 条例第五条第一項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿への登録を拒否すること。

5 条例第五条第二項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録を拒否した旨を申請者に通知すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第二号委任事務の欄5中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、同項第八号専決事項の欄1中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に、「2」を「2から7まで」に改め、同欄2中「第四十三条第三項」を「第四十五条の三十六第四項」に改め、同欄中9を14とし、6から8までを11から13までとし、同欄5中「6及び7」を「11及び12」に改め、同欄5を同欄10とし、同欄4を同欄9とし、同欄3中「4に」を「9に」に、「4から7」を「9から12」に改め、同欄3を同欄8とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第五十五条の二第一項本文の規定に基づき、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承認すること。

4 法第五十五条の三第一項本文の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。

5 法第五十五条の三第二項の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の軽微な変更の届出を受理すること。

6 法第五十五条の四の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。

7 法第五十九条の規定に基づき、社会福祉法人の計算書類等及び財産目録等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄中29を32とし、28を31とし、27を30とし、同欄26中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、「ついで、」の下に「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同欄26を同欄29とし、同欄中25を28とし、21から24までを24から27までとし、同欄20中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同欄20を同欄23とし、同欄19中「児童に」を「児童の」に、「加え」を「行わせ」に、「委託する」を「行うことを委託させる」に改め、同欄19を同欄20とし、その次に次のように加える。

21 法第三十三条第七項の規定に基づき、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させること。

22 法第三十三条第九項の規定に基づき、保護延長者の一時保護を行わせ、又は

適当な者に一時保護を行うことを委託させること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄18の次に次のように加える。

19 法第三十一条第四項前段の規定に基づき、延長者について、法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置をすること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第二号委任事務の欄5中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

6 法第十三条第二項の規定に基づき、保護者に対し、児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うこと。

7 法第十三条第三項の規定に基づき、同条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

8 法第十三条の二の規定に基づき、関係機関との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うとともに、保護者からの相談に応じ、児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中35を40とし、27から34までを32から39までとし、同欄26中「第三十六条第一項から第三項まで」を「第三十六条第一項、第二項及び第四項」に、「第五十条第三項及び第四項」を「第五十条第五項及び第六項」に改め、「に基づき、法」の下に「第二十六条の第三項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、」を加え、同欄26を同欄31とし、同欄中25を30とし、20から24までを25から29までとし、19を22とし、その次に次のように加える。

23 法第二十六条の三第一項若しくは第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定に基づき、検体等の提出を命じ、又は当該職員に検体等は無償で収去させること。

24 法第二十六条の四第一項若しくは第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定に基づき、検体等の提出若しくは採取に必ずべきことを命じ、又は当該職員に検体等を採取させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中18を21とし、5から17までを8から20までとし、同欄4中「第十七条第三項及び第四項」を「第十六条の三第五項及び第六項」に改め、「政令において準用する場合を含む。」の下に「、第四十四条の七第九項」を加え、「通知する」を「通知し、又は書面を交付する」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第十七条第一項若しくは第二項（法第七条第一項により定められた政令に

において準用する場合を含む。)又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定に基づき、健康診断を勧告し、又は当該職員に行わせること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中3を削り、2を3とし、その次に次のように加える。

4 法第十五条第三項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該職員に検体等の提出又は採取を求めさせること。

5 法第十六条の三第一項本文若しくは第三項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)又は第四十四条の七第一項本文若しくは第三項の規定に基づき、検体の提出若しくは採取に応じるべきことを勧告し、又は当該職員に検体を採取させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄1の次に次のように加える。

2 法第十四条の二第二項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)の規定に基づき、検体等の提出を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号委任事務の欄2中「において」の下に「薬局の管理その他」を加え、同欄15中「において」の下に「店舗の管理その他」を加え、同欄16、20及び23中「において」の下に「営業所の管理その他」を加える。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中12を18とし、9から11までを15から17までとし、8を11とし、その次に次のように加える。

12 法四十条の五第一項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可をすること。

13 法四十条の五第四項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。

14 法四十条の六第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄7を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第三十九条の二第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を4とし、その次に次のように加える。

5 法第三十五条第三項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営

業所の管理その他業務に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄2の次に次のように加える。

3 法第二十八条第三項ただし書の規定に基づき、店舗以外の場所において店舗の管理その他業務に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第三号専決事項の欄15中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄16中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同欄17中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄18中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同欄19中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同表農林振興センター所長の項第二十四号専決事項の欄中「第十七条の十五第四項」を「第十七条の二十七第四項」に改め、同表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第十条第一項及び第三項」の下に「法第百九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄中7を12とし、6を11とし、5を10とし、4を7とし、その次に次のように加える。

8 法第二十六条の三第三項及び第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林経営規程の制定、変更又は廃止を承認するに付。

9 法第二十六条の三第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄3中「第二十四条第一項及び第三項」の下に「法第百九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄3を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十四条第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄2中「第十九条第一項及び第三項」の下に「法第百九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第十九条第四項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長

の項第二号専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る信託規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄1中「第十条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中7を12とし、6を11とし、5を10とし、4を7とし、その次に次のように加える。

8 法第二十六条の三第一項及び第三項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林経営規程の制定、変更又は廃止を承認すること。

9 法第二十六条の三第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出を受理すること。
別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄3中「第二十四条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄3を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十四条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄2中「第十九条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第十九条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る信託規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄22、23、25及び26中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同欄中78を88とし、77を87とし、同欄76中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同欄76を同欄86とし、同欄75中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改め、同欄75を同欄85とし、同欄中74を84とし、50から73までを60から83までとし、49を50とし、その次に次のように加える。

51 法第四十八条の二十第一項の規定に基づき、道路協力団体として指定するこ

と。

- 52 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、公示すること。
- 53 法第四十八条の第二第三項の規定に基づき、届出を受理すること。
- 54 法第四十八条の第二第四項の規定に基づき、公示すること。
- 55 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、報告をさせること。
- 56 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

57 法第四十八条の第二第二第三項の規定に基づき、指定を取り消すこと。

58 法第四十八条の第二第二第四項の規定に基づき、公示すること。

59 法第四十八条の二十三の規定に基づき、必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中48を49とし、36から47までを37から48までとし、35の次に次のように加える。

36 法第四十七条の七第二項の規定に基づき、地上権を設定すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十九号を次のように改める。

<p>二十九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下この項において「法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号。以下この項において「施行令」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十四条第二項の規定に基づき、施行令第七条第三項に定める権限のうち、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十一条の規定による場合を除く。）、第四号から第七号まで、第九号から第十九号まで、第二十号（道路法第四十七条の二第一項の規定により特殊車両の通行を許可することに限る。）、第二十一号又は第二十三号から第三十八</p>	<p>法第十四条第二項の規定に基づき、施行令第七条第三項に定める権限のうち、第四条第一項第二十号（道路法第四十七条の二第二項の規定により他の道路の道路管理者と協議し、及び特殊車両の通行を許可することに限る。）に掲げる権限を市町村道の道路管理者に代わって行うこと。</p>
--	---	---

号までに掲げる権限
を市町村道の道路管
理者に代わって行う
こと。

2 施行令第七条第六
項の規定に基づき、
道路法施行令第四条
第一項第一号、第六
号、第十一号（道路
法第三十九条の第二
一項（同法第九十一
条第二項において準
用する場合を含む。）
の規定による入札占
用指針の策定に係る
部分に限る。）、第
二十三号、第二十四
号（道路法第三十二
条第一項又は第三項
の規定による許可が
あつたものとみなさ
れる協議に係る部分
に限る。）又は第三
十一号に掲げる権限
を市町村道の道路管
理者に代わって行つ
た旨を当該市町村道
の道路管理者に通知
すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄1から7ま
での規定中「第百四十六条第一項第一号及び施行細則第三条第一項第一号から第三
号まで」を「第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第
一号」に改め、同欄9中「報告（」の下に「施行令第十六条第三項第一号及び」を

加え、「第三条第一項第一号から第三号まで」を「第三条第一項第一号」に改め、同欄中56を57とし、51から55までを52から56までとし、50の次に次のように加える。

51 施行規則第十条の二十二の二第一項の規定に基づき、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消した旨を公告すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十五号を削り、同項第十六号委任事務の欄中6を7とし、5を6とし、同欄4中「3の」を「4の」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 条例第二十二條の規定に基づき、1の特定建築物環境配慮計画又は2の届出の内容を公表すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号事務の種類の中「という。」の下に「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「規則」という。)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)」を加え、同号委任事務の欄中9を32とし、1から8までを24から31までとし、同欄に1から23までとして次のように加える。

1 法第八条の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の設計等に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

2 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を受理し、及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

3 法第十二条第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付すること。

4 法第十二条第四項の規定に基づき、期間内に通知書を交付することができない旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を交付すること。

5 法第十二条第五項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

6 法第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、通知を受理し、及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

7 法第十三条第四項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付すること。

- 8 法第十三条第五項の規定に基づき、同条第四項に規定する通知書を交付することができない旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を交付すること。
- 9 法第十三条第六項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
- 10 法第十四条第一項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 11 法第十四条第二項の規定に基づき、国等の機関の長に通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 12 法第十五条第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを受理すること。
- 13 法第十六条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 14 法第十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 15 法第十六条第三項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。
- 16 法第十七条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定建築物等に立ち入り、特定建築物等を検査させること。
- 17 法第十七条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。
- 18 法第十九条第一項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出を受理すること。
- 19 法第十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をした者に対し、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 20 法第十九条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 21 法第二十条第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知を受理すること。
- 22 法第二十条第三項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。
- 23 法第二十一条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、建築物等に立ち入り、建築物等を検査させること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十八号委任事務の欄に次のように加え、同号を同項第十七号とする。

33 法附則第三条第二項の規定に基づき、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出を受理すること。

34 法附則第三条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による届出をした者に対し、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

35 法附則第三条第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

36 法附則第三条第七項の規定に基づき、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知を受理すること。

37 法附則第三条第八項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

38 法附則第三条第九項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定増改築に係る特定建築物等に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物等を検査させること。

39 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第二項第四号及び第五号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして認めること。

40 規則第十一条の規定に基づき、計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

41 規則第二十九条の規定に基づき、計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

42 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定に基づき、同省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めること。

別表第二公の施設の表秩父高原牧場長の項第一号委任事務の欄3中「使用料」の下に「又は手数料」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「塩川 修」を「奥野 立」に、「岩崎康夫」を「飯島 寛」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、参事」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、病院建設部長」を削り、第四号中「、参事」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「集会、宣伝会等」を「集会等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 庁舎内において、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項の無人航空機その他これに類する物を飛行させること。

第五条第二項中「様式第二号」を「」の下に「、同項第三号の行為に係る許可申請は無人航空機等飛行許可申請書（様式第三号）を」を加え、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第四項中「当り」を「当たり」に改める。

第六条第二項中「まで」を削り、「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第九条第二項中「様式第五号」を「様式第六号」に改める。

様式第五号を様式第六号とし、様式第四号を様式第五号とし、様式第三号中「~~で~~先」を「~~先~~」に改め、同様式を様式第四号とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

無人航空機等飛行許可申請書

年 月 日

（宛先）

庁舎管理責任者

職 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請
します。

場 所	
日 時	年 月 日から 時 分から の 日間 時 分まで 年 月 日まで
申請に係る 行為の概要	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

土地等の事業・雑所得	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得			

様式第三号中

土地等の事業・雑所得	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得			

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第五号」を「次条第一項第六号」に改め、同条第二号中「次条第一項第八号」を「次条第一項第九号」に改める。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十

五条に規定する認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項ただし書中「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に改める。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表第二条第一項第二号及び第五号から第八号までの項中「第五号から第八号」を「第六号から第九号」に改め、同表第二条第二項（同条第一項第一号及び第四号に係る部分を除く。）の項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条において」を「以下」に改め、同条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

第四条中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「次の各号に掲げる場合において、法第五十六条の規定により」を削り、「報告を求められたときは」を、「法第五十六条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同条第一号中「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条第二号中「の場合」を「で報告を求められた場合」に、「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「様式第一号」を「様式第三号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（軽微な変更に関する証明書）

第二条 省令第四十六条の二の規定により省令第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、様式第一号の軽微変更該当証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請に係る内容が省令第四十四条の軽微な変更に該当してい

ると認める場合には、様式第二号の軽微変更該当証明書を交付するものとする。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、「次のとおり」の次に「都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項(第55条第1項)の強世による強世の」を加え、同様式を様式第三号とする。

附則の次に次の二様式を加える。

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 ㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	

※ 受付欄		※ 軽微変更該当証明書番号欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



下記の申請に係る低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の概要
 - (1) 認定（変更認定）番号 第 号
 - (2) 認定（変更認定）年月日 年 月 日

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく」を削り、「様式第四号」を「様式第九号」に、「第三条第二項」を「第二十五条第二項」に、「第六条」を「第二十八条」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「次の各号に掲げる場合において、法第三十二条の規定により」を削り、「報告を求められたときは」を、「法第三十二条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同項第一号中「様式第二号」を「様式第七号」に改め、同項第二号中「の場合」を「で報告を求められた場合」に、「様式第三号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第八号」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「様式第一号」を「様式第六号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十二条第一項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第二項の規定により提出した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、様式第五号の計画取下書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第十三条第二項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第三項の規定により通知した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第十二条第一項の規定により提出」とあるのは「法第十三条第二項の規定により通知」と、「同条第二項の規定により提出」とあるのは「同条第三項の規定により通知」と読み替えるものとする。

第二条を第四条とする。

第一条第二項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第四号中「第

三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項第六号中「日本住宅性能表示基準」を「住宅性能表示基準」に、「同告示」を「住宅性能表示基準」に、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)(第一条第一項」を「省令第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同項第四号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)」を「住宅品質確保法」に改め、同項第五号中「日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省令第三百四十六号)」を「住宅性能表示基準」に、「同告示」を「住宅性能表示基準」に、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第十二条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)(第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)(第一条第一項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していることを示す書類(建築物全体を評価しているものに限る。)(の交付を受けている場合 当該書類の写し

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)(第六条第一項の設計住宅性能評価書(一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省令第三百四十六号。以下この条において「住宅性能表示基準」という。)(別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していることを示すものに限る。)(の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

三 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

第一条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書)

第三条 第一条の規定は、省令第二十九条の規定により省令第二十六条の軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者について準用

する。この場合において、第一条第一項中「第十一条」とあるのは「第二十九条」と、「第三条」とあるのは「第二十六条」と、「様式第一号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書」とあるのは「様式第三号の建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書」と、第一条第二項中「別記様式第一の第二面から第五面」とあるのは「別記様式第三十三の第二面から第四面」と、同条第三項中「様式第二号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書」とあるのは「様式第四号の建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書」と読み替えるものとする。

第一条として次の一条を加える。

(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)(第十一条の規定により省令第三条の軽微な変更¹に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、様式第一号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請に係る内容が省令第三条の軽微な変更¹に該当していると認める場合には、様式第二号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書を交付するものとする。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

附則の次に次の五様式を加える。

様式第1号(第1条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

適合判定通知書番号	第 号
適合判定通知書交付年月日	年 月 日
適合判定通知書交付者	

受 付 欄		軽微変更該当証明書番号欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

埼玉県収入証紙
(消印しないこと。)


- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第2号(第1条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 建築安全センター所長 

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の概要
 - (1) 適合判定通知書番号 第 号
 - (2) 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

(注意) この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号(第3条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定通知書番号	第 号
認定通知書交付年月日	年 月 日
認定通知書交付者	

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当者印	担 当 者

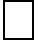
- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第4号(第3条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 建築安全センター所長 

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
 - (1) 認定通知書番号 第 号
 - (2) 認定通知書交付年月日 年 月 日

(注意) この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第5号(第4条関係)

計 画 取 下 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定によ
り した建築物エネルギー消費性能確保計画を次のとおり取り下げます。

適合性判定の種類	判定 ・ 変更判定
提出又は通知の年月日	年 月 日
判定に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

受 付 欄	決 裁 年 月 日
年 月 日	
第 号	
担当者印	担当者印

備考 1 印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成十五年埼玉県規則第六十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「三四・四二から五六・九二まで」を「四〇・一〇から五五・六七まで」に、「二三八」を「一四四」に改め、同表二三の項中「三三・六九」を「三七・九二」に、「三一六」を「二五二」に改め、同表中一四五の項を削り、一四六の項を一四五の項とし、一四七の項から一六三の項までを一項ずつ繰り上げ、一六四の項を一六三の項とし、同項の次に次のように加える。

一六四	グレイス春日部藤塚住宅	春日部市藤塚	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	-------------	--------	------	-------	----

別表二四九の項中「三九〇」を「二九〇」に改め、同表中三二六の項を三二七の項とし、三一九の項から三二五の項までを一項ずつ繰り下げ、三二八の項の次に次のように加える。

三一九	宮代道仏住宅	南埼玉郡宮代町 字道佛	中層耐火	四九・七二	二〇
-----	--------	----------------	------	-------	----

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第五号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第六十六条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第二百二十五条第三項中「送信するとき」の下に「その他知事が定めるとき」を加える。

第三百三十三条第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第三百八十六条第二項中「重要物品等のうち備品」を「重要物品」に、「備品出納簿」を「備品出納簿又は動物出納簿」に改め、「当該備品の」を削る。

第二百九十条第一項及び第二百九十一条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第二百九条第一項の表総務部人事課及び文書課の項中「人事課及び」を削り、同表西部環境管理事務所及び秩父環境管理事務所の項中「及び秩父環境管理事務所」を「、秩父環境管理事務所及び北部環境管理事務所」に改め、同表北部環境管理事務所の項を削り、同表花と緑の振興センターの項中「所長があらかじめ指定する職員」を「同」に改め、同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（産業労働部就業支援課並びに農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課を除く。）の項及び産業労働部就業支援課の項中「産業労働部就業支援課」を「総務部文書課」に改め、同表秩父高原牧場の項中「所長の指定する職員」を「同」に改める。

第二百三十六条第一項を次のように改める。

この規則に定める帳簿その他の書類（以下この条において「帳簿等」という。）は、別記に掲げる様式により作成するものとする。ただし、帳簿等を電磁的記録により作成する場合には、当該様式のうち会計管理者が別に定める欄等の記載を省略して作成することができる。

第二百三十六条第二項中「前項本文」を「第一項」に改め、「様式」の下に「により作成した帳簿等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項

を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があり、かつ、短期間使用する帳簿等に限って、会計管理者が別に定める様式により作成することができる。

別表第二第十六項を次のように改める。

16	備品購入費	7,000万円以上	500万円以上 7,000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円未満	{ 100万円未満のもの }			5,000万円以上	300万円以上
----	-------	-----------	----------------------	--------------------	---------	---------	----------------	--	--	-----------	---------

別記の表八十七の項中「152」を「152、162」に改め、同表百二十一の項を次のように改める。

121	債権管理簿									197,201	202,203	224
-----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	---------	-----

様式第五十号中「き損」を「毀損」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中「除権判決」を「除権決定」に改める。

様式第六十一号（一）から様式第六十二号までを次のように改める。

様式第61号(2)(第72条関係)

		電算用										県税等収納額報告書										滞							
書類区分	支払区分	課所										年度	会計		収納年月日現在														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
F	3	2												一般会計															
														0	1														
区分	税目	科目						調定額				収入額				過誤納金額 還付未済額	不納欠損額			収入未済額 - + -	収入歩合 (-) ÷	摘要							
		款	項	目	節			本月分		累計		本月分		累計			本月分		累計										
		21	22	23	24	25	26	27	28	金額	負符号	件数	金額	件数	金額	負符号	金額	金額	負符号	金額									
								29	~	42	43					44	~	57	58										
滞 納 繰 越 分 税	県 民 税	個人均等割及び所得割																											
		個人配当																											
		個人株式等譲渡所得割																											
	法人	法人均等割																											
		法人株式等譲渡所得割																											
	事業税	個人																											
		法人																											
	地方税	譲渡																											
		消費物																											
	越 分 税	不動産取得税																											
		県たばこ税																											
		ゴルフ場利用税																											
		自動車取得税																											
		自動車税																											
		軽油引取税																											
		自動車税																											
	税 外	延滞金																											
		加算金																											
	合計																												
県税総合計																													
地方税人特別税																													
総合計																													

様式第八十七号中「（第152条関係）」を「（第152条、第162条関係）」に改める。

様式第一百十二号（六）中「本 庁」を「一 般」に、「データ伝送による口座振替分」を「税務課（データ伝送による口座振替分）」に改める。

様式第一百二十一号（九）から様式第一百二十一号（十一）までを次のように改める。

様式第121号(9)(第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

作成年月日	年度	債権の分類

債権管理簿 (未納・過納)

課所	課程	学科	学年	学校名

生徒コード	生徒氏名 債権金額(年額)	異動理由	発生年月日	消滅年月日		8月期		11月期		12月期		1月期	
						債権金額	収納金額	債権金額	収納金額	債権金額	収納金額	債権金額	収納金額
			~		債権金額								
			~		収納金額								
			~		収納年月日								
			~		債権金額								
			~		収納金額								
			~		収納年月日								
			~		債権金額								
			~		収納金額								
			~		収納年月日								
			~		債権金額								
			~		収納金額								
			~		収納年月日								
			~		債権金額								
			~		収納金額								
			~		収納年月日								

備考 本簿は、口座振替の方法により授業料を徴収する高等学校の授業料について使用すること。

様式第百二十六号(一)を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第二百三十六条第一項ただし書の規定により定められた様式は、改正後の同条第二項の規定により定められた様式とみなす。

3 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「五十五歳を超える職員（第二十八条第一項各号において「高年齢層職員」という。）であるときは、五十五歳を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二」を「教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数」に改める。

第二十八条中第一項から第三項までを次のように改める。

条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第十八に定める昇給号給数表（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表第十九に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員その他教育委員会が定める職員にあつては、教育委員会の定めるところにより決定するものとする。

一 勤務成績が特に良好である職員 一号該当

二 勤務成績が良好である職員 二号該当

三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 三号該当

ロ 勤務成績が良好でない職員 四号該当

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定

める昇給区分に決定するものとする。

一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第三号ロに該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 三号該当

二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 四号該当

第二十八条第五項中「第一項第一号に掲げる職員に該当するものとして」を「一の昇給日において第二項の規定により一号該当の昇給区分に」に、「定数」を「定数、第五項の教育委員会の定める割合」に改め、「別に定める」の下に「号給数を超えないものとする」を加え、同項を第九項とし、同条中第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項及び前項の規定による昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第二十八条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に三号該当又は四号該当の昇給区分となる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（一号該当の昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める一号該当の昇給区分に決定する職員の数の割合は、教育委員会が別に定める。
第三十六条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表第十七の次に次の二表を加える。

別表第十八 昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	五以上一以上
二号該当	四
三号該当	二
四号該当	〇

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第六条第七項の規定の適用を受

ける職員以外の職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十九 教育四級職員昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	六以上二以上
二号該当	四
三号該当	〇
四号該当	〇

備考 この表の適用を受ける職員には、昇給号給数表の備考を準用する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第四条第一項中「日割計算」を「その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算」に改める。

第六条第二項を削る。

第八条第一項中「任命権者を異にして異動し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「その異動し、又は」を「その」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第三号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「へき地学校に」を「条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に」に、「別表第一の級別区分欄」を「次の表の上欄」に、「次に定める」を「同る。」

表の下欄に掲げる」に、

「三級	百分の十六
二級	百分の十二
一級	百分の八

を

「級別区分	支給割合
三級	百分の十六
二級	百分の十二
一級	百分の八

に改め

別表を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第五号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中「に従事する」を「をつかさどる」に改め、同条第三項の

「	上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。	上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。	「
	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務をつかさどる。	
	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものをつかさどる。	
	上司の命を受け、学校図書館の事務に従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。	
	上司の命を受け、特定の事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。	」

に改め、同条第

四項の表中「事務で知識、経験等を必要とする相当困難なものを従事する」を「事務で知識、経験等を必要とするものに従事する」を「事務で知識、経験等を必要とするものに従事する」を「事務で知識、経験等を必要とするものをつかさどる」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

「	上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。	上司の命を受け、相当困難な事務をつかさどる。	「
	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務をつかさどる。	
	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものをつかさどる。	
	上司の命を受け、学校図書館の事務に従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。	」

に

第十四条の表中

改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立総合教育センター管理規則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第七号

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則（平成二十年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「企画参与」を削り、「IT統括幹」を「IT統括幹 税務局長」

に、「参事（人事委員会が定めるものに限る。）」を「参事（人事委員会が定める参与（人事委員会が定める

ものに限る。）」「本庁副部長

ものに限る。）」に、参事 を参事 に改め、「税務局長」及び参与 「

「環境科学国際センター事務局長」を削り、「総合リハビリテーションセンター局長」を「総合リハビリテーションセンター事務局長」に改め、「児童相談所長（中央）」、「狭山」、「食肉衛生検査センター所長」及び「産業技術総合センター副センター長」を削り、「（川越）」を「（さいたま、川越）」に改め、「政策幹」を削り、「技術評価幹」を「技術評価幹 消防防災政策幹」に、「危機対策幹」を「危機対策幹 感染症対策幹」

に改め、「パスポートセンター支所長」を削り、「防災航空センター所長」を「防 環境管理事務所長」を環 環

「発達 環境管理事務所長 に、「発達障害総合支援センター副所長」を 総合

障害総合支援センター副所長

「総合リハビリテーションセンター福祉局長」に、「総合リハビリテーションセンター医

療局副所長」を「総合リハビリテーションセンター事務局副所長」に、「動物指導センター所長」を「動物指導センター所長」に、「計量検定所長」を「計量検 産業技

術総合センター副センター長」に改め、「産業技術総合センター産業技術情報幹」、

「(さいたま、本庄)」及び「寄居林業事務所森林研究室長」を削り、「総合技術センター総合技術幹」を「総合技術センター総合技術幹」に、「パスポートセンター」を「パスポートセンター副支所長」を「パスポートセンター支所長」に、「寄居林業事務所次長」を「寄居林業事務所森林研究室長」に改め、同表警察本部の部中「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室長」を「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「受けた職員」の下に「その他人事委員会が定める職員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九五

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九九五）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「。第五条第三項第二号において同じ」を削り、同項第五号中「。第五条第三項第三号において同じ」を削る。

第五条第三項を削り、同条第四項中「（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二号）第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第二号中「（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに条例」と」を削り、同項第三号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第四号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二項第四項の規定により定められたその者の勤

務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間
条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定す
る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とを削り、同項を同条第
三項とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員は、五十歳）を超える職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二、」を削り、「（五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員は、五十七歳）を超える特定職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二）」を、「人事委員会が別に定める職員であるときは、人事委員会が別に定める数」に改める。

第三十五条第一項中「特定職員を」を「職員を」に、「当該特定職員を」を「当該職員」に改め、「この条において」を削り、「」に代じて」の下に「、特定職員にあつては」を、「特定職員昇給号給数表に」の下に「、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）にあつては別表第七の三に定める一般職員昇給号給数表に」を加え、同条第二項中「特定職員の昇給区分」を「職員の昇給区分」に、「当該特定職員の勤務成績の区分」を「当該職員」に改め、「次の各号」の下に「に掲げる職員」を加え、「第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断」を「昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員その他人事委員会が定める職員にあつて」に、「行う」を「決定する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - イ 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
 - ロ イ以外の職員 二号該当
- 二 勤務成績が良好である職員 三号該当
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 四号該当

ロ 勤務成績が良好でない職員 五号該当

第三十五条第三項各号列記以外の部分中「特定職員」を「職員」に改め、同項第一号中「昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）」を「基準期間」に、「特定職員（前項第五号）」を「職員（前項第三号ロ）」に、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、「昇給区分」を削り、同項第二号中「特定職員」を「職員」に改め、「昇給区分」を削り、同条第四項中「昇給区分が」を削り、「昇給区分又は五号該当昇給区分」を「又は五号該当」に、「特定職員」を「職員」に、「昇給区分及び二号該当昇給区分」を「及び二号該当」に改め、同条第五項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分又は二号該当昇給区分」を「又は二号該当」に改め、「割合は」の下に「、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合を除き」を加え、同条第六項中「特定職員」を「者」に改め、同条第七項中「号給数」を「昇給の号給数」に改め、同項及び同条第八項中「特定職員」を「職員」に改め、同条第九項中「昇給区分又は二号該当昇給区分」を「又は二号該当」に、「特定職員」を「職員」に改める。

第三十五条の二を削る。

第四十一条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表第一イの表中「副支所長」、「及びパスポートセンター」及び「政策幹」を削り、「技術評価幹」を「技術評価幹
副研究所長」に、「副研究所長」を「副研究所長
地域機関の事務局長」を削る。

務局長（総合リハビリテーションセンターの事務局長を除く。）」に、「地域機関

「地域機関の室長

の室長」を 地域機関の局長 に改め、「（精神保健福祉センターの副センター

地域機関の副局長」

長に限る。）」を削り、「産業技術情報幹」を「企画技術幹」に改め、「税務局長」

「参事
参事」

を削り、
地域機関の事務局長

を 参与

地域機関の事務局長（総合リハビリテーショ

ンセンターの事務局長に限る。）」
に改め、「地域機関の局長」及び「副センター

長（産業技術総合センターの副センター長に限る。）」を削り、「IT統括幹
特に重要な業務

「IT統括幹

税務局長

を所掌する参事」を 主に重要な業務を所掌する参事 に改め、「企画参与」を削

特に重要な業務を所掌する参与」

「会計管理者

り、「会計管理者」を 極めて重要な業務を所掌する参事

極めて重要な業務を所掌する参事」

極めて重要な業務を所掌する参与」

に改める。

別表第一ハの表中「森林研究室長」を削り、「次長」を「森林研究室長」に改め
る。

「課長

「本庁の課長

「本

別表第一二の表中 副参事

を 副参事

に、

「副部长」を本

地域機関の副局长」 感染症対策幹」

参

庁の部長

庁の副部长 に改める。

事 「

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二 特定職員昇給号給数表（第三十五条関係）

昇給区分 昇給の 号給数	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
	八以上	六	三	二	〇
二以上	一	〇	〇	〇	

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第四条第八項の規定の適用を
受ける特定職員以外の特定職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適
用を受ける特定職員に適用する。

別表第七の二の次に次の一表を加える。

別表第七の三 一般職員昇給号給数表（第三十五条関係）

昇給区分 昇給の 号給数	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
	五以上	四	二	〇	〇
一以上	〇	〇	〇	〇	

備考 一 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第四条第八項の規定の適
用を受ける一般職員以外の一般職員に、下段の昇給の号給数は同項の適

規定の適用を受ける一般職員に適用する。

- 二 二号該当の昇給区分の昇給の号給数は、この表に定めるもののほか、人事委員会が別に定めるところにより決定するものとする。
- 三 行政職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が二級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が別に定める一般職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(平成十八年改正初任給規則の一部改正)
- 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―八四二。次項において「平成十八年改正初任給規則」という。)の一部を次のように改正する。
附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。
(昇給の号給数に関する経過措置)
- 3 前項の規定による改正前の平成十八年改正初任給規則附則第八項に規定する者のうち、採用日後最初の昇給日が平成二十九年四月一日である者の当該昇給日における昇給の号給数は、なお従前の例による。
(平成十九年改正初任給規則の一部改正)
- 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―八六〇)の一部を次のように改正する。
附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九七

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの規定が適用される間の読替え）

第十二条 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第三号中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第五項から第七項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九八

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―四九一）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員）

第一条の二 条例第八条第一項の委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第二条の二 条例第八条第三項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
 - 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
 - 三 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの規定が適用される間の読替え）

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第五項から第七項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第七項の規定により読み替えられた条例第八条第三項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

四 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九九

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二四）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「災害警備本部」を「災害警備実施に係る警備本部」に改め、「設置された場合」の下に「、災害が発生した都道府県の警察本部に災害警備実施に係る警備本部が設置され当該都道府県から職員の派遣要請を受けた場合」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第一号

訓令

本庁
地域機関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 奥野 立

企画財政部、環境部、福祉部、保健医療部及び農林部の所掌事務に関すること並びに企業局、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡調整に関すること。

副知事 飯島 寛

総務部、県民生活部、危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部及び会計管理者の所掌事務に関すること並びに病院局、下水道局、人事委員会、労働委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附則

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（平成二十五年埼玉県訓令第二号）は、廃止する。

埼玉県訓令第2号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二十九年大会課」に改め、同表医療整備課の項の次に次のように加える。

医療人材課	医人
-------	----

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	同	方 1 5	埼玉県印	埼玉県職員証
	同	方 2 1	同	収支命令及び給与証明書

用 人 事 課 長	出納総務課長	同	方 1 5	埼玉県印	埼玉県
				埼玉県印	

玉 県 職 員 証 用	人 事 課 長	同	方 2 1	長径短径長方形	埼玉県知交代
				同	

玉 県 職 者 印 用	収 支 命 令 及 び 給 与 証 明 書 用	危険物取扱者免状及び消防設備士免状	出納総務課長	同

長径短径長方形	2 0 4	埼玉県知交代	危険物取扱者免状及び消防設備士免状	消防防災課長
		埼玉県印		

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県会計管理者 伊 東 弘 道

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第七号中「第二百三十六条第一項ただし書」を「第二百三十六条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄28中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、同欄29中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項の欄35中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄20中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、同欄21中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項の欄21中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

別表第三第一号専決事項の欄9中「第二十四条」を「第二十五条」に、同欄12中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に、同欄13中「第十条」を「第九条」に改め、同表第二号専決事項の欄29中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩本 育子

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の次に次のように加える。

五の二 公園作業に従事する者					作 業
シ	ズ	防	作	作	
ヤ	ツ	寒	業	業	

	上	ズ	ク	
	衣	ボン	靴	ツ
一	一	二	二	二
二	二	二	一	二

別表第十八号中「作業衣」を「作業服」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「教育主幹」の下に「、担当部長」を加える。

別表第三第十二号事務の種類の欄中「附属機関」を「附属機関等」に改め、同表第十七号部長専決事項の欄1中「第五十一条」を「第六十七条」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号中「への従事」を「への従事等」に改める。

第二条 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第三第十七号事務の種類の欄中「及び埼玉県個人情報保護条例」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律第七十七条の規定に基づき、同法第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこと。

附 則

この訓令中第一条の規定は平成二十九年四月一日から、第二条の規定は同年五月三十日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「、指令」を削る。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄16中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「第一号」を「同項第一号」に改め、同欄中17から20までを削り、21を17とし、22から30までを18から26までとする。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄中36を40とし、23から35までを27から39までとし、22の次に次のように加える。

23 特勤規則第十四条第三項第二号の規定に基づき、著しく危険であると認める
こと。

24 特勤規則第十四条第三項第三号の規定に基づき、同項第一号又は第二号に相当すると認めること。

25 特勤規則第十四条第八項の規定に基づき、著しく危険な業務であると認める
こと。

26 特勤規則第十四条第九項の規定に基づき、著しく危険な区域であると認める
こと。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「及び材料」を「、材料及び事業資産」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

財務課、水道企画課及び地域機関に企業出納員を置く。

第四条第二項を次のように改める。

2 企業出納員は、次の表の上欄に掲げる職にある者をもつて充て、その者に同表の中欄に掲げる事務を委任するものとし、企業出納員が不在である場合に於ては、同表の下欄に掲げる職にある者が当該企業出納員の事務を代決することができる。

上 欄	中 欄	下 欄
財務課長 水道企画課長 地域機関の総務を担当する部長又は担当部長（総務を担当する部長及び担当部長が置かれていない地域機関にあつては副所長）	金銭の出納 小切手の振出 小切手振出の通知 隔地払の請求及び送金の通知 口座振替の請求及び通知 支払に係る預金の組替え たな卸資産の出納及び保管 支出命令に係る支出負担行為の債務の確認	財務課の出納を担当する主幹 水道企画課の副課長

第四条第三項を次のように改める。

3 前項の定めにかかわらず、水道整備事務所においては、所長があらかじめ指定

する副所長をもつて企業出納員に充てることができるものとし、当該企業出納員が不在である場合にあつては、水道整備事務所の総務を担当する担当部長が当該企業出納員の事務を代決することができる。

第四条第四項を次のように改める。

- 4 第二項及び前項の規定による企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、管理者が指定する者をもつてこれに充てるものとする。

第四条の二を削る。

第十一条中「第四条第三項に規定する」を「水道企画課の」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

- 2 隔地払に必要な資金として出納取扱金融機関に交付した資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものがあるときは、直ちに収入の手續をしなければならない。

第三十七条の二を削る。

第六十四条の二第一項中「たな卸資産」の後に「(事業資産を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第八十三条第一号中「耐用年数一年以上、かつ、取得価額が五万円以上十万円未満の物品及び」を削る。

第八十三条の五第三項中「(図書を除く。次項において同じ)」を削る。

第九十三条第六号中「符号」を「符合」に改める。

第四百四十七条の二中「引当金」の下に、「(賞与引当金及び退職給付引当金を除く。)」を加える。

第五百十一条中「を必要」を「に充てるため、予備費を使用しよう」に改める。
別表第七中

行為区分	決裁及び合議区分				合議区分
	管理者	局長	部長	課長及び所長	

を
「

行為区分	決裁及び合議区分				合議区分
	管理者	局長	部長	課長及び所長	

に改め、

「

繰 出 金			○		△	500万円 以上	500万円 以上	
-------------	--	--	---	--	---	-------------	-------------	--

」

を

「

繰 出 金			○		△		500万円 以上	
-------------	--	--	---	--	---	--	-------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び小児医療センター建設課」を削り、同条第三項を削る。

第三条の表を次のように改める。

課	局長	契約局長	技術評価幹	課長
	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入札資格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された建設工事にかかる総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三条第二項の表を次のように改める。

局	局付	参事	副参事	職務
	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	職務

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	担当名	局及び		課		課													
			査員	主任工 事検査 員	査員	副主席 工事検 査員	幹	副技術 幹	副課長											
			副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	主任工 事検査 員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。	査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。	課付	上司の命を受け、課の特定事項に従事する。	技術幹	上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	副技術 幹	上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他に指定された事項について、技術幹を助け、職員の担任する事務を掌理する。	副課長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

がんセンター	循環器・呼吸器病センター					
血液内科	業務部	事務局 管理部	地域医療連携室	医療安全管理室	看護部	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部
新館等準備担当	用度担当	医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当	

	事務局 管理部門 業務部		臨床腫瘍研究所 図書館
小児医療センター	総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリテーション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 麻酔科 病理診断科 歯科	総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当	

第九条第二項の表を次のように改める。

組織	病院	職	職務
精神保健指導 幹	<p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>	職務	
副室長	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	職務	
医長	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>	職務	
主査	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	職務	
医員	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う</p>	職務	

	医療安全管理室	
	事務局 管理業 務部	総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当

	循環器・呼吸器病センター	がんセンター	小児医療センター 岩槻診療所	部（事務局の部を除く。）及び所						
	感染症対策部長	通院治療部長	岩槻診療所長	主席技師長	副部長	技師長	主査	副技師長		
事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、岩槻診療所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。		

								科及び所	
館 図書				所 研究 腫瘍 臨床					
	主査	主幹	専門研究員	主任研究員	主幹	主席主幹	副部長	部長	看護師長
	その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「未熟児・新生児科」を「新生児科」に改める。

別表第七イ（二）を次のように改める。

（二） 本局

	十級	
	九級	局長
	八級	局長 契約局長 参事局付
	七級	課長 主席工 事検査 員
	六級	副課長 副主席 工事検査 員 主任工 事検査 員 副技術 幹
	五級	主任工 事検査 員
	四級	工事検査 員
	三級	工事検査 員
	二級	
	一級	

別表第九イを次のように改める。
 イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

					病院 共 通 病 院 長	区 分
						四
						級
岩槻診療所長	談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治療管理室長	副室長	副病院長 科長 部長 医療安全管理 室長 医幹 センター付	三
					科長 副部長 医長	級
					医員	一
						級

別表第十二の職の欄中「病院建設部長」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、病院建設部長」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を削る。

第七条中「第三項並びに」を削り、「、第六条の三の規定により病院建設部長の専決できる事項」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）
委任事務

受 任 者	委 任 事 務
経営管理課長 入札課長	職員（経営管理課長にあつては、経営管理課に属さない職員を含む。）の次に掲げる事項を行うこと。 1 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 2 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定及び住居手当の月額決定、改定等 3 住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定、改定等 4 単身赴任手当に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定、改定等
病院の長	1 職員の旅行（病院の長の県外旅行にあつては、三日未満の旅行に限る。）を命令し、及び復命を受けること。 2 工事請負代金に係る債権の譲渡を承認すること。 3 病院の所管に係る不動産の登記を請求し、又は囑託すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条、第六条関係）

決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長専決事項	契約局長専決事項
<p>一 病院事業の運営方針、事業計画等に関する事務</p>	<p>1 病院事業の運営に関する基本方針に関すること。</p> <p>2 主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に関すること。</p>	<p>1 病院事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。</p> <p>2 主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。</p>	
<p>二 県議会に関する事務</p>	<p>条例、予算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、資料等を作成し、知事へ送付する</p>		

	<p>三 病院事業に関する規則等の原案作成等に関する事務</p>	<p>四 請願、陳情等に関する事務</p>	<p>五 許可等の申請協議等に関する事務</p>
<p>こと。</p>	<p>病院事業に関する規則の原案作成並びに管理規程又は要綱等の制定及び改廃をすること。</p>	<p>陳情書、要望書等を提出すること。</p>	<p>1 重要又は異例な事項に關し、許可、認可、承認等を求めること。</p> <p>2 重要又は異例な事項に關し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。</p>
<p>重要又は異例な告示をすること。</p>			

<p>六 補助金等に 関する事務</p>	<p>七 非常勤職員 の任免等に関 する事務</p>	<p>八 管理者が当 事者である不 服申立て、訴訟 等に関する事 務</p>
<p>国に対して補助 金の交付を申請 すること。</p>	<p>地方公務員法（昭 和二十五年法律 第二百六十一号。 以下この表及び 別表第三におい て「地公法」とい う。）第三条第三 項第三号に規定 する者のうち、調 査員、嘱託員及び これらに類する 者を任免し、並び に勤務条件を決 定すること。ただ し、別表第五に掲 げる病院の長の 専決事項に係る ものを除くもの とする。</p>	<p>1 管理者がそ の当事者であ る審査請求そ の他の不服申 立て、訴えの提</p>
		<p>不服申立てに関 し、弁明書及び反 論書を提出する こと。</p>

	<p>起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。</p> <p>2 不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。</p>		
	<p>九 職員の任免等に関する事務</p>	<p>1 職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。</p> <p>2 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。</p> <p>3 地公法第二十八条第一項の規定に基づき職員をその意に反して降任し、又は免職すること。</p> <p>4 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、職員をその意に反して休</p>	<p>1 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職の制定について知事に協議をすること。</p> <p>2 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関する必要な事項について知事に協議をすること。</p> <p>3 障害者の雇用の促進等に</p>

	<p>十 職員等の服務に関する事務</p>
<p>職すること。 5 地公法第二十九條第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。</p>	<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、局長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。 2 地公法第三十八條第一項の規定に基づく</p>
<p>関する法律（昭和三十五年法律第二百三十三号）第三十八條及び第三十九條の規定に基づき、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成し、並びに當該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。</p>	<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、職員（局長、契約局長及び病院の長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。 2 地公法第三十八條第一項</p>
	<p>1 契約局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合 ロ 引き続き三日未満の厚生に關する計画の実</p>

<p>き、局長、契約局長及び病院の長の営利企業への従事等を許可すること。</p>	<p>の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、副病院長及び臨床腫瘍研究所長の営利企業への従事等を許可すること。</p>	<p>施に参加する場合</p>
<p>3 局長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。</p>	<p>3 本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、副病院長及び臨床腫瘍研究所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>
<p>イ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合</p>	<p>イ 職務に関する連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合</p>	<p>ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会承認を受けた場合</p>
<p>ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>3 契約局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）に関すること。</p>
<p>ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>4 契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引</p>
<p>ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合</p>	<p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六条</p>	<p>4 契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引</p>

<p>合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p>	<p>十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合</p>	<p>引き続き三日以上の旅行を除く。）を命令し及び復命を受けること。</p>
<p>4 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。</p>	<p>ハ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合</p>	<p>6 契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p>
<p>5 局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。</p>	<p>ニ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合</p>	<p>7 契約局長の休日の日を指定すること。</p>
<p>6 局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>	<p>ホ 県行政と密接な関係</p>	
<p>7 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十</p>	<p>を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務</p>	

<p>号。以下この表において「自己啓発等休業条例」という。）</p> <p>第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	<p>に従事する</p> <p>4 局長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合（局長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）</p>
<p>8 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。</p>	<p>は、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満の</p>
<p>9 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	<p>る場合（局長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）</p>

き、局長及び契約局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

10 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。

11 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

こと。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

ニ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場

<p>12 育児休業法 第五条第二項 の規定に基づ き、11の承認を 取り消すこと。</p>	<p>合 ト 管理者が 特に必要と 認め人事委 員会の承認 を受けた場 合</p>
<p>13 育児休業法 第十条第三項 (第十一条第 二項において 準用する場合 を含む。)の規 定に基づき、局 長及び契約局 長の育児短時 間勤務又は育 児短時間勤務 の期間の延長 の承認をする こと。</p>	<p>5 局長(県外旅 行にあつては、 引き続き三日 以上の旅行を 除く。)、本庁 の課長及び技 術評価幹の引 き続き三日以 上の旅行を命 令し及び復命 を受けること。</p>
<p>14 育児休業法 第十二条にお いて準用する 第五条第二項 の規定に基づ き、13の承認を 取り消すこと。</p>	<p>6 局長の休暇 (引き続き三 日以上の休暇 を除く。)、本 庁の課長及び 技術評価幹の 引き続き三日 以上の休暇に 関すること。</p>
<p>15 育児休業法 第十七条の規 定に基づき、局 長及び契約局 長の育児短時 間勤務の承認 が失効した場 合等における</p>	<p>7 局長の休日 及び時間外勤 務を命ずるこ と。 8 局長の週休 日の振替及び 半日勤務時間</p>

<p>育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	<p>の割振り変更を行うこと。</p>
<p>16 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表及び別表第三において「就業規程」という。）第十八条第一項の規定に基づき、局長及び契約局長の部分休業の承認をすること。</p>	<p>9 局長の休日の代休日を指定すること。</p>
<p>17 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。</p>	<p>10 自己啓発等休業条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹長及び病院の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発休業等の期間の延長を承認すること。</p>
<p>18 就業規程第十八条の二の規定に基づき、局長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>11 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。</p>
<p>規定に基づき、局長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>12 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）</p>

の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

15 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。

16 育児休業法第十条又は第

十一條の規定に基づき、本庁の課長、技術評の課長及び病院の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

17 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。

18 育児休業法第十七条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

19 就業規程第十八条第一項の規定に基づ

	<p>十一 職員の給与等に関する事務</p>
	<p>1 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年病院事業管理規程第六号。以下この項において「給与規程」という。） 第二十五条においてその例</p>
<p>き、本庁の課長及び技術評価幹の部分休業の承認をすること。 20 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、19の承認を取り消すこと。 21 就業規程第十八条の二の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>給与規程第二十三条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めるこ</p>

によると。（病院医療職
される職員の給料表（一）の適
給与に関する職員
用を受ける職員
条例（昭和二十
を除く。）

七年埼玉県条
例第十九号）第
十九条の三第
一項（同条例第
十九条の四第
五項及び第二
十一条第七項
において準用
する場合を含
む。）の規定に
基づき、期末手
当又は勤勉手
当の支給を一
時差し止める
処分を行うこ
と。

2 給与規程第

二十五条にお
いてその例に
よることとさ
れる職員の給
与に関する条
例第十九条の
三第三項又は
第四項（同条例
第十九条の四
第五項及び第
二十一条第七
項において準
用する場合を

含む。)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

3 埼玉県病院
事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号。以下この項において「病院事業給与条例」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

4 給与規程第二十五条においてその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和三十三年埼玉県条例第十八号）

第十六条第一
項から第三項
までの規定に
基づき、退職手
当の支払を差
し止める処分
を行うこと。

5 給与規程第
二十五条にお
いてその例に
よることとさ
れる職員の退
職手当に關す
る条例第十六
条第五項から
第七項までの
規定に基づき、
退職手当の支
払を差し止め
る処分を取り
消すこと。

6 病院事業給
与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に關する
条例第十七条
第一項又は第
二項の規定に
基づき、退職手
当の全部又は
一部を支給し
ないこととす

る処分を行う
こと。

7 病院事業給
与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に関する
条例第十八条
第一項の規定
に基づき、退職
手当の全部又
は一部の返納
を命ずる処分
を行うこと。

8 病院事業給
与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に関する
条例第十九条
第一項の規定
に基づき、退職
手当の全部又
は一部の返納
を命ずる処分
を行うこと。

9 病院事業給
与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に関する

	<p>十二 労働組合 に関する事務</p>
<p>条例第二十条 第一項から第 五項までの規 定に基づき、退 職手当の全部 又は一部に相 当する額の納 付を命ずる処 分を行うこと。 10 病院事業給 与条例第二十 一条第三項の 規定で準用す る職員の退職 手当に関する 条例第二十一 条第二項の規 定に基づき、人 事委員会に諮 問すること。</p>	<p>1 地方公営企 業等の労働関 係に関する法 律（昭和二十七 年法律第二百 八十九号）第六 条の規定に基 づき、労働組合 の役員として 労働組合の業</p>

	<p>十三 人事委員会に関する事務</p>
<p>務に専ら従事することの許可及び取消しを行うこと。</p> <p>2 労働組合との団体交渉に關し、必要な事項を決定し、及び書面による協定を締結すること。</p>	
<p>1 職員の任用に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則第六―十号）により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。</p> <p>2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則第七―二</p>	

	<p>十四 叙位、叙勲 及び表彰に 関する事務</p>
<p>百二十一号)に より、人事委員 会へ承認申請 すること。</p>	<p>1 埼玉県表彰 規則(平成二十 年埼玉県規則 第六十四号)及 び埼玉県職員 表彰規程(昭和 三十一年埼玉 県訓令第二十 二号)に基づ き、候補者を 事に推薦する こと。</p> <p>2 位階令(大正 十五年勅令第 三百二十五号) 及び勲章制定 ノ件(明治八年 太政官布告第 五十四号)に規 定する叙位及 び叙勲候補者 を知事に推薦 すること。</p>

<p>十七 職員の福利厚生に関する事務</p>	<p>十六 埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）に関する事務</p>	<p>十五 職員の旅費に関する事務</p>	
<p>十八 地方公営企業法（昭和二</p>	<p>一 法第十七条の三の規定に</p>	<p>職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）第三十六条の規定に基づき、外国旅行に係る旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法について知事に協議すること。</p>	
	<p>職員の衛生管理に関する計画を決定し、実施すること。</p>		

<p>十七年法律第 二百九十二号。 以下この項に おいて「法」と いう。）に關す る事務</p>	<p>基づく補助金 に關すること。 2 法第十八条 の二の規定に 基づく長期貸 付に關するこ と。 3 法第二十二 条の規定に基 づく企業債に 關すること。 4 法第二十九 条の規定に基 づく一時借入 金に關するこ と。</p>	<p>十九 地方公營 企業法（以下こ の項において 「法」という。） 及び地方公營 企業法施行令 （昭和二十七 年政令第四千 三号。以下この 項において「施 行令」という。） に關する事務</p>
<p>1 法第二十七 条の規定に基 づく、指定金融 機関を指定し、 公金の出納事 務の一部を取 り扱わせるこ と。 2 法第二十七 条の二の規定 に基づき、指定 金融機関が取 り扱う公金の 収納又は支払</p>	<p>1 法第三十一 条の規定に基 づく、試算表等 を作成し、知事 に提出するこ と。 2 法第三十三 条の二の規定 に基づき、公金 の徴収又は収 納の事務を私 人に委託する こと。 3 法第四十条</p>	<p>1 法第三十一 条の規定に基 づく、試算表等 を作成し、知事 に提出するこ と。 2 法第三十三 条の二の規定 に基づき、公金 の徴収又は収 納の事務を私 人に委託する こと。 3 法第四十条</p>

<p>二十 埼玉県病</p>	<p>の事務について て監査委員に 監査の要求を すること。 3 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三条の第二 三項の規定に 基づき、監査委 員に対して賠 償責任の有無 及び賠償額を 決定すること を求め、その決 定に基づき期 限を定めて賠 償を命ずるこ と。 4 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三条の第二 四項の規定に 基づき、職員の 賠償責任の全 部又は一部を 免除すること。</p>
<p>埼玉県病院事業</p>	<p>の二の規定に 基づき、地方公 営企業の業務 の状況を説明 する書類を知 事に提出する こと。 4 施行令第二 十一条の十一 の規定に基づ き、第二十一 条の五第一項第 一号から第十 一号までに掲 げる経費等の 支出の事務を 私人に委託す ること。 5 施行令第二 十二条の五の 規定に基づき、 出納取扱金融 機関等につい て地方公営企 業の業務に係 る公金の収納 等の事務につ いて検査する こと。</p>

<p>院事業財務規 程（平成十四年 病院事業管理 規程第四号）に 関する事務</p>	<p>財務規程第三百 十二条の規定に 基づき、地方自治 法施行令第六 十七条の四第二 項各号の一に該 当する者を一般 競争入札（第四百 十四条において 本条を準用する 場合を含む。）か ら排除すること。</p>		
--	---	--	--

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表小児医療センター建設課の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県病院局病院建設部長印及び小児医療センター建設課長印の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十九条」を「第百六十九条の二」に改める。

第十一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二項中「、小児医療センター建設課長（以下「建設課長」という。）は同項第八号及び第十一号の帳簿を」を削り、「第八号」を「第七号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、第三項中「第十二号」を「第十一号及び第十五号」に改め、第四項中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に、「第十三号」を「第十二号」に、「第十五号」を「第十四号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、第五項中「第十四号」を「第十三号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、第六項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第十五条中「、建設課長」を削る。

第三十八条第四号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第五十一条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第八十五条及び第八十六条中「、建設課長」を削る。

第八十七条中「物品のうち」の下に「取得価額が十万円以上、かつ、」を加える。

第八十八条、第九十一条、第九十二条の二、第九十三条、第九十五条、第九十七条、第九十九条、第一百一条、第八八条の二、第一百十条、第一百一一条、第一百十二条、第一百十三条の二及び第一百三十一条中「、建設課長」を削る。

第五十条の表支出負担行為の項行為を行う者の欄中「及び病院建設部長（以下「建設部長」という。）」及び「及び建設課長」を削り、同項補助する者の欄中「及び建設部長」及び「及び建設課長」を削り、「所管の副課長」を「所管の技術幹、副課長」に改め、支出命令の項補助する者の欄中「所管の副課長」を「所管の技術幹、副課長」に改める。

第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及び第五十九条中「、建設課長」を削る。

別表第四（第一百六十条関係）

執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議 区分	決裁区分				合議区分
	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5億円以 上	1億円以 上5億円 未満	1億円 未満	5億円 未満	1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上 となる場合又 は契約変更額 の累計額が当 初契約金額の 5%以上とな る場合を含 む。)
2 建設工事 の設計、調 査、測量又 は監理の委 託	1億円以 上	1,000万 円以上 1億円未 満	1,000万 円未満	1億円 未満	1,000万円以 上
3 土地の買 入れ	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000万 円未満	5,000万円以 上
4 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書（固定資産の買入れにあっては執行 予定額が7,000万円以上の伺書）は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁 を受けなければならない。					
5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減 額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものと する。					

別表第五を次のように改める。

別表第五（第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

区分 科目等	決裁区分				様式の区分 支出負担行為 決議書 支出伝 票又は 振替伝 票	合議 区分 課長
	管理者	局長	課長	病院の 長		
1 現金の 支出を伴 うもの (1) 給 与費 給料、手 当、報 酬、賃 金、退職 給付費、 法定福 利費						
(2) 材 料費 薬品費、 診療材 料費、給 食材料 費等						
医療消 耗備品					(100万)	

費					円未満 のもの)	
(3) 経 費 厚生福 利費、賃 金、報償 費、旅費 交通費、 交際費、 光熱水 費、保険 料、通信 運搬費、 諸会費、 公課費						
職員被 服費、消 耗品費、 消耗備 品費、燃 料費、食 糧費、印 刷製本 費、修繕 費、雑費					(100万 円未満 のもの)	
賃借料		100万円 以上	100万円 未満		(テレビ 受信料、 会場使用 (借上) 料、寝具	1,00 0万 円以 上

					借上料、 自動車使 用料、不 動産の借 入れに係 る長期継 続契約に よるもの 及び100万 円未満の もの)	
委託料 (施 設の 維持 に係 るも の)		1,000万 円以上	1,000万 円未満			1,00 0万 円以 上
(そ の他)		200万円 以上	200万円 未満			1,00 0万 円以 上
負担金 補助及 び交付 金					(会議用 負担金、 研修参 加者負 担金及 び建物 の共益	

					費に係る負担金)	
(4) 研究研修費 研究材料費、図書費、研究雑費					(100万円未満のもの)	
謝金、旅費						
(5) 建設改良費 施設増改築工事費 (解体等に係る工事を含む)	5億円以上	1億円以上5億円未満	1億円未満	5億円未満	(事務経費で100万円未満のもの)	1億円以上
うち委託に係るもの	1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	1億円未満		1,000万円以上
(6) 固定資産購入費	7,000万円以上	5,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	(100万円未満のもの)	7,000万円以上

うちリー ス資産		100万円 以上	100万円 未満			1,00 0万 円以 上
(7) 企 業債償 還金、支 払利息 及び企 業債取 扱諸費						
(8) そ の他の もの						
2 現金の 支出を伴 わないも の						

- 備考 1 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約(単価契約に該当するものを除く。)によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
- 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
- 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
- 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

別記の表中

66	予備費充当計算書	164	
----	----------	-----	--

のト」

66の2	当座債越請求書	169の2	
------	---------	-------	--

を加える。

様式第四十一号中、「(き損)」を「(毀損)」に、「除権判決」を「除権決定」に改める

様式第六十六号の次に次の様式を加える。

様式第六十六号の二

当座借越専用口座・口座番号							当 座 借 越 請 求 書								
							(当座借越専用口座)								
年 月 日							返済予定日		年 月 日						
							埼玉県病院局経営管理課企業出納員							印	
金 額			拾億		百万			千				円			
上記請求金額を指定口座に入金してください。															

附 則

(施行期日)

この規程は平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号中「福利厚生」の下に「、衛生管理」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号を第十九号とし、同項第二十五号中「第一号から第二十四号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十六号を第二十一号とし、第二十七号を第二十二号とする。

第五条中「管理者」を「下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一号中「耐用年数一年以上、かつ、取得価格が五万円以上十万円未満の物品及び」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

埼玉県議会平成二十九年二月定例会において議決された平成二十八年埼玉県一般会計補正予算（第五号）、平成二十八年埼玉県一般会計補正予算（第六号）、平成二十八年埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十八年埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）、平成二十八年埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895,034,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		183,038,780	410,844	183,449,624
	2 国庫補助金	49,897,162	410,844	50,308,006
13 繰越金		676,207	22,847	699,054
	1 繰越金	676,207	22,847	699,054
15 県債		245,997,000	388,000	246,385,000
	1 県債	245,997,000	388,000	246,385,000
歳入合計		1,894,213,068	821,691	1,895,034,759

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		24,015,443	597,632	24,613,075
	1 農 業 費	8,956,039	315,898	9,271,937
	2 蚕糸特産及び水産業費	463,330	264,998	728,328
	3 畜 産 業 費	1,254,924	16,736	1,271,660
7 商 工 費		17,227,274	224,059	17,451,333
	1 商 工 業 費	17,069,379	224,059	17,293,438
歳 出	合 計	1,894,213,068	821,691	1,895,034,759

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農林公園管理運営費	280,108
		施設整備費	35,790
	2 蚕糸特産及び水産業費	水産研究所費	144,757
		茶業研究所費	120,241
	3 畜 産 業 費	農業技術研究センター費	16,736
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	224,059

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 林 公 園 施 設 整 備 事 業	125,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	112,000	同	同	同

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農 業 大 学 校 施 設 整 備 事 業	116,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	133,000		(補正前に同じ。)	
農業技術研究センター 施 設 整 備 事 業	557,000	同	上	同	上	同	上	(同 上)
水 産 研 究 所 施 設 整 備 事 業	3,000	同	上	同	上	同	上	(同 上)

茶業研究所 施設整備事業	71,000	同	上	同	上	同	上	127,000	(同	上)
-----------------	--------	---	---	---	---	---	---	---------	----	----

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,398,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,831,636,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		764,000,000	△3,600,000	760,400,000
	1 県 民 税	342,172,000	△10,794,000	331,378,000
	3 地 方 消 費 税	112,646,000	2,718,000	115,364,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,404,000	1,857,000	19,261,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,712,997	933,000	7,645,997
	8 軽 油 引 取 税	46,670,998	559,000	47,229,998
	9 自 動 車 税	83,521,000	1,127,000	84,648,000
2 地方消費税清算金		210,444,000	△4,958,000	205,486,000
	1 地方消費税清算金	210,444,000	△4,958,000	205,486,000
3 地方譲与税		98,967,000	△4,850,000	94,117,000
	1 地方法人特別譲与税	95,163,000	△4,850,000	90,313,000
4 地方特例交付金		3,737,000	△28,305	3,708,695
	1 地方特例交付金	3,737,000	△28,305	3,708,695

5 地方交付税		213,300,000	2,077,554	215,377,554
	1 地方交付税	213,300,000	2,077,554	215,377,554
7 分担金及び負担金		3,304,181	△551,230	2,752,951
	1 分担金	262,270	△130,154	132,116
	2 負担金	3,041,911	△421,076	2,620,835
8 使用料及び手数料		29,049,192	△407,405	28,641,787
	1 使用料	18,353,870	△392,894	17,960,976
	2 手数料	10,695,322	△14,511	10,680,811
9 国庫支出金		183,449,624	△10,588,250	172,861,374
	1 国庫負担金	127,439,771	△2,628,602	124,811,169
	2 国庫補助金	50,308,006	△7,328,419	42,979,587
	3 委託金	5,701,847	△631,229	5,070,618
10 財産収入		9,638,038	△1,100,920	8,537,118
	1 財産運用収入	7,081,284	△271,452	6,809,832
	2 財産売却収入	2,556,754	△829,468	1,727,286
11 寄附金		120,043	27,181	147,224
	1 寄附金	120,043	27,181	147,224

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		93,306,231	△47,438,008	45,868,223
	1 特別会計繰入金	3,321,932	△58,817	3,263,115
	2 基金繰入金	89,984,299	△47,379,191	42,605,108
13 繰越金		699,054	4,413,434	5,112,488
	1 繰越金	699,054	4,413,434	5,112,488
14 諸収入		36,804,396	5,976,269	42,780,665
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,170,494	△45,800	2,124,694
	2 預金利子	50,000	△45,100	4,900
	3 貸付金元利収入	4,530,815	△147,194	4,383,621
	4 受託事業収入	3,279,185	△486,428	2,792,757
	5 収益事業収入	14,203,765	6,262,161	20,465,926
	7 雑収入	12,538,137	438,630	12,976,767
15 県債		246,385,000	△2,371,000	244,014,000
	1 県債	246,385,000	△2,371,000	244,014,000
歳入合計		1,895,034,759	△63,398,680	1,831,636,079

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,177,299	△18,486	3,158,813
	1 議会費	3,177,299	△18,486	3,158,813
2 総務費		93,255,923	△8,301,683	84,954,240
	1 総務管理費	21,726,335	△1,848,275	19,878,060
	2 企画費	4,154,608	△844,803	3,309,805
	3 県民費	13,133,949	△516,874	12,617,075
	4 環境費	11,371,053	△1,253,001	10,118,052
	5 徴税費	27,869,808	△2,122,679	25,747,129
	6 市町村振興費	5,244,515	△700,942	4,543,573
	7 選挙費	2,403,766	△40,522	2,363,244
	8 防災費	5,771,225	△877,944	4,893,281
	9 統計調査費	955,974	△65,520	890,454
	10 人事委員会費	302,366	△11,531	290,835
	11 監査委員費	322,324	△19,592	302,732

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		348,215,436	△14,946,485	333,268,951
	1 社会福祉費	259,545,376	△11,330,962	248,214,414
	2 児童福祉費	76,507,251	△3,668,530	72,838,721
	3 生活保護費	11,656,493	△66,081	11,590,412
	4 災害救助費	506,316	119,088	625,404
4 衛生費		69,965,037	△7,599,967	62,365,070
	1 公衆衛生費	29,235,052	△2,317,735	26,917,317
	2 環境衛生費	5,718,552	△2,911,762	2,806,790
	3 保健所費	3,864,578	△161,866	3,702,712
	4 医薬費	21,329,804	△2,208,604	19,121,200
5 労働費		5,803,996	△543,508	5,260,488
	1 労政費	1,860,601	74,766	1,935,367
	2 職業訓練費	3,779,876	△610,126	3,169,750
	3 労働委員会費	163,519	△8,148	155,371
6 農林水産業費		24,613,075	△3,535,717	21,077,358
	1 農業費	9,271,937	△969,544	8,302,393

	2 蚕糸特産及び水産業費	728,328	△15,360	712,968
	3 畜産業費	1,271,660	△84,557	1,187,103
	4 林業費	4,813,941	△930,402	3,883,539
	5 農地費	8,527,209	△1,535,854	6,991,355
7 商工費		17,451,333	△1,939,563	15,511,770
	1 商工業費	17,293,438	△1,937,456	15,355,982
	2 観光費	157,895	△2,107	155,788
8 土木費		115,816,556	△7,802,620	108,013,936
	1 土木管理費	11,426,051	△541,994	10,884,057
	2 道路橋りょう費	49,858,508	△1,477,505	48,381,003
	3 河川費	31,266,576	△4,123,927	27,142,649
	4 都市計画費	21,919,246	△1,770,139	20,149,107
	5 住宅費	1,346,175	110,945	1,457,120
9 警察費		143,978,378	△756,396	143,221,982
	1 警察管理費	132,757,315	△341,067	132,416,248
	2 警察活動費	11,221,063	△415,329	10,805,734
10 教育費		534,055,508	△4,639,859	529,415,649

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	65,250,007	△1,180,303	64,069,704
	2 小学校費	162,194,241	△5,235	162,189,006
	3 中学校費	100,778,387	△399,868	100,378,519
	4 高等学校費	105,341,347	△2,761,563	102,579,784
	5 特別支援学校費	41,858,695	△1,231,241	40,627,454
	6 大学費	2,234,656	△70,441	2,164,215
	8 社会教育費	4,502,132	1,118,178	5,620,310
	9 保健体育費	1,094,812	△109,386	985,426
	11 災害復旧費		1,707,007	△798,138
	1 農林水産施設災害復旧費	103,587	△39,869	63,718
	2 土木施設災害復旧費	1,603,420	△758,269	845,151
12 公債費		278,360,713	△7,877,782	270,482,931
	1 公債費	278,360,713	△7,877,782	270,482,931
13 諸支出金		258,134,498	△4,638,476	253,496,022
	1 公営企業支出金	17,026,498	△847,476	16,179,022

	2 地方消費税清算金	104,186,000	6,458,000	110,644,000
	4 配当割交付金	8,735,000	△4,663,000	4,072,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	6,464,000	△3,934,000	2,530,000
	6 地方消費税交付金	107,765,000	△2,316,000	105,449,000
	8 自動車取得税交付金	4,900,000	663,000	5,563,000
	9 軽油引取税交付金	6,401,000	△1,000	6,400,000
	10 利子割精算金	12,000	2,000	14,000
歳	出	合	計	
		1,895,034,759	△63,398,680	1,831,636,079

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化施設整備事業費	5,185,155	平成27年度	413,879	5,143,210	平成27年度	413,879
				平成28年度	4,771,276		平成28年度	4,729,331
		青少年総合野外活動センター解体事業費	572,740	平成28年度	400,918	389,543	平成28年度	217,721
			平成29年度	171,822	平成29年度		171,822	
	8 防災費	県庁舎非常用都市ガス発電機等整備事業費	1,253,176	平成26年度	8,895	829,733	平成26年度	8,895
			平成27年度	327,570	平成27年度		327,570	
			平成28年度	916,711	平成28年度		193,288	
					平成29年度		299,980	
6 農林水産	1 農業費	農業技術研究センター施設整備事業費	582,107	平成26年度	140,060	562,107	平成26年度	140,060
				平成27年度	202,686		平成27年度	202,686
				平成28年度	239,361		平成28年度	219,361

8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば大規模改修費	2,442,037	平成27年度 平成28年度	1,223,053 1,218,984	2,267,970	平成27年度 平成28年度	1,223,053 1,044,917
9 警察費	1 警察管理費	岩槻警察署 庁舎建設費	3,458,911	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137,498 338,410 1,738,655 1,244,348	3,422,432	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137,498 301,931 1,738,655 1,244,348
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎 解体事業費（平成 28年度着工分）	367,251	平成28年度 平成29年度	330,526 36,725	249,273	平成28年度 平成29年度	212,548 36,725

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	125,506
		県立社会福祉施設整備費	29,430
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	872,134
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	155,830
	2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	133,286
	3 生活保護費	救護施設整備助成費	1,956
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	5,181
	4 医薬費	大学附属病院等整備・医学部環境調査費 看護師等離職防止施設整備費補助	4,626,247 6,974
	1 農業費	経営体育成条件整備費	26,547
	3 畜産業費	畜産経営改善対策費	58,581

6 農 林 水 産 業 費		秩父高原牧場費	24,084
	4 林 業 費	森林整備推進事業費	135,791
		水源地域の森づくり事業費	259,343
		里山・平地林再生事業費	11,923
		林業・木材産業構造改革事業費	24,250
		森林整備加速化・林業再生事業費	4,500
		都市と山村交流の森管理事業費	36,072
		森林管理道整備事業費	165,964
		治山事業費	201,380
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	418,040
		ほ場整備事業費	528,700
		農地防災事業費	468,200
		農道整備事業費	61,200

款	項	事業名	金額
		団体営土地改良事業費	123,134
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	19,000
		基幹水利施設管理事業費	14,044
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	27,000
		舗装道整備費	981,000
		道路環境整備費	200,000
		自転車歩行者道整備費	1,007,300
		交差点整備費	363,600
		バリアフリー安全対策費	170,000
		道路安全施設費	771,700
		自転車通行環境整備費	9,847

8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	937,300
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	2,135,019
		通学路グリーンベルト整備費	75,000
		道路改築費	2,008,149
		道路改築事業費	537,580
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	1,070,000
		橋りょう架換費	276,849
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	750,698
		排水機場等維持修繕費	392,000
		河川管理費	33,722
		河川維持修繕費	69,343
		ダム等施設管理費	13,000
		河川改修調査費	59,567

款	項	事業名	金額
	3 河川費	市町村治水事業費負担金 河川施設震災対策費 川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費 砂防施設費 急傾斜地崩壊対策費 社会資本整備総合交付金（砂防）事業費 社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費 水防情報システム整備費	37,000 419,000 45,000 143,450 32,500 615,888 278,670 62,742
		都市計画調査費 社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費 公共団体区画整理事業県道整備費 つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	32,300 212,686 14,667 785,336

	4 都 市 計 画 費	市街地再開発促進費補助	6,830
		市街地再開発事業等公共施設管理者負担金	341,400
		街路整備費	1,481,029
		公園等施設管理費	286,500
		公園等施設整備費	1,286,500
		新たな森建設費	820,582
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	920,000
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	272,000
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	389,361
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	朝霞警察署庁舎設計費	227,124
	1 教 育 総 務 費	県立学校大規模改修費	1,724,700
		教育関係庁舎建物等維持管理費	154,973
10 教 育 費		県立学校等石綿緊急対策費	61,643

款	項	事業名	金額
	4 高等学校費	理科教育設備費	30,000
	5 特別支援学校費	県立特別支援学校プール整備費	250,736
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	平成28年発生農地・農業用施設災害復旧費	7,150
		平成28年発生治山施設災害復旧費	25,350
	2 土木施設災害復旧費	平成28年発生土木施設災害復旧費	405,060

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	災害防除費	150,000	災害防除費	859,000
		電線地中化（道路） 整備費	130,000	電線地中化（道路） 整備費	230,000
		社会資本整備総合交付金 （改築）事業費	50,000	社会資本整備総合交付金 （改築）事業費	3,940,409
		橋りょう修繕費	160,000	橋りょう修繕費	5,531,000
	3 河川費	河川改修費	150,000	河川改修費	2,766,180
		社会資本整備総合交付金 （河川）事業費	107,000	社会資本整備総合交付金 （河川）事業費	5,343,519
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金 （街路）事業費	260,000	社会資本整備総合交付金 （街路）事業費	1,326,967

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
かんがい排水事業	平成29年度	40,000
道路改築事業	平成29年度	200,000

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
平成 2 8 年 度 減 収 補 填 債	10,932,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	22,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	17,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	9,623,000	同上	同上	同上	7,894,000		(同上)	
試験研究機関等設備整備事業	89,000	同上	同上	同上	69,000		(同上)	
緑の森博物館用地購入事業	40,000	同上	同上	同上	12,000		(同上)	

身近な緑公有地化事業	45,000	同	上	同	上	同	上	20,000	(同)	上
防災学習センター 施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上	21,000	(同)	上
防災行政無線 高度化推進事業	1,287,000	同	上	同	上	同	上	1,198,000	(同)	上
発達障害総合支援 センター設備整備事業	33,000	同	上	同	上	同	上	18,000	(同)	上
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	1,266,000	同	上	同	上	同	上	584,000	(同)	上
老人福祉施設整備事業	3,861,000	同	上	同	上	同	上	3,825,000	(同)	上
総合リハビリテーション センター設備整備事業	110,000	同	上	同	上	同	上	96,000	(同)	上
児童福祉施設整備事業	459,000	同	上	同	上	同	上	185,000	(同)	上
県民健康福祉村 改修事業	105,000	同	上	同	上	同	上	78,000	(同)	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大学附属病院等 整備事業	6,295,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	5,546,000		(補正前に同じ。)	
地域医療教育センター 設備整備事業	34,000	同	同上	同上	22,000		(同上)	
農業技術研究センター 施設整備事業	564,000	同	同上	同上	522,000		(同上)	
水産研究所 施設整備事業	74,000	同	同上	同上	71,000		(同上)	

秩父高原牧場 基盤整備事業	39,000	同	上	同	上	同	上	37,000	(同	上)
林道事業	239,000	同	上	同	上	同	上	211,000	(同	上)
県単独治山事業	235,000	同	上	同	上	同	上	234,000	(同	上)
治山事業	118,000	同	上	同	上	同	上	104,000	(同	上)
地すべり防止事業	40,000	同	上	同	上	同	上	39,000	(同	上)
農業基盤整備事業	1,099,000	同	上	同	上	同	上	850,000	(同	上)
直轄事業(土地改良) 負担金	378,000	同	上	同	上	同	上	551,000	(同	上)
旧農業大学校等 解体事業	1,239,000	同	上	同	上	同	上	864,000	(同	上)
県単独道路建設事業	18,950,000	同	上	同	上	同	上	18,931,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	7,092,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,752,000		(補正前に同じ。)	
県単独河川改修事業	5,390,000	同上	同上	同上	5,384,000		(同上)	
河川事業	5,473,000	同上	同上	同上	4,798,000		(同上)	
砂防事業	676,000	同上	同上	同上	598,000		(同上)	

直轄事業負担金	13,289,000	同	上	同	上	同	上	10,234,000	(同)	上
都市環境整備事業	914,000	同	上	同	上	同	上	783,000	(同)	上
県単独街路事業	2,580,000	同	上	同	上	同	上	2,276,000	(同)	上
街路事業	1,824,000	同	上	同	上	同	上	1,544,000	(同)	上
県単独公園事業	3,989,000	同	上	同	上	同	上	2,771,000	(同)	上
公園事業	502,000	同	上	同	上	同	上	955,000	(同)	上
警察署庁舎建設事業	4,439,000	同	上	同	上	同	上	4,273,000	(同)	上
交通安全施設整備事業	1,089,000	同	上	同	上	同	上	914,000	(同)	上
県立高等学校建設事業	5,522,000	同	上	同	上	同	上	4,326,000	(同)	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校建設事業	965,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,264,000		(補正前に同じ。)	
社会教育施設整備事業	622,000	同	同上	同上	512,000		(同上)	
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	239,000	同	同上	同上	178,000		(同上)	
史跡整備事業	7,000	同	同上	同上	2,000		(同上)	

土木施設災害復旧事業	593,000	同	上	同	上	同	上	314,000	(同)	上
都市施設災害復旧事業	275,000	同	上	同	上	同	上	133,000	(同)	上
水道用水供給事業 出資金	4,786,000	同	上	同	上	同	上	4,232,000	(同)	上
臨時財政対策債	127,600,000	同	上	同	上	同	上	125,589,000	(同)	上

平成28年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,616,095千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ566,840,464千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		314,509,559	△5,616,095	308,893,464
	1 一般会計繰入金	196,594,710	△5,574,360	191,020,350
	2 特別会計繰入金	1,697,849	△41,735	1,656,114
歳入合計		572,456,559	△5,616,095	566,840,464

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		572,456,559	△5,616,095	566,840,464
	1 公 債 費	572,456,559	△5,616,095	566,840,464
歳 出 合 計		572,456,559	△5,616,095	566,840,464

平成28年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,751,371千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		16,734,768	16,602	16,751,370
	1 証紙収入	16,734,768	16,602	16,751,370
歳入合計		16,734,769	16,602	16,751,371

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		16,726,769	16,602	16,743,371
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,726,769	16,602	16,743,371
歳 出 合 計		16,734,769	16,602	16,751,371

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,829,592千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		39,570	△3,139	36,431
	1 財産運用収入	39,570	△3,139	36,431
2 繰入金		7,500,000	△867,280	6,632,720
	1 基金繰入金	7,500,000	△867,280	6,632,720
4 諸収入		6,173,840	△13,400	6,160,440
	1 貸付金元利収入	6,173,840	△13,400	6,160,440
歳入合計		13,713,411	△883,819	12,829,592

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,713,411	△883,819	12,829,592
	1 市町村振興事業費	13,713,411	△883,819	12,829,592
歳 出 合 計		13,713,411	△883,819	12,829,592

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ576,720千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		16,300	△1,356	14,944
	1 財産運用収入	16,300	△1,356	14,944
3 繰入金		200,887	160,000	360,887
	1 一般会計繰入金		160,000	160,000
歳入合計		418,076	158,644	576,720

第3款繰入金中第1項基金繰入金を第2項とし、第1項として一般会計繰入金を加える。

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		418,076	158,644	576,720
	2 基金積立金	16,301	158,644	174,945
歳 出 合 計		418,076	158,644	576,720

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,846千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,978千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,384	△5,500	16,884
	1 繰入金	30	△30	0
	2 繰越金	1	△1	0
	3 諸収入	22,353	△5,469	16,884

2 就農支援資金業務勘定収入		396	△76	320
	1 繰入金	356	△262	94
	2 繰越金	38	186	224
3 農業改良資金貸付勘定収入		9,451	△1,270	8,181
	1 繰越金	9,451	△1,270	8,181
4 農業改良資金業務勘定収入		1,593	0	1,593
	1 繰入金	1,280	△1,280	0
	2 繰越金	248	1,280	1,528
歳入合計		33,824	△6,846	26,978

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		22,384	△5,500	16,884
	1 就農支援資金貸付費	22,384	△5,500	16,884
2 就農支援資金業務勘定		396	△76	320
	1 管理指導事務費	386	△76	310
3 農業改良資金貸付勘定		9,451	△1,270	8,181
	1 農業改良資金貸付費	9,451	△1,270	8,181
歳 出 合 計		33,824	△6,846	26,978

平成28年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,711千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		787,840	△133,290	654,550
	1 財産運用収入	76,137	△6,336	69,801
	2 財産売却収入	711,703	△126,954	584,749
2 繰入金		1,000,000	△909,413	90,587
	1 繰入金	1,000,000	△909,413	90,587
3 繰越金		1	572	573
	1 繰越金	1	572	573
歳入合計		1,787,842	△1,042,131	745,711

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,787,842	△1,042,131	745,711
	1 用地事業費	1,787,842	△1,042,131	745,711
歳出合計		1,787,842	△1,042,131	745,711

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,709,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,223,167	△118,699	8,104,468
	1 住宅使用料	8,223,167	△118,699	8,104,468
2 国庫支出金		2,106,185	△159,551	1,946,634
	1 国庫補助金	2,106,185	△159,551	1,946,634

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		51,616	△8,491	43,125
	1 財産運用収入	51,616	△8,491	43,125
4 繰入金		1,351,280	△415,423	935,857
	1 繰入金	1,351,280	△415,423	935,857
5 繰越金		1	402,632	402,633
	1 繰越金	1	402,632	402,633
6 諸収入		367,892	△161,132	206,760
	2 雑入	366,864	△161,132	205,732
7 県債		2,134,000	△64,000	2,070,000
	1 県債	2,134,000	△64,000	2,070,000
歳入合計		14,234,141	△524,664	13,709,477

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		10,181,902	△436,982	9,744,920
	1 住宅管理費	5,436,308	137,965	5,574,273
	2 住宅建設費	4,745,594	△574,947	4,170,647
2 繰出金		3,155,739	△58,389	3,097,350
	1 繰出金	3,155,739	△58,389	3,097,350
3 公債費		886,500	△29,293	857,207
	1 公債費	886,500	△29,293	857,207
歳出合計		14,234,141	△524,664	13,709,477

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成25年度 公営住宅建設費	1,115,599	平成25年度	44,546	1,115,509	平成25年度	44,546
				平成26年度	77,310		平成26年度	77,310
				平成27年度	484,902		平成27年度	484,902
				平成28年度	508,841		平成28年度	437,407
							平成29年度	71,344
		平成26年度 公営住宅建設費	2,784,086	平成26年度	90,170	2,764,697	平成26年度	90,170
				平成27年度	667,872		平成27年度	667,872
				平成28年度	1,832,482		平成28年度	1,813,093
				平成29年度	193,562		平成29年度	193,562

1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成27年度 公営住宅建設費	3,450,374	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	93,381 1,129,834 1,834,309 392,850	3,449,938	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	93,381 1,129,398 1,834,309 392,850
		平成28年度 公営住宅建設費	1,338,179	平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	88,960 255,110 650,248 343,861	1,323,791	平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	74,572 255,110 650,248 343,861
		公営住宅 解体事業費	746,606	平成26年度 平成27年度 平成28年度	133,253 351,244 262,109	556,067	平成26年度 平成27年度 平成28年度	133,253 351,244 71,570
		平成27年度 公営住宅 解体事業費	168,016	平成27年度 平成28年度	9,010 159,006	161,683	平成27年度 平成28年度	9,010 152,673

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成28年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,356,837	平成28年度	34,333	1,350,220	平成28年度	27,716
				平成29年度	240,034		平成29年度	240,034
				平成30年度	890,577		平成30年度	890,577
				平成31年度	191,893		平成31年度	191,893

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,134,000	普通貸借 又 証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,070,000		(補正前に同じ。)	

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111,207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454,858千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		511,460	△152,558	358,902
	1 繰入金	511,460	△152,558	358,902
3 繰越金		1	37,095	37,096
	1 繰越金	1	37,095	37,096
4 諸収入		54,603	4,256	58,859
	1 貸付金元利収入	54,111	1,939	56,050
	3 雑収入	375	2,317	2,692
歳入合計		566,065	△111,207	454,858

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金事業費		566,065	△111,207	454,858
	1 高等学校等奨学金事業費	566,065	△111,207	454,858
歳 出	合 計	566,065	△111,207	454,858

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,829,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,593,816千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		54,778	△5,765	49,013
	1 入 場 料 収 入	54,777	△5,765	49,012
2 投 票 券 発 売 収 入		27,030,762	△439,761	26,591,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	26,974,761	△439,761	26,535,000
3 財 産 収 入		241,928	△2,257	239,671
	1 財 産 運 用 収 入	241,927	△2,257	239,670
5 繰 越 金		2	6,008,137	6,008,139

	1 繰越金	2	6,008,137	6,008,139
6 諸収入		234,865	269,127	503,992
	2 収益事業収入	1	269,230	269,231
	3 雑収入	234,863	△103	234,760
歳入合計		27,764,335	5,829,481	33,593,816

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		218,552	△2,257	216,295
	1 公営競技総務費	218,552	△2,257	216,295
2 公営競技事業費		27,336,018	△430,423	26,905,595
	1 公営競技事業費	27,336,018	△430,423	26,905,595
3 繰出金		203,765	6,262,161	6,465,926
	1 繰出金	203,765	6,262,161	6,465,926
歳出合計		27,764,335	5,829,481	33,593,816

平成28年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 事業費	1,846,749	△47,987	1,798,762
第1項 営業費用	1,809,150	△47,987	1,761,163

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「421,131千円」を「594,964千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,252千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額230,762千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,095千円」に、「64,281千円」を「4,509千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	1,334,290	70,200	1,404,490
第1項 建 設 補 助 金	229,400	70,200	299,600

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1,755,421	244,033	1,999,454
第1項 建 設 改 良 費	1,614,823	244,033	1,858,856

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
				平成26年度	2,001		平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,860		平成28年度	9,476

1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	106,587	平成29年度	22,014	106,587	平成29年度	16,025
				平成30年度	26,485		平成30年度	26,485
				平成31年度	23,635		平成31年度	25,425
				平成32年度	7,956		平成32年度	7,956
				平成33年度	6,023		平成33年度	10,606

第5条 予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
柿木浄水場場内配管更新工事	平成29年度から 平成31年度まで	678,000

平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	11,238,630 千円	△ 1,595,567 千円	9,643,063 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	47,746,738	△ 41,616	47,705,122
第1項 営 業 収 益	42,332,522	△ 21,076	42,311,446
第2項 営 業 外 収 益	5,414,215	△ 20,540	5,393,675

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,173,680	△ 1,833,261	44,340,419
第1項 営業費用	40,976,803	△ 2,217,976	38,758,827
第2項 営業外費用	5,156,876	384,715	5,541,591

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,069,141千円」を「17,520,792千円」に、「1,282,926千円」を「1,005,375千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金16,786,215千円」を「、減債積立金4,725,809千円及び過年度分損益勘定留保資金11,789,608千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	23,256,368	△ 4,743,577	18,512,791
第1項 建設補助金	3,513,670	△ 581,214	2,932,456
第2項 企業債	12,500,000	△ 3,600,000	8,900,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	7,020,000	△ 554,000	6,466,000
第4項 他 会 計 補 助 金	222,529	△ 8,363	214,166

支

出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	41,325,509	△ 5,291,926	36,033,583
第1項 建 設 改 良 費	24,325,896	△ 5,333,067	18,992,829
第2項 企 業 債 償 還 金	10,831,698	△ 55,785	10,775,913
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		96,926	96,926

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	68,413,272	平成16年度	4,510,469	80,500,267	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	2,464,777		平成27年度	2,464,777
		平成28年度	4,659,313	平成28年度	3,960,079			

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成29年度	4,491,611		平成29年度	7,103,253
				平成30年度	1,501,198		平成30年度	9,068,752
				平成31年度	3,079,311		平成31年度	4,931,424
							平成32年度	129,511
							平成33年度	211,272
							平成34年度	245,190
							平成35年度	168,947
		自家用発電設備 整備事業	5,150,579	平成26年度	84,889		平成26年度	84,889
				平成27年度	1,545,311	5,147,573	平成27年度	1,545,311
				平成28年度	2,544,010		平成28年度	2,302,848
				平成29年度	976,369		平成29年度	1,214,525
		浄水場備蓄施設 整備事業	6,586,519	平成27年度	168,824		平成27年度	168,824
				平成28年度	2,408,177	6,586,519	平成28年度	1,982,794
				平成29年度	3,866,639		平成29年度	4,120,953
				平成30年度	142,879		平成30年度	313,948

1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張 関連整備 (I期)事業	5,044,687	平成27年度	100,992	5,044,687	平成27年度	100,992
				平成28年度	822,097		平成28年度	592,309
				平成29年度	2,724,817		平成29年度	1,224,058
				平成30年度	989,258		平成30年度	1,497,921
				平成31年度	407,523		平成31年度	1,629,407
		荒川横断送水 管路更新事業	5,777,950	平成24年度	84,219	5,774,698	平成24年度	84,219
				平成25年度	291,124		平成25年度	291,124
				平成26年度	1,423,193		平成26年度	1,423,193
				平成27年度	1,160,052		平成27年度	1,160,052
				平成28年度	2,110,314		平成28年度	1,500,454
				平成29年度	709,048		平成29年度	1,315,656
				平成26年度	480,078		平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	3,045,933		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	2,713,727		平成29年度	2,177,189

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道施設 耐震化事業	29,690,844	平成30年度	3,634,148	29,690,844	平成30年度	4,564,197
				平成31年度	5,616,709		平成31年度	5,019,973
				平成32年度	5,035,198		平成32年度	5,035,198
				平成33年度	3,912,222		平成33年度	4,051,509
				平成34年度	4,001,087		平成34年度	5,140,941
		利根導水路大規模 地震対策事業	1,481,521	平成26年度	33,359	1,481,521	平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	279,261		平成28年度	272,533
				平成29年度	383,357		平成29年度	266,194
				平成30年度	259,547		平成30年度	314,335
				平成31年度	204,243		平成31年度	217,711
				平成32年度	96,507		平成32年度	96,507
				平成33年度	73,064		平成33年度	128,699
		大久保浄水場 中央系送水電気 設備更新事業	2,263,079	平成27年度	60,262	1,646,338	平成27年度	60,262
				平成28年度	925,316		平成28年度	517,082
				平成29年度	1,277,501		平成29年度	1,068,994

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「12,500,000千円」を「8,900,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「849,402千円」を「841,039千円」に改める。

平成28年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主 なる 建 設 工 事	5,807,492 千円	△1,682,486 千円	4,125,006 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,741,876千円」を「3,059,390千円」に、「4,739,825千円」を「3,057,339千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6,257,218	△1,682,486	4,574,732
第1項 建 設 改 良 費	5,963,965	△1,682,486	4,281,479

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	加須 I C 東地区 産業団地整備事業	4,272,970	平成27年度	1,554,903	4,272,970	平成27年度	1,554,903
				平成28年度	1,570,338		平成28年度	79,175
				平成29年度	1,147,729		平成29年度	1,359,153
							平成30年度	1,279,739
		寄居スマート I C 西地区 産業団地整備事業	1,797,624	平成28年度	608,942	1,797,624	平成28年度	608,942
				平成29年度	604,695		平成29年度	632,140
				平成30年度	583,987		平成30年度	556,542
		大麻生ゴルフ場 クラブハウス 改築事業	1,579,501	平成27年度	654,989	1,388,178	平成27年度	654,989
				平成28年度	924,512		平成28年度	733,189

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	661,662,145 m ³	△12,009,595 m ³	649,652,550 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,812,773 m ³	△32,903 m ³	1,779,870 m ³
(4) 主なる建設工事	21,905,718 千円	△6,270,736 千円	15,634,982 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	51,064,799	△620,290	50,444,509

第1項 営業収益	29,912,223	△503,970	29,408,253
第2項 営業外収益	21,152,575	△116,320	21,036,255

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,865,382	△1,667,085	50,198,297
第1項 営業費用	49,923,881	△1,630,237	48,293,644
第2項 営業外費用	1,880,500	△36,848	1,843,652

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,173,186千円」を「5,167,885千円」に、「67,937千円」を「64,502千円」に、「過年度分損益勘定留保資金499,874千円」を「建設改良積立金31,334千円、減債積立金262,009千円、過年度分損益勘定留保資金499,874千円」に、「4,605,375千円」を「4,310,166千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	27,363,008	△6,633,545	20,729,463
第1項 建設補助金	12,975,301	△3,627,921	9,347,380
第2項 建設負担金	5,763,480	△1,430,464	4,333,016
第3項 企業債	7,804,000	△1,467,000	6,337,000
第5項 他会計補助金	196,993	△108,160	88,833

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	32,536,194	△6,638,846	25,897,348
第1項 建設改良費	24,866,341	△6,638,846	18,227,495

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,804,000千円」を「6,337,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,949,018千円」を「6,663,905千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十号

埼玉県議会平成二十九年二月定例会において議決された平成二十九年埼玉県一般会計予算並びに平成二十九年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計予算

平成29年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,864,427,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		759,300,000
	1 県 民 税	340,530,000
	2 事 業 税	137,695,000
	3 地 方 消 費 税	112,038,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,988,000
	5 県 た ば こ 税	7,767,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,201,000
	7 自 動 車 取 得 税	8,455,000
	8 軽 油 引 取 税	47,878,835
	9 自 動 車 税	83,721,000
	10 鉱 区 税	4,927
11 狩 猟 税	21,238	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		218,691,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	218,691,000

3 地 方 譲 与 税		97,838,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	93,931,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,699,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	207,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,739,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,739,000
5 地 方 交 付 税		205,100,000
	1 地 方 交 付 税	205,100,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,751,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,751,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,816,790
	1 分 担 金	291,931
	2 負 担 金	2,524,859
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28,788,440
	1 使 用 料	18,058,950
	2 手 数 料	10,729,490

款	項	金額
9 国庫支出金		159,507,243
	1 国庫負担金	115,406,650
	2 国庫補助金	40,950,158
	3 委託金	3,150,435
10 財産収入		8,071,791
	1 財産運用収入	6,359,479
	2 財産売却収入	1,712,312
11 寄附金		148,109
	1 寄附金	148,109
12 繰入金		98,343,417
	1 特別会計繰入金	2,754,744
	2 基金繰入金	95,588,673
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		34,475,210
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,139,517

	2 預 金 利 子	4,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,940,168
	4 受 託 事 業 収 入	3,208,479
	5 収 益 事 業 収 入	14,344,632
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	34,000
	7 雑 入	10,804,414
15 県 債		245,357,000
	1 県 債	245,357,000
歳 入 合 計		1,864,427,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,184,632
	1 議 会 費	3,184,632
2 総 務 費		87,630,775
	1 総 務 管 理 費	22,004,343
	2 企 画 費	4,797,146
	3 県 民 費	9,063,235
	4 環 境 費	9,973,331
	5 徴 税 費	30,023,225
	6 市 町 村 振 興 費	5,447,184
	7 選 挙 費	64,191
	8 防 災 費	4,854,982
	9 統 計 調 査 費	793,208
	10 人 事 委 員 会 費	302,392
	11 監 査 委 員 費	307,538
3 民 生 費		351,198,935
	1 社 会 福 祉 費	262,586,940

	2 児 童 福 祉 費	76,946,752
	3 生 活 保 護 費	11,378,456
	4 災 害 救 助 費	286,787
4 衛 生 費		62,025,104
	1 公 衆 衛 生 費	28,607,404
	2 環 境 衛 生 費	3,549,205
	3 保 健 所 費	3,870,087
	4 医 薬 費	14,682,824
	5 公 営 企 業 支 出 金	11,315,584
5 労 働 費		5,990,195
	1 労 政 費	2,085,737
	2 職 業 訓 練 費	3,742,227
	3 労 働 委 員 会 費	162,231
6 農 林 水 産 業 費		23,122,614
	1 農 業 費	8,011,412
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	617,409
	3 畜 産 業 費	1,424,027

款	項	金額
	4 林業費	4,260,725
	5 農地費	8,809,041
7 商工費		15,298,527
	1 商工業費	15,092,015
	2 観光費	206,512
8 土木費		119,525,221
	1 土木管理費	11,176,057
	2 道路橋りょう費	47,100,359
	3 河川費	29,068,592
	4 都市計画費	30,723,493
	5 住宅費	1,456,720
9 警察費		146,882,695
	1 警察管理費	135,246,852
	2 警察活動費	11,635,843
10 教育費		486,938,971
	1 教育総務費	59,813,141

	2 小 学 校 费	138,124,339
	3 中 学 校 费	85,032,691
	4 高 等 学 校 费	104,779,063
	5 特 别 支 援 学 校 费	39,961,561
	6 大 学 费	2,298,026
	7 私 立 学 校 费	51,045,468
	8 社 会 教 育 费	4,689,239
	9 保 健 体 育 费	1,195,443
11 灾 害 复 旧 费		28,210
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	18,660
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	9,550
12 公 债 费		271,135,901
	1 公 债 费	271,135,901
13 诸 支 出 金		290,965,220
	1 公 营 企 业 支 出 金	17,507,206
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	103,531,000
	3 所 得 割 交 付 金	32,009,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	1,700,000
	5 配 当 割 交 付 金	6,227,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,501,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	112,135,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,619,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	6,169,014
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,554,000
	11 利 子 割 精 算 金	13,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,864,427,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	熊谷会館解体事業費	723,156	平成29年度	433,894
				平成30年度	289,262
2 総務費	8 防災費	地上系防災行政無線施設再整備事業費	8,253,905	平成29年度	1,067,581
				平成30年度	2,393,174
				平成31年度	1,837,786
				平成32年度	2,955,364
9 警察費	1 警察管理費	朝霞警察署庁舎建設費	3,867,317	平成29年度	159,976
				平成30年度	877,426
				平成31年度	2,829,915
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎大規模改修費（平成29年度着工分）	936,227	平成29年度	93,781
				平成30年度	842,446
10 教育費	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成29年度着工分）	729,667	平成29年度	191,354
				平成30年度	538,313

款	項	事業名	総額	年度	年割額
	8 社会教育費	自然と川の博物館展示改修費	196,004	平成29年度	59,070
				平成30年度	90,533
				平成31年度	46,401

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成29年度発行分）	平成29年度から 平成39年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
県庁舎設備改修事業	平成30年度	127,713
第二庁舎エコオフィス化改修事業	平成30年度から 平成31年度まで	52,000
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成44年度まで	185,154

事 項	期 間	限 度 額
私立学校振興資金融資損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成29年度融資分）	平成30年度から平成39年度まで	44,650
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から平成49年度まで	372,344
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）	平成29年度から平成37年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

<p>小規模事業資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。) を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成29年度から平成37年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から平成44年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額</p>

		<p>(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあつては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償(平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成29年度から平成37年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成29年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>

<p>借換資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
----------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度から平成44年度まで	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から平成44年度まで	2,485,075
勤労者支援資金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度から平成35年度まで	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>

離職者等委託訓練事業（平成29年度契約分）	平成30年度から 平成31年度まで	902,520
農地利用集積事業資金損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度から 平成40年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成50年度まで	153,951
農業災害復旧経営資金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成36年度まで	1,462
農業災害復旧経営資金損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度から 平成36年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成29年度借入分）	平成29年度から平成30年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
かんがい排水事業	平成30年度	116,600
農地防災事業	平成30年度	49,000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成29年度取得分）	平成30年度から平成39年度まで	1,344,556

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成29年度借入分）</p>	<p>平成29年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>社会資本整備総合交付金（改築）事業</p>	<p>平成30年度から平成31年度まで</p>	<p>570,000</p>
<p>社会資本整備総合交付金（河川）事業</p>	<p>平成30年度</p>	<p>535,000</p>
<p>街路整備</p>	<p>平成30年度</p>	<p>115,000</p>

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 3 0 年 度	130,000
埼玉スタジアム 2 0 0 2 公園施設整備	平成 3 0 年 度	165,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 9 年度建設分）	平成 3 0 年 度 から 平成 5 3 年 度 まで	180,341
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 9 年度契約分）	平成 3 0 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	66,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	500,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	5,160,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	51,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	48,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	56,000	同上	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	120,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
全国瞬時警報システム高度化推進事業	2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
防災学習センター施設整備事業	534,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	1,082,000	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	86,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,741,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	5,989,000	同上	同上	同上

総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	43,000	同	上	同	上	同	上
地域医療教育センター設備整備事業	100,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	134,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	209,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	26,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	41,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	118,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
林道事業	254,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	230,000	同上	同上	同上
治山事業	124,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	28,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	637,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	1,047,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	402,000	同上	同上	同上

産業文化センター施設整備事業	20,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	73,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	20,861,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	270,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,287,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	6,744,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,030,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	269,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	318,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	500,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業負担金	12,838,000	同 上	同 上	同 上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	20,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	3,219,000	同 上	同 上	同 上
街路事業	1,563,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	13,868,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	461,000	同 上	同 上	同 上

警察職員退職手当	700,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	157,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3,244,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,610,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	3,800,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,268,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	533,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	567,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	229,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
史跡整備事業	4,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	5,553,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	134,200,000	同上	同上	同上

平成29年度埼玉県公債費特別会計予算

平成29年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,337,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		313,196,218
	1 一 般 会 計 繰 入 金	189,891,804
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,706,414
	3 基 金 繰 入 金	121,598,000

款	項	金 額
2 県 債		219,141,000
	1 県 債	219,141,000
歳 入	合 計	532,337,218

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		532,337,218
	1 公 債 費	532,337,218
歳 出	合 計	532,337,218

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成14年度、平成19年度 及び平成24年度発行 県債償還金	217,572,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成19年度発行県債償還金	503,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成19年度発行県債償還金	1,066,000	同 上	同 上	同 上

平成29年度埼玉県証紙特別会計予算

平成29年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,599,426千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		17,599,425
	1 証 紙 収 入	17,599,425
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	17,599,426

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		17,591,426
	1 一 般 会 計 繰 出 金	17,591,426
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出 合 計		17,599,426

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,722,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		29,311
	1 財 産 運 用 収 入	29,311
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,193,281

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,193,281
歳 入	合 計	13,722,593

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,722,593
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,722,593
歳 出	合 計	13,722,593

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,865千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		202,103
	1 国 庫 負 担 金	202,103
2 財 産 収 入		13,656
	1 財 産 運 用 収 入	13,656
3 繰 入 金		202,104
	1 基 金 繰 入 金	202,104
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	417,865

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		417,865
	1 救助費	404,208
	2 基金積立金	13,657
歳出	合計	417,865

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,924千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		25,913
	1 繰 入 金	25,913
2 繰 越 金		416,837
	1 繰 越 金	416,837
3 諸 収 入		458,174
	1 貸 付 金 元 利 収 入	454,779
	2 預 金 利 子	9

	3 雜	入	3,386	
歳	入	合	計	900,924

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			900,924	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		900,924	
歳	出	合	計	900,924

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,567千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,762
	1 繰 入 金	6,762
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		338,805
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	338,792
	3 雑 入	3
歳 入	合 計	447,567

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		445,567
	1 資 金 貸 付 費	445,567
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		447,567

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,521千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		19,391
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	19,360
2 就農支援資金業務勘定収入		372
	1 繰 入 金	332
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		9,449
	1 繰越金	9,449
4 農業改良資金業務勘定収入		1,309
	1 繰入金	1,057
	2 繰越金	248
	3 諸収入	4
歳入	合計	30,521

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		19,391
	1 就農支援資金貸付費	19,391
2 就農支援資金業務勘定		372
	1 管理指導事務費	362
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		9,449
	1 農業改良資金貸付費	9,449
4 農業改良資金業務勘定		1,309
	1 管理指導事務費	1,109
	2 予備費	200
歳 出 合 計		30,521

平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,680千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	50
	2 繰越金	8,505
	3 諸収入	11,445
2 業務勘定収入		680
	1 繰越金	590
	2 諸収入	90
歳 入	合 計	20,680

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		680
	1 管 理 指 導 事 務 費	660
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,680

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,541千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		671
	1 財 産 運 用 収 入	671
2 繰 入 金		13,253
	1 繰 入 金	13,253
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,616

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,615
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	49,541

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		48,541
	1 本多静六博士育英事業費	48,541
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	49,541

平成29年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成29年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,020,750千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		511,258
	1 財 産 運 用 収 入	43,566
	2 財 産 売 払 収 入	467,692
2 繰 入 金		1,509,490
	1 繰 入 金	1,509,490
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		2,020,750

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		2,020,750
	1 用地事業費	2,020,750
歳 出 合 計		2,020,750

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,368,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,245,043
	1 住 宅 使 用 料	8,245,043

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,466,624
	1 国 庫 補 助 金	1,466,624
3 財 産 収 入		40,158
	1 財 産 運 用 収 入	40,158
4 繰 入 金		1,072,298
	1 繰 入 金	1,072,298
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		20,354
	1 敷 金 運 用 収 入	33
	2 雑 入	20,321
7 県 債		1,524,000
	1 県 債	1,524,000
歳 入	合 計	12,368,478

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		8,677,492
	1 住 宅 管 理 費	5,760,820
	2 住 宅 建 設 費	2,916,672
2 繰 出 金		2,615,855
	1 繰 出 金	2,615,855
3 公 債 費		1,065,131
	1 公 債 費	1,065,131
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,368,478

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成29年度公営住宅建設費	2,872,013	平成29年度	159,537
				平成30年度	1,135,378
	平成31年度	1,161,264			
	平成32年度	415,834			
		平成29年度公営住宅団地再生事業費	1,107,403	平成29年度	22,228
				平成30年度	177,340
				平成31年度	783,214
				平成32年度	124,621

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,524,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ618,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		571,316
	1 繰 入 金	571,316

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		47,149
	1 貸付金元利収入	46,764
	2 預金利子	12
	3 雑入	373
歳入	合計	618,467

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		618,467
	1 高等学校等奨学金事業費	618,467
歳出	合計	618,467

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,610,719千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		43,185
	1 入 場 料 収 入	43,184
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,095,648
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,039,647
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		235,702

款	項	金 額
	1 財 産 運 用 収 入	235,701
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		236,182
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	236,180
歳 入 合 計		29,610,719

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		217,477
	1 公 営 競 技 総 務 費	217,477
2 公 営 競 技 事 業 費		29,042,610
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,042,610
3 繰 出 金		344,632
	1 繰 出 金	344,632
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,610,719

平成29年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	343床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	316床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	101,467 人	73,761 人
が ん セ ン タ ー	149,138	201,938
小 児 医 療 セ ン タ ー	93,680	150,799
精 神 医 療 セ ン タ ー	54,772	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	278 人	302 人
が ん セ ン タ ー	409	828
小 児 医 療 セ ン タ ー	257	618
精 神 医 療 セ ン タ ー	150	126

3 主なる建設改良事業

3,657,296 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費65,743千円の財源に充てるため、企業債65,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	55,125,385 千円
第1項 医業収益	43,196,614 千円
第2項 医業外収益	11,764,954 千円
第3項 特別利益	163,817 千円

支 出

第1款	病院事業費用	60,401,218 千円
第1項	医業費用	58,943,286 千円
第2項	医業外費用	1,327,847 千円
第3項	特別損失	110,085 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,972,901千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,902千円、減債積立金7,500千円及び過年度分損益勘定留保資金1,963,499千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	5,626,678 千円
第1項	企業債	2,580,000 千円
第2項	他会計負担金	2,107,083 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	885,157 千円
第5項	国庫補助金	52,070 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	2,365 千円
第8項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	7,599,579 千円
第1項 建設改良費	3,657,296 千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	3,942,283 千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限度額 2,645,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、9,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	25,187,756 千円
(2) 交際費	800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、9,857,995千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	器械備品
名 称	オンライン血液透析ろ過装置
数 量	一 式

平成29年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	150 社
(2) 年間総給水量	67,263,000 m ³
(3) 一日平均給水量	184,282 m ³
(4) 主なる建設改良事業	443,565 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			2,029,080 千円
第1項 営業収益			1,724,671 千円
第2項 営業外収益			207,972 千円
第3項 特別利益			96,437 千円
	支	出	
第1款 事業費			1,991,970 千円

第1項	営業費用	1,712,752 千円
第2項	営業外費用	90,787 千円
第3項	特別損失	184,431 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	871,464 千円
第1項	建設補助金	27,700 千円
第2項	長期貸付金償還金	804,000 千円
第3項	他会計補助金	792 千円
第4項	負担金	38,970 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	621,067 千円
第1項	建設改良費	479,739 千円
第2項	企業債償還金	141,328 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成30年度	15,000
大久保浄水場本館電気設備更新工事	平成30年度	94,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 301,770 千円 |
| (2) 交 際 費 | 41 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,930千円と定める。

平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,908,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,731,255 m ³
(4) 主なる建設改良事業	23,819,915 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,461,979 千円
第1項 営業収益			42,247,252 千円
第2項 営業外収益			5,152,677 千円
第3項 特別利益			62,050 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,123,547 千円

第1項	営業費用	40,814,915 千円
第2項	営業外費用	4,738,173 千円
第3項	特別損失	530,459 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,631,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,255,604千円及び過年度分損益勘定留保資金16,375,425千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	23,922,938 千円
第1項	建設補助金	4,163,928 千円
第2項	企業債	11,900,000 千円
第3項	他会計出資金	7,640,569 千円
第4項	他会計補助金	218,315 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	125 千円

支 出

第1款	資本的支出	41,553,967 千円
第1項	建設改良費	25,062,231 千円
第2項	企業債償還金	10,592,814 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	804,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,054,922 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成30年度	444,000
大久保浄水場本館電気設備更新工事	平成30年度	486,000
大久保浄水場西部系新所沢幹線制水弁設置工事	平成30年度	139,000
行田浄水場A・C系ろ過池サイフォン等機械設備更新工事	平成30年度	882,000

事 項	期 間	限 度 額
吉見浄水場東松山幹線調整弁設置工事	平成30年度	267,000
江南中継ポンプ所直流電源設備更新工事	平成30年度	65,000
東京都三郷浄水場常用自家発電所建設負担金	平成30年度から 平成35年度まで	441,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 11,900,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,366,989 千円
-----------	--------------

(2) 交際費	536 千円
---------	--------

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、781,281千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、534,486千円と定める。

平成29年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	189,910 m ²
(2) 主なる建設改良事業	10,378,246 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		11,919,150 千円
第1項 営 業 収 益		11,753,045 千円
第2項 営 業 外 収 益		68,700 千円
第3項 特 別 利 益		97,405 千円
	支	出
第1款 事 業 費		7,667,675 千円
第1項 営 業 費 用		7,623,243 千円
第2項 営 業 外 費 用		24,431 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,407,242千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額538千円及び過年度分損益勘定留保資金13,406,704千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	1,519,911千円
第1項	長期貸付金償還金	1,515,110千円
第2項	他会計補助金	4,799千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	雑収入	1千円
支 出		
第1款	資本的支出	14,927,153千円
第1項	建設改良費	10,542,462千円
第2項	建設準備費	184,691千円
第3項	投資有価証券	4,000,000千円
第4項	予備費	200,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	草加柿木地区産業団地整備事業	13,695,516	平成29年度	8,370,916
				平成30年度	2,885,600
				平成31年度	2,439,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
吉見ゴルフ場クラブハウス改修工事	平成30年度	708,320

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	412,037 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,571千円である。

平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 47 市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 661,847,930 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 1,813,282 m ³ |
| (4) 主なる建設改良事業 | 19,562,300 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,517,825 千円
第1項 営業収益		30,560,418 千円
第2項 営業外収益		20,957,406 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,494,508 千円
第1項	営 業 費 用	49,722,578 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,710,929 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,254,499千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,984千円、過年度分損益勘定留保資金520,584千円及び当年度分損益勘定留保資金4,590,931千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,932,067 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,081,516 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,231,883 千円
第3項	企 業 債	6,884,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	630,870 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	103,726 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	71 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,186,566 千円
第1項 建設改良費	22,733,039 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,453,527 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	3,591,000
荒川左岸北部流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	362,000
荒川右岸流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	513,000
中川流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度から 平成31年度まで	8,673,000

市野川流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	402,000
利根川右岸流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	246,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 6,884,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,287,622 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,872,172千円である。

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号の表中「志木市及び」を「志木市、久喜市及び」に改め、「久喜市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加える。

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

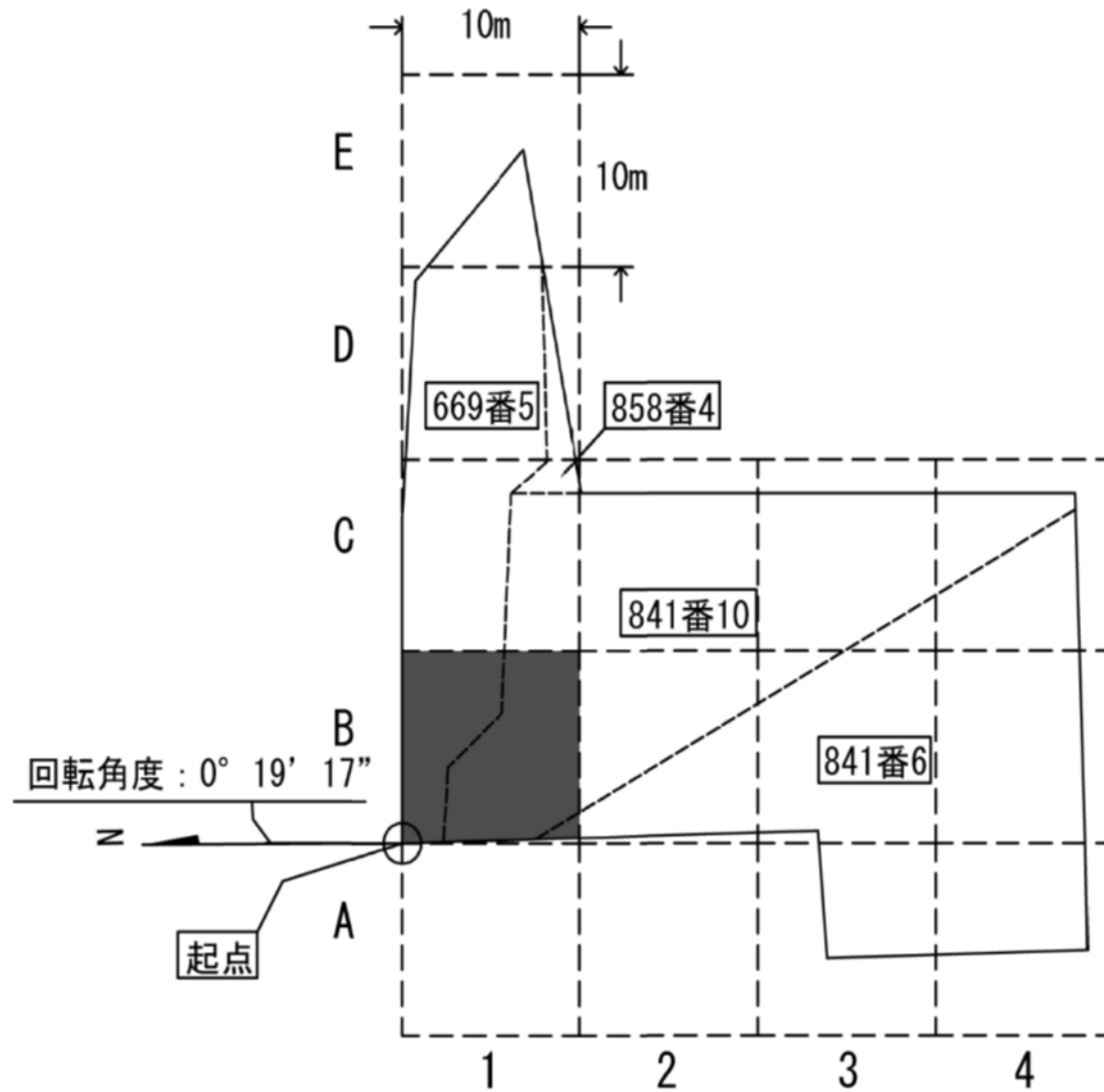
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第七百五十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県吉川市大字下内川字大荷六百六十九番五の一部、八百四十一番六の一部及び八百四十一番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シスー一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は埼玉県吉川市大字下内川字大荷669番5の最北端とする。

格子の回転角度 $0^\circ 19' 17''$
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

- 凡例**
- 敷地境界
 - 地番境界
 - 10mメッシュ
 - 要措置区域の指定を解除する区画

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	あずみ苑入間川	上尾二ツ宮クリニツク	愛の家グループ狭山	小規模多機能型居宅介護施設蔵台	竹内薬局 新所沢店	アルル薬局	クリエイト薬局エルかわぐち店
所在地	狭山市入間川三一七七	上尾市二ツ宮九五四一	狭山市北入曾二八一二	日高市武蔵台一―二六―八	所沢市松葉町八一―	所沢市久米五〇―八	川口市本町二―七―二五
開設者名	株式会社レオパレス21	医療法人社団安生会	メデイカル・ケア・サービス株式会社	社会福祉法人武蔵会	株式会社竹内調剤薬局	メデイカル・ケア株式会社	株式会社ス・エイ・エクス
サービスの種類	居宅介護支援	居宅療養管理指導	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	平成二十九年二月一日	平成二十八年十一月一日	平成二十九年三月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年三月一日	平成二十九年一月一日

<p>クリエイトエ ス・デイト 栗原店薬局 新座</p>	<p>なごみ空間工 房</p>				<p>ひばり薬局 国 濟寺店</p>	<p>あおい調剤薬局 新狭山店</p>	<p>あおい調剤薬局 新狭山北店</p>	<p>クリエイト薬局 久喜鷲宮店</p>					
<p>新座市栗原三 一〇一〇</p>	<p>比企郡嵐山町菅 谷一四一</p>				<p>深谷市国濟寺四 〇四一</p>	<p>狭山市新狭山二 一九一</p>	<p>狭山市新狭山二 一二一</p>	<p>久喜市上内一七 五七一</p>					
<p>株式会社 クリエイトエ ス・デイト</p>	<p>株式会社 なごみ空間工 房</p>				<p>株式会社 グラントール</p>	<p>あおい調剤薬 局株式会社</p>	<p>あおい調剤薬 局株式会社</p>	<p>株式会社 クリエイトエ ス・デイト</p>					
<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>特定介護予 防</p>	<p>介護予 防</p>	<p>特定福祉 用具販売</p>	<p>福祉用具貸 与</p>	<p>介護予 防</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>介護予 防</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>介護予 防</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>介護予 防</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>
<p>平成二十九 年 一月一日</p>	<p>平成二十九 年 二月一日</p>				<p>平成二十九 年 三月一日</p>	<p>平成二十九 年 二月一日</p>	<p>平成二十九 年 二月一日</p>	<p>平成二十九 年 一月一日</p>					

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	むさしの園指定居宅介護支援事業	株式会社大起エンゼルヘルプ三郷ヶアセンター	むさしの園ホームヘルプサービス	川口ヶアセンター そよ風	八潮ヶアセンター そよ風	薬局トモズ 公園店 航空
変更事項	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業者名称
変更前	狭山市南入曽一〇四四	三郷市栄二一五七ウアイ	狭山市南入曽一〇四四	東京都港区北青山二一七	東京都港区北青山二一七	株式会社ググストア
変更後	狭山市南入曽一〇四八二	三郷市中央一〇七ウイン	狭山市南入曽一〇四八二	東京都港区北青山二一七	東京都港区北青山二一七	株式会社トモズ
サービスの種類	居宅介護支援	訪問介護 居宅介護支援	訪問介護 介護予防 訪問介護	通所介護 居宅介護支援 介護予防 通所介護	通所介護 居宅介護支援 介護予防 通所介護	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導

ひこさん居宅介護支援	ジャパンケア加須	ぼえむ居宅介護支援事業所	鳩ヶ谷ケアセンター そよ風	新座グループホーム そよ風	ひまわり館 深谷店		
事業所在地	事業所在地	事業所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業所名称	事業者名称	事業者所在地
入間市東藤沢 一〇七 一〇二	加須市下三俣 三二七 三分貸店舗	川口市三ツ和 一〇三 一五	東京都港区南青山 一四二 ト青山ビル	東京都港区南青山 一四二 ト青山ビル	富士リレイト株式会社 ひまわり館深谷店	富士リレイト株式会社	鴻巣市南一 五 四 五
入間市東藤沢 一五 一四	加須市下三俣 七 一分貸店舗	川口市桜町 四二 一〇一 号	東京都港区北青山 一三 七 ラセオ青山ビル	東京都港区北青山 一三 七 ラセオ青山ビル	ひまわり館 深谷店	富士オフィス&ライフサービス株式会社	東京都品川区 一 一 二
居宅介護支援	訪問介護 訪問介護 介護予防 訪問介護	居宅介護支援	短期入所生活介護 通所介護 介護予防 介護予防 入所生活介護	認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護	特定介護予防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具貸与 福祉用具貸与

まごころ家族・川口	ナ デ イ サ ー ビ ス カ ル
名 事 称 業 所	名 事 称 業 所
川ま 口ご ころ ホ ー ム	山 E G X E T N K I 飯 能 中 N
族ま ・ご 川こ 口ろ 家	カ デ イ サ ー ビ ス
通介 所護 介予 護防	通介 所護 介予 護防

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

訪問看護ステーション たいよう	ひばり薬局	そよ風薬局川島店	竹内薬局新所沢店	さくら薬局 春日部店	医療法人岸田会 岸田歯科わかば診療所	メグ歯科クリニック	名称
狭山市柏原一六二九一 五	深谷市上野台五一四一 四	比企郡川島町伊草九七一六	所沢市松葉町八一	春日部市大沼六一一三八一二	坂戸市石井二八九七一 三	川口市西青木五一一三三四	所在地
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十八年 十二月二十二日	平成二十九年 二月二十八日	平成二十九年 二月二十八日	平成二十三年 六月三十日	平成二十四年 十一月三十日	平成二十九年 三月一日	平成二十八年 五月三十一日	廃止年月日

ふれあい多居夢 蕨	T G E N K I 飯能中山 N E X	株式会社大起エンゼ ルヘルプ三郷ケアセ ンター	まごころホーム川口	ふれあい多居夢 川口	
蕨市中央三ー一五ー二二	飯能市中山三三〇ー一	三郷市中央一ー七ー八 アーバンウィンズ三ー一〇 三号	川口市新堀一ー二一ー一	川口市峯五七ー七	
小規模多機能 型居宅介護	通所介護	居宅介護支援	通所介護	介護予防 認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護
平成二十九年 二月二十八日	平成二十八年 三月三十一日	平成二十九年 十二月二十日	平成二十八年 三月三十一日	平成二十九年 二月二十八日	

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
草加パートナーズ 内科・糖尿病クリニ ック	原 高志	草加市栄町二―一― 九 松原ツインタワー ビルA棟四階	平成二十九年二月 一日
こころときもちのク リニック	青木 五省	北葛飾郡杉戸町杉戸三 ―一二―五	平成二十九年二月 二十二日
医療法人浜崎医院 はまさきの郷クリニ ック	医療法人 浜崎 医院	春日部市一ノ割三―一 六―九	平成二十九年三月 一日
西川口駅前眼科	太田 有夕美	川口市並木三―一―一 第二福原ビル三階	平成二十九年三月 一日
前川クリニック	森 徹	川口市前川二―一〇― 一一 一階	平成二十九年三月 一日
木島医院	木島 一洋	草加市谷塚町六四八― 一	平成二十八年十月 七日
カナデ歯科	高井 雄三	上尾市須ヶ谷一―一五 八―二	平成二十九年三月 一日
よしかわファミリー 歯科クリニック	馬島 結美	吉川市平沼一五九八― 一	平成二十九年一月 十四日
コンパステンタルク リニック 蕨	医療法人社団 コンパス	蕨市塚越五―六―三五 イオンタウン蕨一階	平成二十九年二月 十五日

河野歯科クリニック	医療法人社団 栄翔会	川口市戸塚東一丁目二 六―一F	平成二十九年二月 六日
松浦玄嗣デンタル オフィス	松浦 玄嗣	川口市並木三丁目九―一八 第一ヤマトビル二〇二	平成二十九年二月 十五日
ヒデ歯科クリニック	医療法人 三方 良歯	熊谷市石原一〇二三―五	平成二十八年十二 月一日
植田歯科医院	植田 洋一郎	入間郡毛呂山町岩井西二 丁目一六―一七	平成二十九年二月 一日
きのした歯科医院	木下 健輔	白岡市西六丁目二―四	平成二十八年九月 一日
カーサデンタル クリニック	下川原 忍	入間市下藤沢八二〇―一 〇	平成二十九年三月 一日
カワチ薬局 久喜株式会社	カワチ 久喜株式会社 カワチ 薬品	久喜市久喜中央一丁目一五 ―一五八	平成二十九年三月 一日
ふれあい薬局 蕨 有限会社	ふれあ 蕨有限会社 い薬局	蕨市中央五丁目一九―一六 プレミールJIN二〇一	平成二十九年三月 一日
スギ薬局 行田門 株式会社	スギ薬 行田市門井町二丁目三―一 五	平成二十九年三月 一日	平成二十九年三月 一日
訪問看護ステーション たいよう 会	医療法人 弘心	入間市野田一二二―一 ハイツ粕谷一F	平成二十八年十二 月二十三日
ケアーズなごみ訪 問看護リハビリス テーション 社	共和商 事株式会 社	八潮市大瀬一丁目五―一	平成二十九年二月 一日

株式会社しあわせ 生活 北坂戸訪 問看護ステーション	株式会社 しあわせ生活	坂戸市芦山町四一四一 二〇五	平成二十九年二月 一日
訪問看護ステーション デューン坂 戸	株式会社 イーールド N・フ	坂戸市南町三一 長太郎坂戸駅前ビル三階	平成二十九年三月 一日
訪問看護ステーション 福寿草	医療法人 誠壽会	ふじみ野市福岡新田北谷 一〇八一	平成二十八年十月 一日
訪問看護ステーション ルピナス川 口	株式会社 メデイ システムソリュ ーション	川口市西青木二一五 七めぐみの里一〇六	平成二十九年二月 一日
訪問看護ステーション ゆう	株式会社 ゆう	川口市東本郷一五二 五	平成二十九年二月 一日
指定訪問看護 アットリハ川 口	株式会社 AT	川口市南鳩ヶ谷五三三 一八アーバンヒルズ 三〇六	平成二十九年二月 一日
つばさ訪問看護	合同会社 ダブル ウイング	熊谷市樋春二〇六九 四〇	平成二十九年三月 一日
リハビリ訪問看護 溪	株式会社 リフラ ックス・ケア・サ ービス	熊谷市広瀬三九〇 一六	平成二十七年七月 八日
グレース訪問看護 リハビリステーション	グレース合同会社	入間市南峯三三七 一〇二	平成二十九年三月 十日
福来訪問看護ステーション	愛,sカンパニー 株式会社	所沢市久米一九七八 一	平成二十九年一月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
引間 隆宏		ちちぶ接骨院	秩父市上町二―八― 一二	平成二十九年三月一日
長谷部 優 司		なごみ整骨院	東松山市上唐子一〇 八八―一	平成二十九年二月九日
高山 麻結		彩の風接骨院	蕨市北町一―四―一 九	平成二十九年二月一日
熊倉 勝久		株式会社東京 在宅サービス 埼玉事業所	さいたま市大宮区桜 木町一―三八九―七 こんのビル三F	平成二十九年二月二十日
守野 正剛		レイス治療院 さいたま南	さいたま市南区白幡 四―二一―二五―四 〇五	平成二十九年二月一日
井上 旬平		ハートフル鍼 灸マッサージ 院	さいたま市桜区西堀 八―一四―二三	平成二十九年二月一日

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
みらいクリニック	名称	新堀クリニック	みらいクリニック

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
竹林歯科	上尾市須ヶ谷一―一五八―二	平成二十九年二月十三日
中川整形外科医院	所沢市上安松一二四六―四	平成二十九年一月二十日
土田歯科医院	所沢市松葉町二四―一五	平成二十九年一月二十六日
ヒデ歯科クリニック	熊谷市石原一〇二三―五	平成二十八年十一月三十日
まこと歯科医院	戸田市新曽一〇三〇	平成二十九年三月二十日
医療法人 心臓血管パートナーズ 松原パートナーズ心臓・血管クリニック	草加市栄町二―一―九 松原 狭山市柏原一六二九―五	平成二十九年一月三十一日
訪問看護ステーション たいよう	狭山市柏原一六二九―五	平成二十八年十二月二十二日
木島医院	草加市谷塚町六四八―一	平成二十八年十月六日
訪問看護ステーション ココ	川口市南鳩ヶ谷五―三三―一八 アーバンヒルズ三〇六	平成二十九年一月三十一日
河野歯科クリニック	川口市東川口二―六―五 井町 ビル一階	平成二十九年二月五日
ガーデンデンタルクリニック	蕨市塚越五―六―三五 マックス バリユ蕨店内	平成二十九年二月十四日

龍生堂薬局 志木店	木下歯科医院	医療法人 岸田会 岸田歯科わかば診療 所	吉川ファミリー歯科	医療法人 植田歯科 医院	田中医院	ファーマライズ薬局 春日部店
志木市本町五―二四―九	白岡市西六―一―二―四 二F 柿沼ビル	坂戸市大字石井二八九七―三	吉川市栄町一五一八―一 二F	入間郡毛呂山町岩井一四九五―一 六	所沢市中新井五―一四―一〇	春日部市中央六―八―二五
平成二十九年三月一日	平成二十八年八月三十一 日	平成二十九年三月一日	平成二十八年十二月二十 五日	平成二十九年一月三十一 日	平成二十八年十二月二十 八日	平成二十九年一月三十一 日

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十一者

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十八年十二月七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二一〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三七五台

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

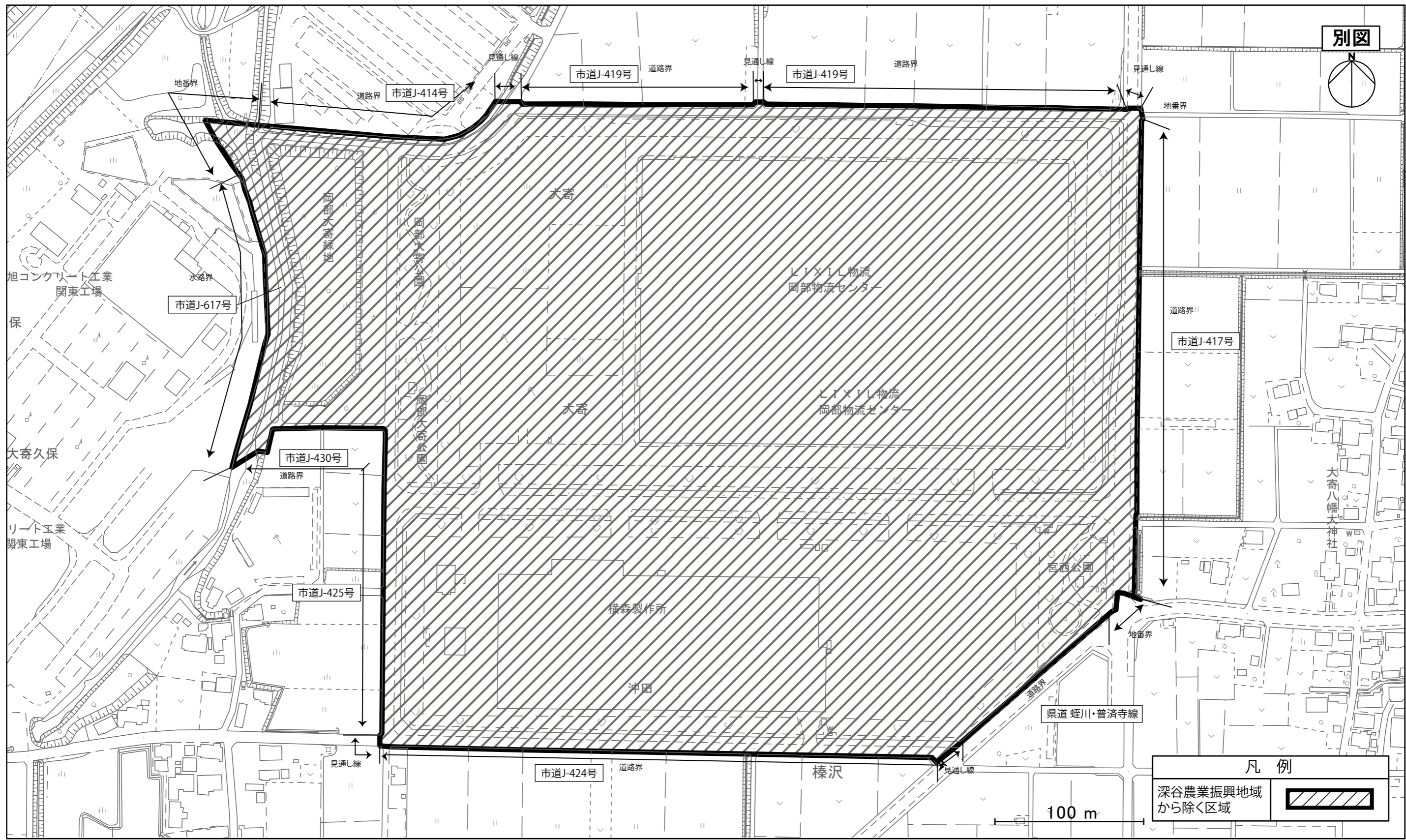
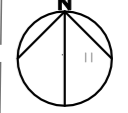
埼玉県告示第三百九十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、深谷農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図



凡例

深谷農業振興地域
から除く区域



100 m

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人指扇北土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	遠藤彦男	埼玉県さいたま市西区大字中釘七百七番地
同	関根康	同 同 高木千三百四十五番地二
同	和久津一夫	同 同 清河寺九百八十九番地

告示

埼玉県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十八年十月二十四日解散認可したさいたま市の指扇北土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
石井 友一	埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二
片岡 良夫	同 大字清河寺千六十番地
金子 裕治	同 三橋六丁目千三百六十九番地
黒田 安正	同 五丁目八百八十六番地
齋藤 重則	同 大字清河寺千二十九番地
齋藤 茂	同 同 千三十一番地
関根 克信	同 同 高木千三百八十八番地
関根 忠泰	同 同 千三百七十四番地一
高野 茂子	同 同 千二百六十八番地
高野 雅好	同 同 千七百番地
長澤 章	同 同 千三百五十三番地
長澤 勲夫	同 同 千三百八十三番地
細田 朝司	同 同 千七百八十二番地一
細田 富夫	同 同 千六百七十五番地
細田 勝	同 同 千七百六十番地
増永 幸三	同 同 清河寺千九十五番地
和久津 昭夫	同 同 高木千七百八十八番地
和久津 正一	同 同 千八百十五番地
和久津 清次	同 同 清河寺千二十五番地一の二
和久津 重明	同 同 千六番地

告示

埼玉県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北武蔵用土地利用区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小和瀬 守	埼玉県大里郡寄居町大字用土二千九百五十八番地
同	関谷 利男	同 同 同 千二百三十五番地一
同	田島 兵作	同 同 同 五千九百九十六番地
同	野口 喜良	同 同 同 同 同 五千九百九十六番地
同	高橋 忠弘	同 同 同 同 同 猪俣七百八十三番地
同	柴崎 年正	同 同 同 同 同 大里郡寄居町大字桜沢三千八百八十七番地一
同	清水 博	同 同 同 同 同 用土千九百二十六番地
同	大野 晃	同 同 同 同 同 深谷市武蔵野六百九十九番地
監事	川田 義則	同 同 同 同 同 大里郡寄居町大字用土千八百七番地一
同	浅見 英男	同 同 同 同 同 末野千四百二十番地
同	島崎 禮裕	同 同 同 同 同 児玉郡美里町大字中里五百二十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	田島 兵作	埼玉県大里郡寄居町大字用土五千九百九十六番地
同	小和瀬 守	同 同 同 同 同 二千九百五十八番地
同	中島 正勝	同 同 同 同 同 三千百七十二番地
同	川田 義則	同 同 同 同 同 千八百七番地一
同	茂木 忠男	同 同 同 同 同 深谷市武蔵野四百八十九番地
同	室岡 虎雄	同 同 同 同 同 大里郡寄居町大字桜沢千二百七十六番地
同	野口 喜良	同 同 同 同 同 児玉郡美里町大字甘粕七百十三番地
同	高橋 忠弘	同 同 同 同 同 猪俣七百八十三番地
監事	関谷 利男	同 同 同 同 同 大里郡寄居町大字用土千二百三十五番地一
同	浅見 英男	同 同 同 同 同 末野千四百二十番地
同	根岸 利一郎	同 同 同 同 同 児玉郡美里町大字中里三百十四番地

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のと
おり届け出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	石 田 明	埼玉県羽生市大字上手子林千九十六番地
同	近 藤 秀 雄	同 同 下手子林二千六百二十九番地
監事	塩 田 洲 昭	同 同 中手子林百九十四番地

告示

埼玉県告示第三百九十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原田 実記輔	埼玉県上尾市大字瓦葺二千八百十四番地二十六	埼玉県さいたま市北区見沼一丁目九十九番	二、一三一
細沼 武彦	埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目三百四十七番地	埼玉県さいたま市北区見沼一丁目九十八番	二、二七七
山口 毅	埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目九百四十五番地三	埼玉県さいたま市北区見沼三丁目百五十七番ほか一筆	二、四九六
壬生 昭征	埼玉県秩父市下吉田三千三百八十六番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百十五番ほか一筆	二、五六七
有限会社モリシゲ物産	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目百八十二番地の二	埼玉県秩父市下吉田字市場広瀬七千八百九十二番ほか一筆	四、〇七五
秋間 克巳	埼玉県加須市飯積三百二十六番地六	埼玉県加須市飯積字本村二百三十番一ほか二十九筆	二三、〇〇八
秋間 利夫	埼玉県加須市飯積四百四番地一	埼玉県加須市飯積字中新田千百八十六番	三三〇

新井 英二	梓澤 富三	梓澤 和枝	アグリファーム 株式会社	アグリグリーン 株式会社	秋山 三記夫	秋山 親正	秋山 謙二	秋山 久美	秋山 和雄	秋山 昭男
埼玉県加須市飯積 五百八番地	埼玉県加須市中種 足千六百六番地	埼玉県加須市中種 足千四十三番地	埼玉県加須市栄三 百二十番地一	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一	埼玉県加須市飯積 九百六十四番地	埼玉県加須市飯積 九百六十六番地	埼玉県加須市飯積 千三百六十九番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町清地六丁目八 番四号	埼玉県加須市飯積 千五百五番地三	埼玉県加須市飯積 千七百七十四番地
埼玉県加須市飯積 字北悪戸二十九番 ほか三十二筆	埼玉県加須市中種 足三千七百二十二 番ほか三筆	埼玉県加須市中種 足三千八百八十番 ほか一筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百三十八 番一ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千六百二十一 番	埼玉県加須市飯積 字五反田八百六十 七番一ほか二十三 筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百五 十六番一ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字南戸羽打千二百 三十八番一ほか七 筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千百四十 六番	埼玉県加須市飯積 字中新田千百四十 番二	埼玉県加須市飯積 字中新田千百六十 二番ほか八筆
一五、 九八五	九、 九七九	三、 八九九	二、 一四〇	五、 二〇五	一六、 四三六	二、 四九七	五、 九二六	九九八	四六一	五、 九三九

新井 理恵	新井 好一	荒井 幸男	荒井 大士	新井 秀幸	新井 俊雄	荒井 俊雄	新井 照一	新井 忠	新井 武夫	新井 勝二
埼玉県加須市飯積 五百四十八番地	埼玉県加須市飯積 千二百七十六番地	埼玉県加須市飯積 千四百二十五番地	埼玉県加須市飯積 百八十三番地	埼玉県加須市飯積 三百六十五番地	埼玉県加須市飯積 九百九十八番地	埼玉県加須市飯積 千百四十七番地	埼玉県加須市飯積 四百二十七番地	埼玉県加須市飯積 四百二十七番地	埼玉県加須市中種 足千三百十八番地	埼玉県加須市飯積 千二百七十九番地
埼玉県加須市飯積 字中新田千十一番 ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百三十 八番ほか十五筆	埼玉県加須市飯積 字新屋敷千四百十 八番ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字本村百六十三番 ほか二十五筆	埼玉県加須市飯積 字北悪戸四十三番 一ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字本村百七十七番 三ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百七十 番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字須賀三百四十五 番一ほか五筆	埼玉県加須市上種 足五千三百十六番 ほか十筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百三十 一番ほか二十二筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百三十 一番ほか二十二筆
五、〇七六	一三、一二五	四、六八七	一八、一六五	四、六〇三	六、四三二	一三、七一六	五、六四三	四、四六二	三六、七〇九	一三、四一一

石川 均	石川 達雄	石川 淳一	池沢 和伊蔵	飯山 武正	飯山 榮一	飯山 勇	飯山 章	新槇 英之	新槇 廣司	新槇 昇
埼玉県加須市上種 足千四百八十番地	埼玉県加須市上種 足三千六百二十番 地	埼玉県加須市中種 足千五百五十四番地	埼玉県鴻巣市境四 百五十五番地	埼玉県加須市上種 足三千四百八十一 番地一	埼玉県加須市中種 足三千四百八十一 番地	埼玉県加須市中種 足三千三百三番地	埼玉県加須市上種 足千六百六十三番 地一	埼玉県加須市上種 足三百六十四番地 一	埼玉県加須市上種 足四百四番地	埼玉県加須市上種 足三百五十七番地
埼玉県加須市上種 足五千六百十三番	埼玉県加須市上種 足五千六百四十五 番ほか四筆	埼玉県加須市中種 足三千九百十六番	埼玉県加須市上種 足五千八百番	埼玉県加須市上種 足五千六百三十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市上種 足五千七百八十四 番ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千九百五十三 番	埼玉県加須市上種 足五千六百十番ほ か三筆	埼玉県加須市上種 足五千三百二番ほ か三筆	埼玉県加須市上種 足五千三百四十八 番ほか一筆	埼玉県加須市中種 足四千五十一番ほ か一筆
八、 七一〇	九、 四一一	四、 〇二七	二、 〇三八	一四、 〇〇一	一、 一三四	一、 〇〇〇	一九、 四八四	一五、 二五六	七、 二〇六	一二、 二六一

江口 浩寿	内田 美佐子	牛村 和か	上田 多助	今西 一則	伊藤 久雄	市川 富士雄	井田 潜一郎	五十畑 義一	石橋 清	石川 久雄
埼玉県加須市中種 足千百十八番地	埼玉県加須市栄千 三百四十三番地	埼玉県加須市上種 足八百三十二番地 口	埼玉県加須市飯積 百九十四番地一	埼玉県加須市上種 足千二百五十九番 地	埼玉県加須市中種 足千二百四十五番 地	埼玉県加須市下種 足五百七十五番地	埼玉県加須市栄二 百四十一番地一	埼玉県加須市柳生 三百七十番地	埼玉県加須市栄百 二十三番地	埼玉県加須市上種 足千二百四十一番 地
埼玉県加須市中種 足三千九百五十二 番	埼玉県加須市栄字 東沼田五百九十六 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百二十八 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字本村百九十五番 一ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千四百六十八 番	埼玉県加須市中種 足三千九百四十九 番ほか二筆	埼玉県加須市下種 足九百三番ほか二 筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百二十七 番一ほか十九筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百十番ほ か五筆	埼玉県加須市栄字 本田百三番	埼玉県加須市上種 足五千四百三十七 番ほか六筆
三、 四六八	四、 一六六	三、 六一〇	二、 一〇〇	二、 六五二	一四、 七四五	一五、 四二五	二二、 六三五	二、 四七三	三、 〇〇〇	三二、 二九一

小川 佳夫	小川 保夫	小川 美津子	小川 達男	岡本 進	岡田 和夫	遠藤 益男	遠藤 行基	榎本 三一	榎本 榮	榎本 賢三
二 埼玉県加須市中種 足三百七十九番地	一 埼玉県加須市中種 足六百九十一番地	埼玉県加須市中種 足六百九十八番地	埼玉県加須市中種 足七百五十五番地	埼玉県加須市上種 足二千六百六十八番 地	埼玉県加須市中種 足千二百二十九番地	埼玉県加須市中種 足千四百二十七番 地	埼玉県加須市中種 足二千六百八十五 番地	埼玉県加須市中種 足七百十番地	埼玉県加須市中種 足千四百九十七番 地	埼玉県加須市中種 足千四百九十二番 地
埼玉県加須市中種 足三千七百六十四 番ほか四筆	十二筆 埼玉県加須市下種 足千十八番ほか三	番 埼玉県加須市中種 足三千八百八十二	番ほか一筆 埼玉県加須市中種 足三千七百七十八	番 埼玉県加須市上種 足五千五百九十一	埼玉県加須市中種 足四千八番	か三筆 埼玉県加須市中種 足三千七百四番ほ	埼玉県加須市上種 足五千三百十三番	番 埼玉県加須市中種 足三千七百六十七	か三筆 埼玉県加須市中種 足三千七百九番ほ	埼玉県加須市中種 足三千七百十一番
二七、五九七	八九、九五四	三、〇七八	一二、五一一	一、三七六	一〇、〇八三	一一、七〇九	一一、二八一	五、三三九	一二、一七八	五、八六五

加藤 栄	加藤 一夫	柿沼 ふみ子	柿沼 宏昌	柿沼 仲次郎	柿沼 邦夫	折原 節男	折原 重男	折原 榮	奥貫 章	奥貫 清己
埼玉県加須市下種 足八十三番地	埼玉県加須市下種 足八十一番地	埼玉県加須市上種 足三千四百二番地	埼玉県加須市上種 足九百七十番地	埼玉県加須市上種 足千四百五番地	埼玉県加須市中種 足六十九番地	群馬県邑楽郡板倉 町大字下五箇七百 三十番地	埼玉県加須市上種 足二千八百八十一番 地	埼玉県加須市上種 足二千六百六十七番 地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地一	埼玉県加須市栄三 百六十五番地
埼玉県加須市下種 足九百八番	埼玉県加須市下種 足九百二十一番	埼玉県加須市上種 足五千七百九十九 番	埼玉県加須市上種 足五千四百十一番 ほか四筆	埼玉県加須市上種 足五千五百九十三 番	埼玉県加須市中種 足三千九百四十八 番	埼玉県加須市飯積 字中新田千百九十 四番ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千五百八十四 番ほか十一筆	埼玉県加須市上種 足五千六百二十四 番ほか七筆	埼玉県加須市栄字 本田二十八番一ほ か十一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 二ほか八筆
九四六	三四三	七九〇	一〇、四〇五	三、一五〇	七、一〇〇	二、八四八	四五、六三〇	三〇、五〇〇	一二、四一七	七、八八五

川島 光二	川嶋 健一	川嶋 清司	川崎 壽三	亀田 美知雄	鎌田 榮一	加藤 保夫	加藤 正夫	加藤 裕幸	加藤 眞一	加藤 繁雄
埼玉県加須市上種 足五百三十五番地	埼玉県加須市上種 地 足千三百九十五番	埼玉県加須市上種 地 足千三百五十九番	埼玉県加須市下種 足百十七番地一	埼玉県加須市栄二 千三百五番地一	埼玉県加須市下種 足六百四番地	埼玉県加須市下種 足五百三番地	埼玉県加須市下種 一 足三百四十七番地	埼玉県加須市下種 足八十番地	埼玉県加須市下種 足五百九十二番地	埼玉県加須市栄百 九十八番地
埼玉県加須市上種 足五千三百八十八 番	埼玉県加須市上種 足五千四百二十一 番ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千五百十九番 ほか四筆	埼玉県加須市中種 足三千七百九十九 番	埼玉県加須市栄字 高野千七百三十三 番	埼玉県加須市下種 足千十四番	埼玉県加須市中種 足三千七百九十七 番	埼玉県加須市下種 足千一番	埼玉県加須市中種 足三千八百六番	埼玉県加須市下種 足千十六番	埼玉県加須市栄字 本田九十七番二ほ か五筆
四、七二三	九、一八六	二七、二九一	八五七	六四一	二、〇七五	三、〇六七	三、一七三	一五九	二、五九四	七、一三一

栗原 定勝	倉上 晃子	川野 謙一	川島 義之	川島 道保	川嶋 將義	川島 正志	川嶋 一	川嶋 勅夫	川嶋 武雄	川嶋 武一
埼玉県加須市上種 足二千二百六番地	埼玉県加須市柳生 二千二十三番地二一	埼玉県加須市下種 足四百六十一番地	埼玉県加須市上種 足五百九番地	埼玉県加須市上種 足三百九十番地	埼玉県加須市上種 足千三百七十八番 地	埼玉県加須市上種 足千七百三十七番 地	埼玉県加須市上種 足千六百三十九番 地	埼玉県加須市上種 足三百七十七番地	埼玉県加須市上種 足千六百十六番地	埼玉県加須市上種 足五百二十四番地
埼玉県加須市上種 足五千六百十一番 ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百七十七 番ほか三筆	埼玉県加須市中種 足三千七百九十二 番	埼玉県加須市上種 足五千三百七十八 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百二十九 番	埼玉県加須市上種 足五千四百七十七 番ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千四百八十番	埼玉県加須市上種 足五千五百二十九 番	埼玉県加須市上種 足五千三百四十一 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千五百三十一 番	埼玉県加須市上種 足五千三百六十五 番ほか一筆
一四、三〇五	二、六五三	四、六四三	八、二一一	六、〇〇〇	八、四六六	六〇〇	六、七六〇	九、八九五	七、四七八	一〇、四八二

小林 史男	小林 つや子	小林 恒夫	小林 榮	小林 栄	小林 憲司	栗原 光夫	栗原 敏男	栗原 隆行	栗原 成志	栗原 清一
埼玉県加須市栄百三十四番地	埼玉県加須市栄三百九番地	埼玉県加須市栄百二十六番地	埼玉県加須市栄千四百二十二番地	埼玉県加須市栄三十一番地	埼玉県加須市栄千四百四十四番地	埼玉県加須市上種足六百七十八番地	埼玉県加須市中種足千六十七番地	埼玉県加須市中種足千百一番地	埼玉県加須市上種足三千六十八番地	埼玉県加須市上種足八百三十一番地
埼玉県加須市栄字本田百八番ほか四筆	埼玉県加須市栄字西田千百二十三番	埼玉県加須市栄字樋堀南百九十五番	埼玉県加須市栄字中野七百九十七番一ほか二筆	埼玉県加須市栄字本田百二十九番ほか六筆	埼玉県加須市栄字東沼田六百十六番ほか六筆	埼玉県加須市上種足五千三百三番ほか八筆	埼玉県加須市中種足三千八百六十九番ほか二筆	埼玉県加須市中種足三千九百六十九番	埼玉県加須市上種足五千九百三十番ほか二筆	埼玉県加須市上種足五千三百四十二番ほか一筆
四、九九七	九九八	二、二三三	五、〇二三	一一、五七四	五、九八六	三七、六〇〇	八、八〇七	一、九三四	五、九一五	五、三八三

佐藤 勝美	佐藤 勝男	佐藤 一郎	佐藤 昭雄	齊藤 弘子	齊藤 春雄	齊藤 シゲ子	齊藤 浩一	近藤 一則	小林 正之	小林 正夫
埼玉県加須市飯積 四百四十五番地四	埼玉県加須市飯積 三百八十七番地一	埼玉県加須市飯積 四百六十三番地	埼玉県加須市飯積 五百六十四番地	埼玉県加須市上種 足千五百九十七番 地	埼玉県加須市上種 足千五百九十七番 地	埼玉県加須市上種 足千五百九十一番 地	埼玉県加須市上種 足千五百九十一番 地	埼玉県加須市栄八 百二十一番地	埼玉県加須市栄千 四百六十番地	埼玉県加須市栄五 十八番地
埼玉県加須市飯積 字五反田八百三十 六番一ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字五反田八百四十 七番	埼玉県加須市飯積 字山越四百八十四 番ほか二十一筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百二番一 ほか九筆	埼玉県加須市上種 足五千七百一番ほ か二筆	埼玉県加須市上種 足五千四百八十二 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千四百八十三 番	埼玉県加須市上種 足五千四百七十五 番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十五 番二ほか七筆	埼玉県加須市栄字 西田千二十七番ほ か二筆	埼玉県加須市栄字 本田百二十七番ほ か四筆
二、三三一	一〇二	一二、八一九	九、五八三	六、七五四	五、二一五	五四四	五、五〇五	一一、〇五一	五、五三八	五、三二九

佐藤 充宏	佐藤 益弘	佐藤 博	佐藤 榮男	佐藤 昇	佐藤 忠一	佐藤 孝	佐藤 高雄	佐藤 進	佐藤 重雄	佐藤 三郎
埼玉県加須市飯積 四百七十五番地一	埼玉県加須市飯積 四百四十一番地一	埼玉県加須市飯積 四百五十九番地	埼玉県加須市飯積 四百四十二番地	埼玉県加須市飯積 四百六十六番地一	埼玉県加須市飯積 三百八十番地	埼玉県加須市飯積 四百七十二番地	埼玉県加須市飯積 五百六十番地一	埼玉県加須市飯積 四百二番地	埼玉県加須市飯積 四百七十二番地	埼玉県加須市飯積 三百九十三番地二
埼玉県加須市飯積 字北悪戸二番ほか 七十一筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百二十 一番ほか二十筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百七番ほ か十三筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百九十 八番一ほか十七筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百五十 八番ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百四十四 番一ほか十二筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百六 十四番ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字五反田六百八十 九番一ほか十八筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百五十番 ほか十四筆	埼玉県加須市飯積 字五反田六百六十 七番一ほか十筆	埼玉県加須市飯積 字須賀三百五番ほ か六筆
四八、九二一	一五、〇六四	七、九四一	一三、〇九九	五、九八八	六、九九七	三、六四五	一〇、四四九	一四、七六九	五、九二九	四、七一二

鈴木 幸夫	杉山 光男	清水 みさほ	清水 文章	清水 弘子	清水 久雄	清水 一美	島田 節子	島田 茂	潮武	眞田 進一
埼玉県加須市中種 足二千二百六十三 番地	埼玉県加須市上種 足三百六十一番地	埼玉県加須市上種 足三千三百十六番 地	埼玉県加須市上種 足三千三百十九番 地二	埼玉県加須市戸崎 千四百三十一番地 一	埼玉県加須市上種 足三千三百二十二 番地一	埼玉県加須市中種 足三千四百八十五 番地	埼玉県加須市中種 足七百五十三番地	埼玉県加須市中種 足七百五十三番地	埼玉県加須市飯積 千二百七十四番地	埼玉県加須市中種 足千八百八十六番地
埼玉県加須市下種 足千四番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百三十一 番	埼玉県加須市上種 足五千四百三十六 番ほか六筆	埼玉県加須市上種 足五千七百七番ほ か三筆	埼玉県加須市上種 足五千四百七十九 番	埼玉県加須市上種 足五千八百七十三 番	埼玉県加須市上種 足五千八百五十三 番	埼玉県加須市中種 足三千八百二十番	埼玉県加須市中種 足三千七百三十八 番ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百十 五番ほか二筆	埼玉県加須市中種 足四千十八番ほか 一筆
一〇、〇一二	四、五八二	一四、六五八	一二、一九二	七七五	一、二三〇	二六八	二、五七六	七、六七一	二、六四八	九、八七九

瀬メ 豊	瀬メ 民吉	関根 シヅ子	須藤 泰広	鈴木 正明	鈴木 啓愧	鈴木 紀之	鈴木 豊茂	鈴木 昭平	鈴木 昭二	鈴木 昇一
埼玉県加須市上種 足三千十六番地	埼玉県加須市上種 足三千五百八十九 番地	埼玉県加須市中種 足千三十二番地	埼玉県加須市麦倉 三百七十五番地	埼玉県加須市上種 足五百十八番地	埼玉県加須市上種 足五百三十七番地	埼玉県加須市中種 足二千百九十六番 地	埼玉県加須市駒場 百九十番地	埼玉県加須市中種 足七百十三番地二一	埼玉県加須市下種 足五百八十四番地	埼玉県加須市下種 足五百四十番地
埼玉県加須市上種 足五千九百四十七 番ほか四筆	埼玉県加須市上種 足五千五百五十九 番ほか十九筆	埼玉県加須市上種 足五千三百二十番 ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百番ほ ほか五筆	埼玉県加須市上種 足五千三百九十二 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百五十四 番ほか二筆	埼玉県加須市下種 足九百九番ほか六 筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百六十二番 ほか五筆	埼玉県加須市中種 足三千七百三十四 番ほか一筆	埼玉県加須市下種 足九百六十六番ほ ほか一筆	埼玉県加須市下種 足九百四番ほか一 筆
八、八一九	四〇、七六一	二八、八四三	四、四二九	六、二六三	一三、五一〇	一四、五三七	六、二二五	一二、三三七	三、一一三	二、二三〇

多田 光利	田島 清子	田島 寛一	田口 祐司	田口 稔	田口 治樹	田口 哲三	田口 長正	高山 啓一	臺 祀夫	瀬 光男
埼玉県加須市栄八 百四十九番地	埼玉県加須市中種 足二千百九十九番 地	埼玉県加須市中種 足二千二百二十番 地	埼玉県加須市上種 足三千二十番地	埼玉県加須市上種 足二千九百四十三 番地	埼玉県加須市栄八 百九十番地	埼玉県加須市上種 足三千六百三十八 番地一号	埼玉県加須市小野 袋千八十三番地	埼玉県加須市中種 足八百八十五番地	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市上種 足三千四百九十九 番地一
埼玉県加須市栄字 又根五百二十九番 一ほか七筆	埼玉県加須市下種 足九百三十五番ほ か二筆	埼玉県加須市中種 足三千七百八十七 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千六百四十番 ほか五筆	埼玉県加須市上種 足五千九百六十一 番	埼玉県加須市栄字 下居尻五百六十八 番一ほか二十五筆	埼玉県加須市上種 足五千六百四十四 番ほか八筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千六十一 番一ほか二十筆	埼玉県加須市中種 足三千七百六十三 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千六百三十四 番ほか四十二筆	埼玉県加須市上種 足五千六百四十二 番ほか一筆
八、四一一	二、三四四	五、四〇〇	一八、一五四	一、三五九	二六、一二九	一九、一二九	一二、五二一	六、七三四	一二〇、二〇七	五、三八三

長島 榮	長嶋 恵子	中里 隆	鳥海 敏二	鳥海 恒典	鳥海 一男	利根川 繁生	特定非営利活動 法人さいたま自 立就労支援セン ター	都築 静治	都築 克己	谷川 廣司
埼玉県鴻巣市笠原 二千五百八番地	埼玉県加須市下種 足四百四十四番地	埼玉県加須市上種 足千四百四十番地 二	埼玉県加須市本郷 五百二十五番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十八番地	埼玉県加須市本郷 千十一番地	埼玉県加須市飯積 千八十一番地	埼玉県さいたま市 大宮区天沼町一丁 目六百二十一番地 二百三十四	埼玉県加須市下種 足百十番地	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市中種 足七百四十番地
埼玉県加須市上種 足五千四百二十番	埼玉県加須市下種 足九百十七番	埼玉県加須市上種 足五千四百七十六 番	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十七番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百五十六番	埼玉県加須市栄字 樋堀南百六十八番	埼玉県加須市飯積 字五反田七百十二 番ほか二十一筆	埼玉県加須市中種 足三千九百六十六 番	埼玉県加須市下種 足九百七十二番	埼玉県加須市下種 足九百十三番ほか 九筆	埼玉県加須市中種 足三千七百六十二 番ほか一筆
三、 一四二	四、 五六九	八七六	二、 八〇三	二、 五四七	一、 二八九	二三、 三三五	四、 二〇三	八六七	一九、 九三一	八、 二五〇

野中 保	野中 清司	野崎 秀俊	野崎 邦夫	野口 武夫	野口 清壽	野口 勝司	根岸 喜八郎	根岸 榮一	長山 和夫	長塚 可也
埼玉県加須市飯積 二百十番地三	埼玉県加須市飯積 三百八十四番地	埼玉県加須市上種 足三千五百九十一 番地	埼玉県加須市上種 足五百六十番地一	埼玉県加須市上種 足千四百九十番地	埼玉県加須市上種 足千四百六十八番 地	埼玉県加須市上種 足千四百六十五番 地一	埼玉県加須市上種 足千七百番地	埼玉県加須市中種 足九百八十四番地	埼玉県加須市中種 足八百九十七番地	埼玉県加須市飯積 六百八十二番地一
埼玉県加須市飯積 字本村百五十五番 一ほか三十七筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千百八十 七番ほか七筆	埼玉県加須市上種 足五千七百四十七 番ほか七筆	埼玉県加須市上種 足五千三百八十番	埼玉県加須市上種 足五千六百二十番	埼玉県加須市上種 足五千四百六十三 番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千五百六十九 番ほか九筆	埼玉県加須市上種 足五千五百三十二 番	埼玉県加須市中種 足三千七百二十一 番ほか一筆	埼玉県加須市中種 足三千八百七十二 番	埼玉県加須市飯積 字中新田千四十四 番一ほか二十一筆
二二、六六〇	六、二八三	二六、七九八	三、二九九	五、一九二	一〇、五六三	三六、五二六	七、六七一	一二、八七五	六、八七八	一三、六〇二

羽鳥 三雄	羽鳥 正司	羽鳥 浩之	羽鳥 恆江	羽鳥 健一	橋本 光男	萩原 弘司	萩原 勝男	野中 保志	野中 浩	野中 利春
埼玉県加須市飯積 千二百九十一番地	埼玉県加須市飯積 六百九番地一	埼玉県加須市飯積 二百五十六番地一	埼玉県加須市飯積 五百二十四番地	埼玉県加須市飯積 千二百九十六番地 一	埼玉県加須市栄二 百八十八番地	埼玉県加須市中種 足千八百八十番地	埼玉県加須市栄二 千三百九十四番地	埼玉県加須市飯積 三百八十七番地	埼玉県加須市飯積 三百八十四番地	埼玉県加須市飯積 百六十四番地
埼玉県加須市飯積 字五反田九百二番 ほか十七筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百七十四 番一ほか十六筆	埼玉県加須市飯積 字本村百八十八番 七ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百六十六 番一ほか二十三筆	埼玉県加須市飯積 字新屋敷千二百九 十六番二ほか一筆	埼玉県加須市栄字 西田千二十五番ほ か十五筆	埼玉県加須市中種 足四千四十七番	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百九 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字本村二百二十二 番三ほか二十九筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百九十 一番ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字本村百八十七番 一ほか一筆
一五、五六四	一一、八九七	二、八九八	一五、三五九	四二二	一五、八二九	六、七四九	二、六〇一	一八、八九六	五、四八八	四五〇

平野 啓子	平井 穰	平井 辰雄	平井 榮	平井 恵一	平井 喜一朗	平井 一男	原口 安雄	濱島 良和	羽鳥 芳雄	羽鳥 泰之
埼玉県加須市上種 足千九十七番地	埼玉県加須市飯積 千三百四十六番地	埼玉県加須市飯積 千四百六十五番地 三	埼玉県加須市飯積 千九十六番地	埼玉県加須市飯積 千四百六十一番地 一	埼玉県加須市飯積 千八百八十五番地	埼玉県加須市飯積 千五百九十四番地	埼玉県加須市飯積 千五百十三番地	埼玉県加須市久下 二丁目四番地十七	埼玉県加須市飯積 百八十八番地二	埼玉県加須市飯積 千二百八十四番地
埼玉県加須市上種 足五千三百四番ほ か四筆	埼玉県加須市飯積 字南戸羽打千二百 十八番一ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字姥島千四百三十 五番ほか十筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百十六 番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千百五十 四番ほか十六筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千二百一 番一ほか二十七筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千百五十 八番ほか十三筆	埼玉県加須市飯積 字中新田千七十番 ほか二十二筆	埼玉県加須市上種 足五千七百二番	埼玉県加須市飯積 字本村百八十八番 一ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字北戸羽打九百二 十七番一ほか四筆
二八、九四二	七〇七	八、四九九	一〇、八六六	一一、九三五	二〇、一八三	一四、二一一	一八、八三八	五、五八四	二、八二二	二、四八六

細野 岩夫	藤井 浩一	福田 理市	福田 光雄	福田 則雄	福田 哲也	福田 正司	福田 シゲ	福田 勝司	平野 英雄	平野 千栄子
埼玉県加須市上種 足二千七百七十五番 地二	埼玉県加須市上種 足千四百十三番地	埼玉県加須市中種 足二千六百七十六 番地	埼玉県加須市中種 足千五百二十九番 地	埼玉県加須市中種 足二千六百六十三 番地	埼玉県加須市中種 足二千六百七十九 番地二	埼玉県加須市中種 足千五百四番地	埼玉県加須市中種 足二千六百七十九 番地二	埼玉県加須市中種 足千五百三番地三	埼玉県加須市上種 足八百十四番地一	埼玉県加須市上種 足千五百十三番地 一
埼玉県加須市上種 足五千四百八十一 番ほか八筆	埼玉県加須市上種 足五千四百九番ほ か六筆	埼玉県加須市中種 足三千九百六十八 番ほか二筆	埼玉県加須市中種 足三千九百七十三 番	埼玉県加須市中種 足三千七百三番ほ か二十五筆	埼玉県加須市中種 足三千九百五十三 番ほか一筆	埼玉県加須市中種 足三千九百七十一 番ほか一筆	埼玉県加須市中種 足三千九百五十五 番	埼玉県加須市中種 足三千九百九十番	埼玉県加須市上種 足五千三百三十二 番	埼玉県加須市上種 足五千四百七十二 番ほか一筆
三三、九七一	三二、四八二	九、八七〇	四、一九〇	一二六、一二九	四、三九〇	四、九〇一	八九〇	六〇六	三、〇三四	二、〇六五

森田 進司	森住 雅行	茂木 壮一	宮野 栄一	宮永 昌浩	松村 廣司	松村 克美	松村 馨	松島 貞男	松岡 元也	細野 安一
埼玉県加須市上種 足四百九十一番地	埼玉県加須市上種 足七百六番地	埼玉県加須市上高 柳八百二十五番地	埼玉県加須市下種 足五十八番地	埼玉県加須市上種 足八百五十一番地	埼玉県加須市中種 足二千百九十八番 地	埼玉県加須市中種 足二千二百二十一 番地	埼玉県加須市中種 足二千百九十七番 地一 号	埼玉県加須市飯積 百二十五番地五	埼玉県桶川市大字 五町 墓 八番地一	埼玉県加須市上種 足三千三百十五番 地
埼玉県加須市上種 足五千四百番ほか 一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百五十六 番ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十六 番一ほか四筆	埼玉県加須市下種 足九百五番ほか二 筆	埼玉県加須市上種 足五千三百四十五 番ほか三筆	埼玉県加須市下種 足九百二十八番ほ か三筆	埼玉県加須市中種 足三千七百七十六 番	埼玉県加須市下種 足九百十八番ほか 三筆	埼玉県加須市飯積 字本村百二十五番 四	埼玉県加須市上種 足五千六百六十八 番ほか二筆	埼玉県加須市上種 足五千六百七十九 番ほか三十六筆
四、七七四	六、五〇九	一〇、四二九	五、八三五	一二、七〇〇	一二、七〇四	五、〇七九	一二、八三一	四一六	二三、一五〇	六九、八四六

山崎 進也	山岸 和男	谷部 芳夫	谷部 義雄	谷部 美知雄	谷部 直良	谷部 達夫	谷部 重雄	柳田 英孝	柳田 岩男	森戸 政己
埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市麦倉 三百四十四番地一	埼玉県加須市中種 足七百四十八番地	埼玉県加須市中種 足千三番地	埼玉県加須市中種 足千四番地	埼玉県加須市中種 足七百五十一番地	埼玉県加須市中種 足七百十五番地	埼玉県加須市中種 足九百十七番地	埼玉県加須市栄九 百八十八番地	埼玉県加須市栄九 百八十九番地一	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地
埼玉県加須市栄字 西田千百二十七番 ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字五反田六百三十 九番一ほか十筆	埼玉県加須市中種 足三千七百三十五 番	埼玉県加須市中種 足三千七百三十六 番ほか一筆	埼玉県加須市中種 足三千七百三十七 番ほか一筆	埼玉県加須市下種 足千十七番	埼玉県加須市中種 足三千八百六十六 番ほか一筆	埼玉県加須市下種 足千二番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 本田九十八番ほか 十四筆	埼玉県加須市栄字 東沼田六百二十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南二百九番三 ほか二筆
二、 四〇四	九、 八七一	六、 九八七	一、 五二七	一、 二四二	五、 九三三	一〇、 〇八四	八、 二〇〇	一六、 四八一	五、 八八六	四、 四二一

渡邊 文夫	渡邊 宏	渡邊 均	渡辺 憲一	渡邊 格一	若林 甚一	吉田 孝男	吉田 和雄	吉澤 明雄	有限会社グリーン ファームさい とう	山崎 忠雄
埼玉県加須市飯積 五百五十番地二	埼玉県加須市飯積 五百四十五番地	埼玉県加須市中種 足三千三百四十一 番地	埼玉県加須市飯積 五百五十番地一	埼玉県加須市中種 足千二百九十六番 地	埼玉県加須市下崎 五百五十七番地	埼玉県加須市上種 足三千五百二十八 番地	埼玉県加須市上種 足千三百五番地	埼玉県加須市上高 柳九百三十七番地	埼玉県加須市上種 足千五百九十八番 地	埼玉県加須市下種 足四百七十八番地
埼玉県加須市飯積 字山越四百九番一 ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字北悪戸三十七番 ほか四十九筆	埼玉県加須市上種 足五千七百二十八 番ほか二筆	埼玉県加須市飯積 字須賀三百三番ほ か二十二筆	埼玉県加須市中種 足四千四番ほか一 筆	埼玉県加須市中種 足四千三十二番ほ か二筆	埼玉県加須市上種 足五千六百四十八 番	埼玉県加須市上種 足五千五百二番ほ か一筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十九 番二	埼玉県加須市上種 足五千三百五十五 番ほか六筆	埼玉県加須市下種 足千三番
九〇九	三〇、 五七九	一五、 二四四	一五、 八六一	七、 八三八	六、 四八二	六、 四〇五	八、 一二九	二、 〇〇〇	二二、 七七一	四、 三一八

出牛 一	木村 博司	木村 保	荻野 浩	大塚 富雄	池田 道保	和田 稔	和田 孝之	渡沼 英雄	渡辺 和野	渡邊 祐吉
埼玉県本庄市児玉 町吉田林四百八十 三番地	埼玉県本庄市児玉 町蛭川二百番地	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県本庄市児玉 町蛭川九十七番地 一	埼玉県本庄市児玉 町八幡山二百十七 番地	埼玉県本庄市児玉 町吉田林三百七番 地三	埼玉県加須市飯積 五百四十九番地二 一	埼玉県加須市飯積 二百七十七番地	埼玉県加須市中種 足千三十一番地	埼玉県加須市飯積 五百三十三番地一	埼玉県加須市飯積 五百四十七番地
埼玉県本庄市児玉 町蛭川字南街道四 百十九番ほか六筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字辻堂二百 九十三番ほか三筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字諏訪窪四 百七十六番ほか四 筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字辻堂二百 九十番一ほか十一 筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字東二百 五十三番	埼玉県本庄市児玉 町上真下字南六十 五番一ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字南戸羽打千二百 二十番一	埼玉県加須市飯積 字本村二百十九番 二ほか八筆	埼玉県加須市中種 足三千七百十二番 ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百四十七 番ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字北悪戸二十四番 ほか三十二筆
一四、二〇四	八、〇三一	一〇、七八四	二〇、二一六	一、九三三	一七、八一四	五九一	五、二三二	一〇、八三〇	四、八一四	二一、四八四

黒田 正巳	株式会社壽農園	小澤 久雄	奥澤 恒夫	大塚 宏	大越 君雄	飯塚 輝雄	上原 実	山下 正義	峯岸 昭一	ひびきの農産株式会社
埼玉県羽生市大字 尾崎九百三番地	埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千五百八 十一番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千五百四 十二番地	埼玉県羽生市大字 今泉千二百二十七 番地口号	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷六百六十 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十六番 地	埼玉県春日部市木 崎四百三十七番地	埼玉県本庄市児玉 町吉田林四百七十 二番地四	埼玉県本庄市児玉 町吉田林二百十五 番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号
埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 五十七番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 本川俣字宮地千八 百五十一番	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千五百九十二番ほ か二筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千四百九十六番一 ほか十一筆	埼玉県羽生市大字 今泉字我孫子千三 百七十二番	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千三百九十五番ほ か二筆	埼玉県羽生市大字 発戸字漆畑千三百 七十八番ほか九筆	埼玉県春日部市木 崎字樋ノ口七百十 二番一ほか一筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字神明六 百八十一番	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字東二百 四十七番ほか九筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字南六十 五番一ほか三十七 筆
二、三七六	二、三二五	一、〇三九	二四、四一八	四九九	六、四五一	五、四八三	一、六三六	四、二〇八	二二、四二六	八一、二〇四

横山 國男	間篠 一雅	農事組合法人見 沼八王子	中森 剛志	戸ヶ崎 勝	戸ヶ崎 榮八	龍野 正美	関根 勝	関口 明男	小林 容彰	腰塚 隆
埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千四百十 九番地	埼玉県羽生市大字 中手子林千八十三 番地	埼玉県行田市大字 荒木五千百番地一	埼玉県加須市戸川 七百九十七番地一	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千三百八 十七番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千三百八 十五番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千六百七 十八番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千五百六 十三番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千八百四 番地	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十八 番地一	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷二百八十 六番地
埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字柿ノ木 四百八十八番一ほ か二十四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百六十七番ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字横塚四千 四百五十五番ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字辻六百 三十八番一ほか九 十六筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千三百七十九番	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千三百六十九番一 ほか四筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 前千六百四十三番 一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千四百七十一番一 ほか三筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 前千六百四十六番 一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百六 十七番一	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千六百五番ほか二 筆
三五、四二九	二、〇二五	八、二六一	一九、八八九	一、五三三	七、九一二	七、四九四	一五、五七三	七、九六五	六九七	二、七六〇

株式会社ヤオコ	梅澤 功	株式会社CTI フロンティア	アルファイノベーション 株式会社	有限会社神扇農業 機械化センタ	有限会社ワールド ドファーム	松本 文男	株式会社ヨシミア グリビジネス	株式会社深谷フ アーム飯野	飯野 作壽	飯野 篤己
埼玉県川越市脇田 本町一番地五	埼玉県大里郡寄居 町大字今市七百十 番地	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県白岡市小久 喜千二十一番地三	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番 地	茨城県つくば市谷 田部三千三百九十 五番地一	埼玉県深谷市小前 田六百四十四番地 一	埼玉県熊谷市問屋 町二丁目四番十八 号ソシオ熊谷情報 センタービル五F	埼玉県深谷市島山 千七百二十七番地	埼玉県深谷市島山 五百九十四番地	埼玉県深谷市島山 二千六百六十八番地
埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字前塚 田千七百三十三番 ほか十四筆	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字後塚 田千九百五十七番	埼玉県白岡市柴山 字芝原二千五百六 十九番ほか二筆	埼玉県白岡市荒井 新田字上荒井ヶ崎 七百四十番ほか十 七筆	埼玉県幸手市平須 賀一丁目二百六十 三番ほか五筆	埼玉県深谷市島山 字株木二百七十七 番ほか四十八筆	埼玉県深谷市島山 字倉淵三千二百三 十一番一ほか九筆	埼玉県深谷市島山 字台九百二十四番	埼玉県深谷市島山 字上中島二千十一 番一ほか二筆	埼玉県深谷市島山 字如意四百七十一 番ほか十六筆	埼玉県深谷市島山 字上中島二千五十 四番一ほか二筆
二二、二四〇	一、六八九	八七八	一四、七〇四	一三、二五五	一七、〇九六	二、八一〇	一、〇一四	一、四五五	三〇、四一〇	三、五一四

戸屋 政春	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千六百三十四番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千五百七十六番一	八三一
イオンアグリ創 造株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地字一番匠五百三十一番一	二、五四八

二 認可年月日

平成二十九年三月二十四日

告示

埼玉県告示第三百九十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 俊明 新井 富子	埼玉県川越市大字 平塚百十四番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十五番	二四三
新井 博行	埼玉県川越市大字 平塚十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十九番ほか四筆	三、三六八
飯野 勝次	埼玉県川越市大字 平塚六十七番地	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 六十四番一ほか一 筆	二、三九九
岡部 昭十郎	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ二 百八十三番ほか三 筆	三、八九四
小田 輝男	埼玉県川越市大字 下小坂五百八十八 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ七 百三十六番	一、五一〇
木所 恵子	埼玉県川越市大字 下小坂六百一番地 十六	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ七 百三十番ほか一筆	四、二〇七

田中 高夫	田中 幸太郎	瀬 彪	勢 茂治	関根 巧一	芝本 勇	小宮 正弘	小峰 啓男	小久保 一郎	栗原 清	木所 茂夫
埼玉県川越市大字 下小坂七百十七番 地	埼玉県川越市大字 下小坂千二十五番 地	埼玉県川越市大字 下小坂千八番地	埼玉県川越市大字 鯨井百四十一番地	埼玉県鶴ヶ島市大 字藤金七百七十四 番地十五	埼玉県川越市大字 平塚三十三番地	埼玉県坂戸市大字 片柳二千百六十六 番地二サンハイッ 宮崎二百三号室	埼玉県川越市大字 下小坂千九番地	埼玉県川越市砂新 田五丁目二十一番 地二十九	埼玉県川越市大字 下小坂六百七十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂千十四番地
埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十四番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十三番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 六十三番ほか二筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十五番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十番一	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十七番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十五番ほか一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十九番一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十六番一ほか 一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十四番
一、〇三一	二、六三四	三四五	四、七七一	一、四八三	八六九	五九六	二、〇六七	一、〇九四	三、六六八	一、七九八

平野 和夫	沼田 利夫	沼田 磯雄	戸田 信子	戸田 寿津雄	時田 勝海	田村 弘	田村 晴喜	田中 具視	田中 保代	田中 英子
埼玉県川越市大字 下小坂五百四十八 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百七十九 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百八十二 番地一	埼玉県川越市大字 平塚新田十四番地	埼玉県川越市大字 平塚新田十一番地	埼玉県川越市大字 平塚四百四番地二一	埼玉県川越市大字 平塚三十二番地	埼玉県川越市大字 平塚新田六番地一	埼玉県川越市大字 平塚五十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百九十九 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百九番地
埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十七番一ほか 四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十一番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十二番ほか一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十二番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十二番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十七番ほか三筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十七番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十九番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十三番
三、五六一	九〇二	一、三〇六	一、一九四	一、八六五	一、二五〇	一、七七三	四、八四九	一、二三三	八五一	二四一

増田 剛	増田 澄江	増田 幾久治	増田 和夫	福田 明美	平野 義昭	平野 俊雄	平野 恒夫	平野 茂	平野 京子	平野 和広
埼玉県川越市大字 下小坂六百三番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百六十六 番地	埼玉県川越市大字 下小坂五百八十九 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十五 番地	埼玉県川越市石原 町一丁目二十九番 地十九	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂千十三番地	埼玉県川越市大字 下小坂千三十六番 地	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十三 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十三 番地	埼玉県川越市大字 下小坂千十二番地
埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十六番一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十七番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 七十六番二ほか四 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十七番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十五番ほか三 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十二番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百四十一番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百二十八番ほか六 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十七番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十四番
九五	一、 〇〇四	四、 〇一五	二、 九三〇	一四八	三、 二六四	一、 三七六	九八九	八、 五九九	七一九	二六二

安田 美津江	安田 みさ子	安田 昌男	安田 忠雄	安田 清美	森田 哲司	宮川 清	増田 正雄	増田 正明	増田 英樹	増田 日出雄
埼玉県川越市大字 平塚二百五十一番 地五	埼玉県川越市大字 平塚三十七番地三	埼玉県川越市大字 平塚八十四番地	埼玉県川越市大字 平塚四十一番地一	埼玉県川越市大字 平塚三十八番地	埼玉県川越市大字 平塚六十九番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百番地四	埼玉県川越市大字 下小坂六百四十九 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂千三十五番 地	埼玉県鶴ヶ島市南 町二丁目一番五 五百三号新鶴団地	埼玉県川越市大字 下小坂六百六十四 番地二
埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十四番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字字の木二百 五十九番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十六番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十六番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 十四番ほか二筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十五番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十九番ほか一 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十五番一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十六番
二、〇九八	九六五	九四四	一、〇六三	二、二二三	一、五七一	一、三九二	二、〇六五	一、三七七	一、七七三	七〇二

石井 優夫	飯塚 弘	飯塚 武	飯塚 秋良	飯島 英雄	新井 操	新井 敏夫	荒井 大士	山下 富士子	矢部 嘉康	矢部 鈴江
埼玉県加須市柳生 二千四百四十七番 地一	埼玉県加須市麦倉 二百十番地	埼玉県加須市麦倉 百七十三番地	埼玉県加須市麦倉 百四十六番地三	埼玉県加須市小野 袋千六百二十一番 地	埼玉県加須市柳生 千九百四十一番地	埼玉県加須市小野 袋六百十九番地	埼玉県加須市飯積 百八十三番地	埼玉県川越市大字 平塚新田十七番地	埼玉県川越市大字 平塚新田二番地七	埼玉県川越市大字 平塚新田二番地
埼玉県加須市柳生 字中間七百五十四 番一ほか四筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十九 番一ほか五筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十番 一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百九番一	埼玉県加須市柳生 字中間八百六十三 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百六十五 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百八十二 番一ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字本村二百五番四	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十三番一ほか二 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 八十七番ほか二筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十八番
三、九一五	四、八五二	三、〇三五	九六七	一、一二八	三、八六八	二、九三〇	一七八	二、五六六	四、〇二五	一、八二八

落合 栄	落合 一夫	小倉 和夫	岡安 富美夫	岡田 久男	江田 安雄	江川 芳夫	市澤 茂	五十畑 義一	石川 正義	石川 文男
群馬県邑楽郡板倉 町大字下五箇三十 五番地一	埼玉県加須市小野 袋千六百二十六番 地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市上種 足千五百五十六番 地	群馬県邑楽郡板倉 町大字下五箇三十 七番地	埼玉県加須市柳生 千五百九十九番地 三	埼玉県加須市芋荃 三百五十五番地	群馬県邑楽郡板倉 町大字海老瀬五千 八百八十七番地	埼玉県加須市柳生 三百七十番地	埼玉県加須市柳生 二千八百四十三番 地一	埼玉県加須市麦倉 百十五番地一
埼玉県加須市柳生 字関下五百二十七 番一	埼玉県加須市柳生 字関下四百六十五 番一ほか二十二筆	埼玉県加須市小野 袋字新田百二十六 番ほか十七筆	埼玉県加須市上種 足五千六百四十一 番	埼玉県加須市柳生 字関下四百五十四 番一ほか一筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百五十八 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百三 十七番	埼玉県加須市柳生 字関下四百八十二 番一ほか九筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十三 番一ほか一筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百二十七 番一ほか一筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百五番一 ほか三筆
九六七	一七、一四一	一四、五六二	五、一五九	一、六四五	二、〇二九	一、五一三	八、八四七	一、三三三	一、九七八	二、八九九

中里 修	田口 長正	染宮 誠	杉山 榮一	下山 房巳	島崎 孝行	佐藤 充宏	佐藤 益弘	佐藤 重雄	小島 正義	柿沼 重男
地 埼玉県加須市柳生 二千三百三十六番	埼玉県加須市小野 袋千八十三番地	地 埼玉県加須市柳生 二千二百五十九番	埼玉県加須市柳生 二千七百九番地	埼玉県加須市柳生 四十七番地	地 埼玉県加須市柳生 二千三百二十六番	埼玉県加須市飯積 四百七十五番地二一	埼玉県加須市飯積 四百四十一番地一	埼玉県加須市飯積 四百七十二番地	埼玉県加須市小野 袋千六百四十九番 地	地 埼玉県加須市柳生 二千三百八十四番
埼玉県加須市柳生 字中間八百四十七 番一ほか五筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百二十八 番一ほか二十三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百三十一 番一ほか十九筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百二十番 一ほか八筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十四 番一ほか十筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十二 番一ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字北悪戸五番ほか 八筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百二十 四番ほか一筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百七十八 番一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百三十七 番一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百十七番 一ほか八筆
五、二二二	一九、五四三	七、八七七	六、四九六	九、一二四	五、五八〇	五、七一一	一、二六九	二、七五七	二、九〇一	七、三四六

森戸 政己	森戸 信雄	福地 良助	福地 信雄	早川 茂	羽鳥 恆江	橋本 一郎	野中 浩	農業生産法人株 式会社グリーン ファーム川島	中里 功一	中里 和人
埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市柳生 千六百二十七番地	埼玉県加須市柳生 千九百四十九番地	埼玉県加須市柳生 二千二百七十七番地 二	埼玉県加須市柳生 千九百六十三番地	埼玉県加須市飯積 五百二十四番地	埼玉県加須市柳生 二千八百五十五番 地	埼玉県加須市飯積 三百八十四番地	埼玉県加須市柳生 百五十番地一	埼玉県加須市柳生 二千四百十一番地 一	埼玉県加須市柳生 二千四百二十八番 地
埼玉県加須市柳生 字中間七百六十二 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百四十九 番一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百六十七 番一ほか十一筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百五番一	埼玉県加須市飯積 字五反田六百八十 四番	埼玉県加須市柳生 字中間七百二十一 番一ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百九十 四番	埼玉県加須市柳生 字関下三百八十六 番一ほか二十五筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百番一	埼玉県加須市柳生 字中間八百六番一 ほか十二筆
二、八二三	二、九〇一	四、〇六八	一〇、五八二	一、二三二	九九八	三、四九一	四九九	一七、四八〇	七三二	七、七一五

大橋 一幸	株式会社外岡商 店	渡邊 宏	渡邊 克行	吉澤 幹雄	横塚 高志	山本 文吉	山本 博	山本 啓二	山中 茂雄	矢島 恒男
二 グリーンヒルズ二百	静岡県賀茂郡南伊 豆町中木三十九	埼玉県加須市飯積 五百四十五番地	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市柳生 二百七十七番地	埼玉県加須市柳生 二千三百八十番地	埼玉県加須市柳生 千七百十五番地	埼玉県加須市柳生 千七百二十三番地 一	埼玉県加須市柳生 二千三百二十番地 一	埼玉県加須市柳生 八百三十六番地二一	埼玉県加須市戸室 千百九十番地
奈町大字小室九千 間二千五百六十一 番一ほか十筆	埼玉県狭山市柏原 字下双木千三百五 番	埼玉県加須市飯積 字五反田六百六十 番二ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字山王千百九十 四番	埼玉県加須市柳生 字中間八百一番一 ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百五十八 番一ほか四筆	埼玉県加須市柳生 字関下三百九十二 番一ほか十九筆	埼玉県加須市柳生 字関下三百九十四 番ほか十筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百二十番 一ほか六筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十番 一ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百一番 一ほか二筆
五、 二七三	九九一	一、 二四九	四四二	二、 六〇五	二、 九三〇	一〇、 〇八〇	五、 六五四	三、 八九三	一、 九一一	九五三

二 申請年月日

平成二十九年三月十七日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年四月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の第二項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十九年三月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ハウスリスト	埼玉県川越市今福八二〇番地二	亭 光彦	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
株式会社ラインクリエート	埼玉県志木市本町六丁目一八番二二号	中尾 英俊	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
株式会社サンエス	埼玉県川口市芝中田一丁目四〇番八号	鈴木 一郎	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
有限会社伊藤建設	埼玉県戸田市喜沢南一丁目二番二五―四一四号	伊藤 裕幸	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
鈴木内装	埼玉県春日部市米島八六一番地一九	鈴木 俊秋	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
株式会社小川建設	埼玉県春日部市銚子口六六三番地三	小川 誠	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号
サクラ工業株式会社	埼玉県三郷市幸房一四四四番地	佐藤 秀夫	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十九年埼玉県告示第二百三十九号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（電子国土基本図修正、国土広域情報修正）

二 作業期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県全域

告 示

埼玉県告示第四百号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十一号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百一号

平成二十八年埼玉県告示第千二百五十九号で公示した公共測量は、平成二十九年十月三十一日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二号

平成二十八年埼玉県告示第四百二十三号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十六日終了した旨測量計画機関である東秩父村から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

松伏町の一部

四 作業期間

平成二十九年四月一日から平成二十九年四月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第四百四号

平成二十八年埼玉県告示第千四百八十七号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十六日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百五号

平成二十八年埼玉県告示第千六百十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十六号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七号

平成二十八年埼玉県告示第千五百十九号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年六月十三日から平成三十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から平成三十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十八号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から平成三十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第四百九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第七百八十二号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千二百十八号で告示した川口市都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成元年九月二十二日から平成三十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第百九十一号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成九年二月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四十五条第二項の規定により西吉見南部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告
する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目の一部、四丁目の一部、五丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成二十九年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十九年三月三十一日

告示

埼玉県告示第四百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
宮代町道仏土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

岩崎 文庫	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百六十五番地
島村 栄一	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百七十八番地
大山 儀身	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百八十一番地五
大高一 男	埼玉県南埼玉郡宮代町百間六丁目六百五十番地
島村 俊夫	埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目六番二十三号
押田 徳一	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百八十八番地
深井 育雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百十番地
島村 邦雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百六十七番地一
島村 均	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛二百八十三番地
飯田 明	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百六十五番地六
小河原 正	埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百七十一番地二
秋谷 善弘	埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四百番地
深井 邦雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字中島八十一番地
濱田 慶三	埼玉県南埼玉郡宮代町字逆井二百二十二番地
鈴木 康雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百四十三番地

就任した理事の氏名及び住所

岩崎 文庫	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百六十五番地
大山 儀身	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百八十一番地五
大高一 男	埼玉県南埼玉郡宮代町百間六丁目六百五十番地
島村 俊夫	埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目六番二十三号
押田 徳一	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百八十八番地
深井 育雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百十番地
島村 邦雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百六十七番地一
小河原 正	埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百七十一番地二
鈴木 康雄	埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百四十三番地

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から

平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 設立認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 変更認可の年月日

平成二十九年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百三十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

様式第六号中「第2.8.1条」を「第2.7.1条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
戸田市早瀬一丁目三六二六番 一地先から同市笹目南町六五 四二地先まで		区 間
一四・六〇) 一五・八〇	一九・一〇) 一四・六〇	敷地の幅員 (メートル)
八七・五〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡小川町大字韮負字尾 影一二七五番一地先から 同郡同町大字韮負字乙長谷 一三九六番四地先まで		区 間
一二・四三〇 一四・九一	一二・八二〇 一五・三九	敷地の幅員 (メートル)
一三二七・五〇メートル		延 長 (メートル)
道路施工承認工事による		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字韮負字尾影一 二七五番一地先から同郡同町大 字韮負字乙長谷一三九六番四地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月三十一日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二二七・五 メートル。</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
下前原八六三番三地先まで	秩父郡小鹿野町飯田字小保沢二八 ○番一地从り同郡同町両神薄字	秩父郡小鹿野町小鹿野字新屋敷一 一二七番一地从り同郡同町両神 薄字下前原八六三番一地从り先まで	区 間
一一・〇〇〇 四七・〇〇	一一・〇〇〇	五・五〇〇 三一・二〇	敷地の幅員 (メートル)
九二六・七〇	九二六・七〇	一五九七・五〇	延 長 (メートル)
旧Aの一部(延長一三二二 〇・〇メートル)を小鹿 野町に引き継ぎ、残りを 廃止する。			備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
○番二地先まで	秩父市荒川贄川字笹平九六六番三 地先から同市荒川贄川字向原八二	秩父市荒川贄川字笹平九五八番三 地先から同市荒川白久字林平一八 八九番一地先まで	区 間
一一・八〇〇 九六・六四	一一・八〇〇 九六・六四	六・四三〇 五一・六二	敷地の幅員 (メートル)
七一四・八五	七一四・八五	一一三三二・〇〇	延 長 (メートル)
旧Aを秩父市に引き継ぐ			備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡小鹿野町長留字山ノ神二八 八番一地先から同郡同町長留字池 ノ入三七六番地先まで	区 間
一三・〇四 二八・四一	八・二〇 二一・五三	敷地の幅員 (メートル)
	三七三・〇〇	延長 (メートル)
	道路改築工事	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>五一〇番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町長留字中原四三八 番一地先から同郡同町長留字中原</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・三〇〇 三六・六〇</p>	<p>三・二〇〇 一一・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八〇・〇〇</p>	<p>二八八・三〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事(一部区間を小鹿野町に引き継ぐ予定である)</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北田二五番一地先まで	児玉郡美里町大字甘粕字北田一六番一地先から同郡同町大字甘粕字	区 間
一三・〇四 一六・一一	一二・三九 一三・一一	敷地の幅員 (メートル)
	一六七・五四	延長 (メートル)
づく承認工事による。	道路法第二十四条の規定に基	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 本庄寄居線

児玉郡美里町大字甘粕字北田一六番一地先から同郡同町大字甘粕字北田二五番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
で 同市新利根一丁目一番一地先	から 加須市外野字下二〇六番三地先	で 同市外野字古川八二四番地先	区 間
一〇六二・六〇 三二・〇〇	一一・五〇 一〇・七五	五・〇〇 一二・七五	敷地の幅員 (メートル)
一〇六二・六〇		九四二・六〇	延長 (メートル)
	継ぐ。	平成二十三年四月八日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 十一号で予定された引継の処理で あり、旧Aを加須市道として引き 継ぐ。	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月二十四日

川建セ第二八〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目十六番地十 ラッファイナート二〇二

小林 朋弘

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第二号	認定番号
平成二十九年三月二十三日	認定年月日
埼玉県本庄市小島一丁目千五百六十九	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年三月三日

指令越建セ第二八〇〇〇八一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月二十七日

越建セ第四九四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百三十九番一、四百四十一番

幸手都市計画事業宮代町道仏土地地区画整理事業施行地内五十二街区㊦画地、五

十二街区㊧画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道仏三百六十五

岩崎 文庫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年三月二十四日

指令越建セ第二八〇〇一三二二号

二 検査済証番号

平成二十九年三月二十八日

越建セ第四九五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東十八番三、十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市藤塚千七百七十三番地一 シュプリームレジデンスA一〇一
宇賀神 麻美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令越建セ第二八〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月二十八日

越建セ第四九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸四丁目三十八番、四十番一、四十番二、四十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県議会議長 小林 哲也

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

「	
分離課税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・譲渡・雑所得	

「	
分離課税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
一般株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の利子・配当所得	
先物取引の事業・譲渡・雑所得	

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

告示

埼玉県病院事業告示第八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項の次に次のように加える。

病院が表 示する診 療時間以 外の時間 における 診察	埼玉県立小児医療センター	一回につき	八、六四〇円

表非紹介患者の初診の項中「四、三二〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

告示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	美園コミュニティセンター
所在地	(旧) 埼玉県さいたま市緑区 大字下野田六百五十五番地 (新) 埼玉県さいたま市緑区 美園四丁目十九番一号
管理者	公益財団法人 さいたま市 文化振興事 業団
収容人員	三百人

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雜 報

議長選挙

宮崎 栄治郎 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 小林 哲也

副議長選挙

石井 平夫 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 土屋 恵一